



御心成義

品類

始



779

# 213  
986



題 題 題 題 題 題 表

題

字 字 字 字 字 字 書

有馬海軍大將閣下  
 平沼前總理大臣閣下  
 宇垣元外務大臣閣下  
 荒木前文部大臣閣下  
 真崎陸軍大將閣下  
 河原田文部大臣閣下  
 松平貴族院議長閣下  
 小山衆議院議長閣下



勤而恕

樂善

在存



河原田孫三



又

孫三



皇明光日月

男爵平沼騏一郎敬書

八紘  
一字

皇道

己卯初冬

一平

貝夫謹書

神威如鏡

真崎甚三郎題

玉律  
奉公

河原田稼三

玉律成

奉公

勤而恕

在存

## 序 文

現下我國は内外多端、眞に國民試練の秋なり、須らく民族固有の精粹を發揮して以て光輝ある國史の成跡を貽さざるべからず。

抑々皇國には天地開闢以來、連綿として無窮に發展すべき神祕を藏す。

國民にして皇道の眞意義に徹し、粹勵の誠を輸さは、皇國の盛運期して俟つべし、たゞ憂ふべきは今尙迷路に彷徨するもの尠からぬことに存す。

畏友中野君夙にこれを慨し、固本盛國社を起し、皇道の研究宣布に従事

すること茲に年あり、今その論文を輯録して上梓せんとす、これを披見するに皇道の根本義を敷衍し、内外の重要問題を照破して煌々たり、論旨劃切を極む、爲政者これによつて時務を裁き、國民これによつて奉公の道を誤らざれば皇國の前途坦々として展開せらるべし、刻下緊喫の書として敢へて江湖に推奨する所以なり。

神宮奉齋會長 今 泉 定 助

## 自 序

内には應々にして相剋の悲劇を生み、外は同種相闘ぐ、實に聖代の痛恨事たり、而してその終由する所、思想信念認識の軒輊に存す、蓋し歐米の文化は、一面に於て人文に貢献する所多かりしと雖も、他面東洋傳統の思想を攪亂し、固有精神の一部破壊を招來したること疑ふべからず、速にその禍害を除くの急務を、自覺するにあらずんば、東亞民族の將來得て知るべからず。

不肖この危局に對し、憂慮措く能はず、乃ち固本盛國社を起し以て、思想啓發に微力を捧ぐ、天祐地援に恵れたる我國は、天祖建國の精神を體して違ふことなくば、

國運の隆昌、東亞の殷盛、期して待つべきものあり、徒らに歐米民族の對立的鬭争形式の因襲を模すべきにあらず、然るに明治以來、歐米雁行の急務に眩惑し、その有形無形を無秩序に採用したる結果、各方面に過不及凸凹を生じ、その弊今や極らんとす實に國家の大患なり、而してこれを矯正するの道は唯皇道精神を闡明し、以て大和民族古來の姿を顯現するにあり。

世に皇道を唱へ國體明徴を云ふ者多きも、動もすれば其眞意義を逸脱せるもの少からざるを覺ゆ、却つて皇道を危ふする虞無きにあらず。嘗て反賊足利尊氏錦旗を奉じ、當時の武臣良民をして歸趨を誤らしめたる例あり、世に所謂右翼と稱するものあり、多くは口に國體明徴及皇道を唱ふ、社會主義を排斥し、其掃滅を期するは固より可な

るも其餘勢は議會否認論、法律無視論に及び、其結果は明治大帝の御勅諭、聖旨に反し、期せずして亂臣、賊子に陥らんとするものあり。又世に所謂自由主義者と稱せらるるものあり、議會否認説を排撃するは可なるも、其余、國體明徴、皇道宣揚にも反對するに至り、終に非國民に墮せんとするものあり。又所謂毛唐心醉者と稱せらるるものあり。露國のコンミュニズムに心醉せるものは夙に影を没したるも、近時歐洲に名聲高き獨逸のナチス、伊太利のファツシヨを全面的に受入れ、全體主義、國家社會主義を讚美謳歌し、皇道を遺忘せんとするものあり。又他面には英米の古きデモクラシーを無條件にあてがれ、皇道を輕視せんとす。眞に現下の日本は思想國難の淵にあり、千態萬様の國患之を極むれば其基く所多く此點にあり。



本書はこの目的を達成せんがために、逐次發表したる論文を蒐録して之を基礎となせり、随つてその記述動もすれば斷片的なるを免れざるも、現實に發生したる各事項を皇道精神に照して説明することに努めたり、淺學菲才、及ばざること遠しと雖も、皇道の實現實行に、幾分なりとも裨益することを得ば著書の光榮之に過ぎず。

尙卷頭に先輩、各位より序文又は題辭を寄せられ、本書の刊行を激勵せられたるは、著者の深く感銘する所なり。

昭和十四年十二月

著者

## 皇道の眞意義 目次

緒論	三
第一 皇道と三大御神勅及び三種の神器	一四
第二 皇道と祭政一致	二二
第三 皇道と五個條の御誓文	二七
第四 皇道と天皇親政	三六
第五 皇道と我國政	五九
第六 皇道と神儒佛その他の宗教	六九

第七 皇道と我國の法令制度……………七八

第八 皇道と自由及び統制……………八八

第九 皇道と我固有の道德……………九八

第十 皇道と八紘一字……………一〇七

第十一 皇道とファツシヨ、ナチス……………一二六

第十二 皇道とデモクラシ……………一三〇

第十三 皇道と外交……………一四〇

第十四 皇道と所謂國民戰線、人民戰線……………一五九

第十五 皇道と帝國議會……………一七〇

第十六 皇道と全體主義……………一八〇

第十七 皇道と日本の政黨……………一九二

第十八 皇道と國家社會主義……………二〇二

第十九 皇道と舉國一致……………二一一

第二十 皇道と日本の經濟……………二二〇

第二十一 皇道と民族問題……………二二三

第二十二 皇道と學問研究の自由……………二四六

第二十三 皇道と官吏道……………二五五

第二十四 皇道と勞資問題……………二六五

目次

四

第二十五 皇道と臣民の道…………… 二七六

目次終

皇道の眞意義

中野邦一

## 緒論

悠久の建  
國精神

日本の國體が世界無比であることは、我國開闢以來嚴然たる事實であつて、何人もこの事實を疑ふものはない、而してその優越せる國體が連綿として今日に及び、天日の中天に懸り、照々として八紘を光被するが如く、限りなき惠澤、天か下の民草を霑ほし、民はたゞ一意上に奉し、全努力を傾くるを旨とし、永久に變ることなき所以のものは、大八洲建國の肇めに於て、無窮に傳ふべき精神が、充實躍動し星移り物變るとともに、雲散霧消するが如き脆弱なるもの

でなかつたからである。

明治維新の改革は、この精神の顯現を本義としたものである。腐朽三百年の徳川幕府を斃すが如きは、固より主たる眼目ではない、況や攘夷開港の論争の如きは、幕府の拙劣外交を攻撃する問題で、今で言へば積極政策とか消極政策とかいふ程度のものである、頼朝以來七百年爲政の衝に當るものは、武將の棟梁たる幕府であつた、武力を基礎として世襲的に權力を壟斷することが、我國體の精神に反することは、事理を辨へたるもの夙に認識したることである。たと昔は、今日の如く教育普及せず、武力の權威が強かつたために、風を望んで不本意ながらこれに従つてゐたに過ぎない。

嚴然たる  
事實

日本の國體の尊嚴を體認することは、決して困難のことではないのである、何となればそれは事實を事實とすることであるからである、事實はこれを置き換へることは出来ぬ、それは異

つた物が、同時に同所を占むる能はざるの理と同一である。日本の歴史の本を見れば、古事記日本書紀を始めとし、大鏡、増鏡。その他民間の著書に於ても皇統の不變無窮を語らざるものはない。

それにも拘らず昭和の現代に於て、國體論が喧しくなつたことは、思想上から見れば退歩であると共に、明治以來の教育に一大缺陷があつたことを證明し、同時にその教育をうけた人々は、思想上更めて修養を必要とするとの結論に達せざるを得ない。國體明徴、日本獨特の立憲政治の語は、此頃聞かなくなつたが、これを主張せんとする意思是、消滅したのではないやうである。國體問題に就いては數年前に機關説が問題となつた、機關説に就いてはこゝに論ずることを避くるが、用語が悪ければ更めればよい、言葉は符號の一種である、二本の指を出すと同じことである。それ故言葉は悉く不完全である、不完全であるから、精確を必要とする科學

珍らしき  
昭和の國  
體論

に於ては、先づ用語の意味を一定する、否用語の意味が定まれば、研究は半ば以上成功したものと云つて差支ない。

## 正義と道徳

今の世界は持てる者と持たざる者との對立抗争の繪巻物である。第一回の世界戦争今回の歐洲戦亂が皆それである、持てる資本家と持たざる労働者とが絶えず抗争して居る、近衛公は國際正義、社會正義の語を以て之を解決せんことを議會に聲明したが其意味は明白でない。吾人は社會生活、國家生活乃至國際生活を營む間に人間道徳のあることを忘れてはならぬ。現に持てる者は嘗て持つ丈の理由を持つたに相違ない、即ち過去に於ける努力、優越せる實力等に依るであらう、今故無くしてたゞ取ることは正に窃盜であり、強盜である、斷じて道徳には適はない。乍然また過去の理由が如何であらうとも、現實の生活上無用の土地を持ちつゝ他方耕かさんも地無きに窮せる人類の前に開放だにせざるが如きは近衛公の言ふ通り斷じて正義には適

はない。吾人は道徳を守ると同時に、正義を主張せねばならぬ、即ち正義と道徳の明確なる認識が最も大切である。

今世界には共產主義といふ名目で、政治をやつてゐる國すらある。共產思想は一種のユートピアから出たもので、實際には原始未開の時代、ある一部にあつたやうである。それは純然たる自給自足經濟の場合であつて、一集團が自然物を採集して生活し得た時代にのみ行はれたことであらう。現在の共產政治と稱するものは、掠奪、横暴、黨派專制、武力壓迫、自由禁制の政治のやうである。かやうな政治は最悪のもので、理論として議すべきものではない、たゞ人間は先天的に、多少の掠奪性を有する。何れの國に於ても、盜財、奪取を取締ることは、秩序維持の最初である。しかしこの掠奪性の缺陷を利用することによつて、悪徒を糾合することが出来る。それが國內的に勢力を得れば、悪いながらも一つの政治である。民度低く正義の念乏

共產主義は暴力、掠奪政治を生ず。

しく、強者に虐げられて、畏怖することに馴れた民族には、時としてかやうの政治状態も持続する。かやうの政治は人類の本性たる道徳を無視するが故に、強烈なる暴力を必要とする。この暴力は現代に於ては軍備の形式となる。赤○軍などいふがそれである。掠奪共産主義の政治は、暴力と強制あるのみで、暴力者の天下である。

共産主義者は宣傳煽動に巧なり

彼等はしかし宣傳に巧である。殊に無智の者に對する煽動が最も得意である。而してそれは偽罔の悪智慧である。狼が鶏を欺く類ひである。これに欺かるゝ類ひが稀にはある。しかも或國內に偽善が行はれ、悪徳蔓延る時、不平不満の徒を煽動し良民を偽いてこの悪手段を模倣するものがないとは言へない。悪を主義とすることは、理性の許さざる所たると共に、事實として存在せしむべきではない。

我國に於ては掠奪を政治の主義とするが如きは、古來夢想だもしなかつたことである。持た

我國では持つ者は長者と稱せらる

ぬ者が持つ者に對して不平を言ふが如き卑劣なる根性はない。多く持つものが尊敬される。郷村に於てもこれを長者といふ。持つには持つべき理由があるからである。それは或る場合には天稟の才能であり、或場合には他人の及ばざる努力であり、ある場合には累代徳行を以て敬慕さるゝ、所謂積善の家である。徳行は自分のためでない。他人を幸福にせしむるための犠牲である。勝れたる一つの犠牲は一般に大なる福祉を齎らすことがある、かゝる場合衆人に崇めらるゝは當然で、物質に於ても不自由をする筈はない。孔子も徳は孤ならずと言つた。我國の上古生活はみなかやうの心持ちであつたから、道徳の理論はなかつた。議論をせずに普通の心掛けで實行した。

政治に於ても我國の精神は、諸外國のそれと全く根本を異にしてゐる。共産露國の事は論外として尙世界には獨、伊、英、米、佛を始め各種各様の國がある。我國は之等と機に臨み變に

日支事變  
に對する  
我態度

應じ實狀に則して或は同盟を或は協定を結ぶ要あらむも、所詮は世界無比なる尊き國柄なるを自覺し徒に羨望追隨することなく飽迄自主的大所に立つて善所して然るべきである。元來外國の政治は奪ふことが唯一の動機である。我國の政治はそれと反對に與ふることである。奪ふことを争ふのではなくて、寧ろ與ふことを争ふのである。今回の日支事變に當つても「領土的野心無し」とか「東亞新秩序建設の爲」とか「興亞の爲」とか屢々政府より聲明し又着々其儘孜孜として實行して居る。即ち大なる犠牲を拂つて支那人から物を奪はずして寧ろ之に與へると云ふ所は到底外國人の理解し得る所ではない。これは日本民族か、掠奪された被害の経験がないからである。歴史に書いてなくとも、言ひ傳へがなくとも、掠奪威迫をうけた民族は、必ずその潜在本能が反動する。支那人は掠奪に於て徹底的である。平素は極めて從順で穩和である。然るに一たび掠奪の機會に逢着すれば、忽ちにして惡魔と化し、寸毫の容赦もない。全く

別人の觀を呈する。これ太古に於て屢掠奪を蒙り、怨み骨髓に徹した殘績性格で、環境の誘導によつて反閃するものと思ふの外はない。

所謂英雄  
思想は皇  
道精神に  
副ふもの  
に非ず

我國の政治思想が墮落して來たのは、蘇我、藤原の專横がその一つであり、外國の英雄思想の侵入がその二である。もと／＼日本には聖人も英雄もない。みなが聖人であり英雄であつたから個人的思想がなかつた。聖人の思想も英雄の思想も、他と區別せらるゝ特性を欲するのである。欲せざるにしても專有したのである。これは近代的語句を以てすれば、名譽の掠奪である。皇道精神は日本人の民族精神の精粹である。大和民族の魂である。他國の政治思想と對立的に論すべきものではない。而してその醇味を酌まんとするには、英雄思想發生の前に遡つて純粹性を穿鑿することを要する。

日本民族  
の世界觀

元來日本民族の世界觀は實に世界無比である。世界一切のあらゆる物を科學者の所謂生物と



無生物とを問はず動物も植物も土地も大氣も火も水も皆神なりと観ずる。而も或一定の神（假へばゴット）に依つて創造せられたものでは無くて、實に修理固成せるものとなす。而して又日本民族の生活一切（政治、經濟をも含む）は既に長へに三大御神勅に依つて垂示されたるものと信ずる。従つて其大綱は萬世不易なるを疑はない。茲に民族精神、建國精神將た皇道精神の精髓を見出すのである。

## 皇道の意

この頃、我國では皇道といふ語が頻繁に使用されてゐる。しかしそれはよく理解した上か否かは疑はしい。それは吾等が皇道とは何ぞやといふ質問に屢遭遇することと判る。皇道の皇の字は支那でも使用せられた。その支那の故實によつて解釋せんとするものもある。我國でいふ皇道は、支那理論では解釋されない。我國の歴史、我國民性等を究めて然る後にその眞意義が體得される。要するに肇國精神に基く道德である。皇道を世界に宣揚し、列國をして我國を敬

慕せしめんとするには、それにふさはしき思想内容を充實することが必要である。内容は實行を含むことはいふまでもない。

## 第一 皇道と三大御神勅及び三種の神器

### 三大御神勅

國體、政治、道德の淵源

我國體及び政治が、天孫降臨の際に靈示し給ひし御神勅に基くことは、既に緒言に於ても述べたるが如く何人も知れる所である。従つて日本の政治及び道德等が、御神勅の精神を具現するものでなければならぬことも明である、我國の至寶たる古事記及び日本書紀は正に三つの御神勅を後世に傳へて居る。

#### 第一 天壤無窮ノ神勅

天照大神皇孫曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫爲主之地也、爾皇孫宜就而治焉、行矣

實祚之隆當與天壤無窮矣

#### 第二 齋鏡齋庭ノ神勅

天照大神平持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之日吾兒視此寶鏡當猶吾可與同床共殿以爲齋鏡又勅日以吾天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒

#### 第三 神籬磐境ノ神勅

高皇產靈尊因勅吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲皇孫奉齋矣、汝天兒屋根命天太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲皇孫奉齋焉

第一に示されたるが如く、爾來幾千年の間、吾國體は動きなく、連綿として一系の天皇の下に統治せられ、皇運益々隆にして、日月とその光を争ひ、とつ國をして驚異せしめつつある所天壤無窮以のもの、實にこの御神勅の賜といはねばならぬ、而して御神勅の由來する所は、伊邪那岐、

伊邪那美之二神が天の浮橋から、吾國土を造營せられ給ひしことに淵源を有し、肇國の幽遠なる、以て他國の比すべきなき所以のもの、固より當然である。

寶鏡と齋庭の穂

第二の寶鏡は、天照大神の大御心を象徴されたもので靈を意味し、齋庭の穂は稻である。即ち食料を意味する、また物質を代表するものと考ふることが出来る、これを以て天孫民族は葦原中つ國に於て、靈肉物心兩界に互り、淨く豊に繁榮し、無限の發達を遂ぐる惠澤に浴してゐるのである、世界歴史上國の盛なりしものも必しも尠くない、而して名君賢主の善政を讃へられたる者もある、然しながら建國の初めに於てかくの如く、靈界と物界との兩面を包括して、無窮に榮ゆる規範と方法とを垂示せられたるの例は、これを求むることは出来ない、この宏大測るべからざる御恩澤に對しては、たゞ畏服するの外はないのである。

神籬磐境

第三の神籬磐境の神勅は、高皇產靈の神によつて示され給ふた、神籬は神を祀ることであり、

磐境は神のみます境域と解し得る、天孫瓊杵尊は言ふまでもなく、神裔におはすが故に、葦原中つ國に於ても、神籬磐境を以て齋き祀るべきことを、天兒屋根命と天太玉命とに示され給ふたのである。我國民が年の始めに各戸松竹を飾つて新年を壽ぐのは、天孫御降臨の神事を毎に想ひ起こして、皇運の無窮を祀るのであつて、この御神勅に由來する。

神籬磐境の御神勅は、尙重大なる意義を暗示してゐる、即ち皇室と國民との不二一體を現すと共に、天皇統治の及ぼす所、悉く磐境であつて、神代からの惠澤の絶えざるを意味する、八紘一字の御神勅もまたその意を均うするものであらう。

我國體が萬國に秀でてゐることは、單に萬世一系の皇統を戴くことだけではない、この葦原中つ國を弘しめし給ふについて、國土人民を生み、生成化育のため大なる恩澤を垂れ給ひたるを忘るべきではない、而して天孫の御降臨に際しては、生活繁榮に必要な有形無形の方法を

宣らせ給ふた、この幸福を享受せる我大和民族は、日夜感謝の念を以て奮闘努力し、各その力に従ひ能に應じ、國家磐境を齎きまつり、文武格遵神ながらの精神を體して、皇運の彌榮に貢獻せねばならぬ。

三大神勅の神意は幽玄無比、容易に窺ふを得ざるものである、ここにはその解説を試みたのではない、これを拜誦して所感の一端を述べたに過ぎない。

蓋し國家空前の大難關に遭遇し、皇國の威力を發揮するの急愈々迫れるの時、國體の尊嚴を認識し、益々その精華を發揮すべく努むるは國民當然の義務なるが故である。

### 三種の神器

以上の御神勅によつて日本國家創成の基本原理解を垂示し給ひしばかりでなく、天孫降臨の際

この精神を永遠に保持し皇祚の彌榮を確信するため三種の神器を授けられ、永く皇位の御しるしとなつてゐる、即ち

八咫鏡

草薙劍

八坂瓊曲玉

である、御鏡は伊勢の大廟に、御劍は熱田神宮に奉祀せられ、御玉は宮中に鎮座まします。

神器は皇位の御し

るし  
神器は皇位の御しるしであるから、これを受けつがざれば皇祚を踐むことは出来ない、天津日嗣でなければ神器を受けつぐことは出来ない、日本帝國が三千年の昔より、萬世一系の皇統を奉戴して、天地と共に無窮なるを得るは、實にこの御神勅を萬代に傳ふる、神器の儼存するに依るのである。

日本帝國  
の生命

古代道義未だ明ならざりし時、種々の波瀾を生じたことはあるが、皇統の紛淆することの無かつたのは實に神器の威力が發揚せられたる結果である、日本の生成及び皇室の惠澤によつて大和民族が無限に發展すべき方法を示されたる御神勅と、これを具象する神器とは、實に日本帝國の生命である皇國盛運の由來する所實に遠しといはねばならぬ。

## 第二 皇道と祭政一致

政治の心  
構への表  
現

祭政一致が兩三年前政府の政綱として掲げられ世人の注目を惹いたが、その意味がまだ明でないためか祭政一致の政策が如何様に具體化するだらうかと世間で、殊に神道界、宗教界では騒いだものである。しかし、自分等はそれは單に政治の心構へを言ひ表はしたに過ぎないものと思つた。

明治初年  
の祭政一  
致と廢佛  
毀釋

我國に於て祭政一致が、政策として現はれたのは、明治初年である。明治維新は、神武天皇翊業の古に復つて、制度を改め庶政を刷新せんとしたのである。我國の上古は祭即政であつた。橿原奠都と共に丹生の川上に、天神地祇を奉祀し、國土の安穩を祈念された。明治の王政復古にも、この史實の精華が再現した。加之倒幕勤王の思想には、神道及び國學派の熱情が活躍し

た。それ等の原因が綜合して祭政一致となつたものと推測せられる。しかしその施政は廢佛毀釋運動に走つたために成功しなかつた。

佛教も儒教もその元は我國のものではない。けれど傳來既に久しくして我國風、國民性に同化してゐる點が尠くない。これを廢毀せんことは國民の信仰の一部を空虛ならしむる結果となる。我國に於て佛教及び儒教が發達したのは、外國の例に見るが如き強制布教の結果ではない。日本國民がこれを渴望したのである。それ故に我國體國風に副はない點は削除し、思想信仰の糧となる所のみを攝取し更に研磨して、支那印度のそれよりも勝れる點あるまでに發達してゐたのである。

## 政教相剋の問題

祭政一致を宗教的に脱線せしむれば政教相剋の問題を起す。歐洲ではこれがため三十年戦争の如き慘澹たる鬭争が行はれ、今も尙歴史を顧みる者をして慄然たらしむるものがある。我國

に於ては西洋の如き宗教による戦争は少ない。唯、日本の中世佛教興隆の極、宗門に於て僧兵と稱して兵馬を蓄へ宗教の軌道を逸脱するに及び織田氏に於て討伐せられたる史實あり、又キリスト教も其眞使命を逸する嫌疑の下に邪教禁止の名に於て徳川氏に斷歴せられ、終に天草亂の悲劇を生むに至つた例もある、もとゞ日本惟神の道は偉大なる包容力を有してゐる。如何なる、宗教に對しても、超然儼然として天地と共に存する。濫りに異端邪説の敵視觀念に囚れない。國民思想の内容が豊富となり、世界各國の進歩から取り殘さるゝことのないのは、この包容力咀嚼力に因るのである。

これを事務的に觀れば、現在は祭祀と政治とは職掌を異にしてゐることは多言を俟たない。即ち明に祭政分離である。この分離したる祭祀と政治とを合一せんとすることを意圖するものはない筈である。従つて政治家の所謂祭政一致はたゞその精神を酌むべきである。神に仕ふ

祭祀と政治は事務的には合一し難し

るの心を以て政治をなすといふ心構への問題である。何人も政治に携はるもの、誠心誠意その及ばざるを恐れて、所謂滅私奉公をなすべきこと當然である。が建國精神に對する感激の發露として、祭政一致が叫ばれたものと解すべきである。祭政一致の政治もそれ故に、皇祖皇宗の遺し給へる道、即ち皇道精神によつて政治を行ふに外ならない。政治の規矩を皇道に求むるといふに歸せねばならぬ。新なる政策でもなく、危虞を生ずる問題でもない。今日徒に思想界宗教界を動搖せしめ、民心を不安ならしむるの結果を生ずることありとせば、却つて皇道精神に背反するものと言はねばならぬ。

惟神の道  
と國民精  
神

我國の惟神の道を以て、外國の學者の中にはこれを祖先禮拜教となし祖先禮拜は宗教にあらずといふ。學者の作つた宗教の定義に副ふか否か意に介する必要はない。日本人の信仰が祖先崇拜にあることは、外國學者の言ふが如くである。何れの民族も祖先を崇拜しないものはない

そのうち日本國民の祖先崇拜が最も熱烈であり、徹底的である。それは決して外國に觀るが如き單に一家一族の祖先を崇拜するのみでなくて、民族の祖先を崇拜するのである。日本國民の忠節憂國の念は實にこの現れである。民族の祖先に對し透徹せる意識を有すること日本國民の如きは、世界に比類がない。この祖先崇拜の念は即ち子孫愛護の念となる。子孫の愛護も外國人に見るが如き自己の子孫のみを限るのではない。同胞の子孫を愛護するのである。この上下一貫する信仰は國民精神の核心である。

祭政一致の精神も祖先の教訓に聽從するの意味である。神を祭祀するは、虚心坦懷無我滅私の境地に浴することである。形に於ては褻褻である。希ふ所は清淨潔白である。無我自在である。此境地に於て政治を行ふの意である最近歐米の物質的爭奪的思想が侵入して、日本のうちにもこれに感染し目前の低劣なる欲望に、日夜齟齬し、或は好惡に墮するもの絶無ではない。

神を祀る  
の心を以  
て政を行  
ふ

これ等の人々は祭政一致の精神を深く頌味する必要がある。

祭政一致  
と皇道精  
神

帝國憲法は皇祖皇宗の遺訓を紹述せられ給ひしものたることは、明治大帝の仰せられた所である。上古に於ける祭即政の簡易なる状態から觀たならば、憲法に規定せらるゝ所が如何に複雑してゐるかに驚かざるを得ないのであり。而してこれ我立國の精神が時勢と共に開展したるものなることを信ずるに於て、國民は皇道精神の偉大さを認識せねばならぬのみならず、祖宗の御遺訓を遵奉することに懸命であらねばならぬ。その憲法には信教の自由が儼かに規定せられてゐる。日本國民は臣民たるの分に背かざる限り信仰を自由に享くることが出来るのである。要するに祭政一致といふも皇道精神に遵ふ政治を行ふといふに外ならぬ。たゞ皇道精神を正當に理解するか否かゞ問題である。清淨潔白、褻服の本義を體すれば自ら通ずる。かくて明鏡の如き心境を現示せんことが、祭政一致の妙境であらう。

## 第三 皇道と五個條の御誓文

明治天皇  
五ヶ條の  
御誓文も  
て皇道の  
眞髓を新  
に示し給  
ふ

明治維新の大業は、我國未曾有の大改革であつた。賴朝以來七百年の武家時代、我國の政治は妖雲に掩はれて百弊纒出した。これを正道に復せんがために、承久の亂以後屢々慘澹たる相刻が起つた。徳川の末期に至り幾多志士の奮闘により大政は朝廷に奉還せられ、由來我國の政治は太古建國の際に宣せられた御神勅を基礎とする精神に復歸するに至つた。幕府の倒潰により久しく雲霧に鎖されてゐた皇道が光輝を放つ機會に接した。

明治元年戊辰三月十日、畏くも 明治天皇は、新政の國是として、皇道精神の發揚たる、五ヶ條の綱領を定め給ひ、これが實踐具現を、天地神明に誓ひ賜ふたのである。爾來上下この御誓文の聖旨を奉體して、奮闘努力したるが故に、皇威愈々發揚し、また未曾有の國運發展の成



跡を上るを得た。

七十年の  
實績

然しながら以後七十餘年の間には、御誓文の聖旨實踐に於て、國民の行動過不及を生じ、それがために新なる弊善を見るに至つた。しかのみならず國體に副はざる不健全なる外來思想に囚はれ、動もすれば御聖旨を遺忘し、臣民たるの道を誤るものもあるに至り、戊申詔書、國民精神作興に關する詔書等を御下賜あらせられたことは恐懼に堪へない。今や國家興廢の岐るゝ大事變に遭遇し、眞の舉國一致を具現しこの難關を突破せねばならぬ。それには政治上にも思想上にも、寸隙を生じないやうに相互戒め、各その任務に精勵するを要すると共に、皇道政治の基本原則たる御誓文の旨趣を體認し、その誤ることなきを期すべきである。

最近イデオロギーといふ言葉が濫りに流行してゐる。外國の政治には開闢以來一貫したる規範精神がないから、時と場合に臨機應變の政治を以て、國家を支持して行く外はない。政治原

理の變化轉向は常例である。勢力擴大のためにイデオロギーで争ふ。我國にはその必要はない。畏れ多いことながら、御誓文は政治の則として確乎不動のものと拜察する。

### 五箇條御誓文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一、舊來の陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

廣く會議を興して萬機公論に決すべし。

立憲政治  
採用が明  
治新政の  
核心であ  
つた

明治の新政は衆智の翼賛を期待する、所謂立憲主義採用にあつたこと明である。武家時代は、武力の威嚇によつて、權力を掌握する、限られたる少數のものが、國家重大なる政機を裁斷し、その圈外に於ては、賢才英士と雖も、才能を國家の有用に資することは出来なかつた。徳川幕末に至り、外患の問題が激しくなつたため、少數獨裁の幕府政治は、時艱を救ふ能はざる難關に逢着し、遂に大政奉還の止むなきに至つたのである。

萬機公論  
政治は我  
國の傳統

我國に於ては、太古より萬機公論の政治が定まつてゐた。高天原時代に於ても重大事項は、悉く天安河原に於て、八百萬神の公論を以て決したのである。出雲と外交交渉の人選の際などは、幾度も慎重に詮衡せられ、武甕槌神、經津主神の御二方が、適任と定められたと、傳へられてゐる。さればその結果は有終の美を收め、國內和協の慣しを後世に貽した。明治の新政

は公論政治が基礎であつたから、その制度の成立を急ぎ。先づ元老院を設けて諸般制度の立案に當らしめ、地方府縣會を開き、次で立憲政治の根本法則たる憲法發布せられ、地方自治制の實施、帝國議會の開會等、重大事項が急速に進行し、僅か二十餘年間に、今日の體制を備ふるに至つた。

デモクラ  
シーと本  
質上の相  
違

萬機公論に決する我國の傳統は、西洋に行はるゝ、デモクラシーの政治とは、全くその本質を異にする。何となれば、デモクラシー思想に於ては、國民は主權者と對抗するか、然らずんば人民が主權者であるといふ思想に出發してゐる。對立觀念は、我國の上古には無い。従つて相刻がない。況や主權在民の思想の如きは、天地開闢の始めより、我國民史の絶對に容れざる所である。デモクラシー語は、歐洲大戰以後我國にも濫用せられてゐるから、彼此の區別を明に認識しなければならぬ。

我憲法政  
治は皇道  
精神の表  
現なり

最近歐洲には獨裁政治が興り、議會政治は甚しく衰退の傾向にある。中には議會否認の思想さへも發生してゐる。この思想は我國にも多少影響し、議會を輕視せんとするものがないではない。我國の憲法政治は、皇道精神の發現で御誓文に基くものであるから、飽くまでこれを尊重し、その成果を擧ぐるに努むべきである。

上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

國民の總  
起立總動  
員を要望

我國の政治は上下舉國一致を以て、國運の發展を實現することである。その精神は皇道を以て一貫する。地位の上下、職業、階級には異同ある、國に盡す精神に異同あるべきではない。然しながら武家獨裁の政治に於ては、庶民は政治に關心することを禁ぜられてゐた。それでは國家を盛にすることは出来ない。如何なる地位にあるものも、國家に對する義務を自覺し自發的に奮闘努力しなければ、永い間の立ち遅れを取り返へすことは出来ない。明治の新政は、今

まで怠つてゐたことを、國民總立ちになつて、大經綸を行ふべきを明にしたのである。

一般國民もこの聖旨を體し、産業に、國防に、教育に、文化に、大努力をしたから顯著なる發展を見た歴史を顧てもかくの如き大進歩を遂げた時代はない。しかし一方世界列國も致々營々としつゝあるが故に、斷じて小成に安んずることを許さない。殊に現下の如き非常時局に於ては、上下一致夜を日に繼ぐの大奮闘を要する。

官武一途庶民に至る迄各々其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。

人心の發  
揚、暢達

國民の能力を無限に發達せしむることは、皇道精神の眞髓である。然るに武家政治に於ては權力職制を獨占し、一般國民はその志を伸すの機會がなかつた。家柄門閥階級等が、至る處に跋扈した。これは我國に於て永い間の弊害であつた。この舊弊を一掃し、人材登用の門戸を開放したことは、實に破天荒の大改革で、他國の容易になし得る所ではないが、我皇道政治は當

然これに歸着せざるを得ざるが故に、明治皇帝英斷の賜としてこの國是が確立された。従つて爾來人材多く輩出し、各方面に於て世界各國に劣らざる進歩を現してゐる。舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

天地の公道に基き舊制度舊風習の改革

維新改革の内容は廣範圍に亘つて因習を破つた。先づ征夷大將軍の廢止から、封建制度を改めて、全國劃一の郡縣制を實施したことは、爾後に於ては自然の成り行のやうに見ゆるが、この大改革は決して熟柿が落ちたやうなものではなかつた。徳川三百年の泰平を維持した中堅は全國の武士である。三百年も同じ制度が続けば、それに相應する道德も起り、因襲も生ずる。これを斷滅するには實に大果斷を必要とする。しかし我國に於ては、徳川時代の學問の發達によつて、思想的に皇道精神が傳播されてゐたから、政權の皇室に歸するを當然の歸趨と思惟するに至り、政治の變革と共に、諸般の舊制度風習が續々打破られて、新生活の規範が樹立されるに至り、政治の變革と共に、諸般の舊制度風習が續々打破られて、新生活の規範が樹立され

た。廢刀令、斷髮令、社祚廢止等身邊のことまで一新された。しかも指示された目標は、天地の公道自然の大道である。但しこの大改革の勢が強よかつたため、遂に陋習にあらざることまでも破らんとする、新奇流行の、行き過ぎに奔放する輕薄者流を生ずるに至つた。この弊害はなほ現在もある。

知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

開國進取は皇道精神の本義

明治の新國是は、鎖國攘夷でなくて開國進取である。世界の長所を採つて、これを我國に還元し、皇威を發揚し國運を盛にする大抱負である。幕末國內の輿論は攘夷が盛で、開港論者は尠かつた。幕府は狀勢止むを得ず開港はしたが、主義として攘夷論であつたから、對外政策は極めて消極的であつたが、維新と共に、積極的に、進んで交通貿易政策を實行した。この政策轉換は、御都合主義の轉向ではなくて確乎たる信念に基くのである。幕府の封建制下に於ては

外國との交通は不可であるが、國內が舉國一致の體制となれば、外國恐るゝに足らざることになり、殊に雄大なる皇道精神には、外人を排斥し外國から逃避するといふが如きことはない。一部の論者は、幕末の攘夷論は討幕論の別名であるから幕府斃るゝと共に、擧つて開港論者となつたといふが、それは正しい見方ではない。大藩は軍艦を造り大砲を鑄て、攘夷の準備をし薩摩、長州は現實にこれを實行した。たゞ封建的不統一のため、充分に實績を擧ぐることが出来なかつただけである。

歐米化矯正を要する現状

開國進取は少し行き過ぎて、歐米化の思想となり、または外國模倣となつて種々の弊害を醸してゐる。これを矯正しなければ、大に皇基を振起することは出来ぬ。最近に於ける我對外關係は、幕末維新の際より遙に難局である。これに對應するには、知識を世界に求め、即ち諸外國に對する認識を正確にし、施すに大自在の皇道精神を以てすれば、大に皇威を發揚して聖旨

に奉答することを得るのである。

御誓文聖旨を鑑みるの要ある現状

これを要するに、維新以來既に七十餘年を閲してゐるが、御誓文の聖旨は未だ充分に國民に徹底せず過不及相整はざる状態にある。我國內外の政策は、この御旨趣を具現することによつてのみ完きを期し得るのである。吾等はそれ故に、現下の情勢を具に反省し、深く御聖旨を服膺し以てその成果を擧ぐるため努力邁進せねばならぬ。

## 第四 皇道と天皇親政

親政の眞  
意義

天皇親政の語は何故に起つたか、何故に親政ならざるべからざるか。御神勅を拜誦し我國體を考ふる時餘りに當然すぎることを思ふ親政とは天皇御自身政治の一切の事をお手づから執り行はせらるゝ意味か。政治の大小百般複雑多岐極まり無きものを如何に現神人であらせられるとは言へ不可能の事たるは申す迄も無い、従つて其の意味にあらざること勿論である、然らば何故に事新らしく天皇親政の語を用ゆるか、今之を考ふるに先立ち、畏くも明治天皇維新の始め即ち明治元年、元勳木戸孝允に賜つた御宸翰を拜誦し奉れば思ひ中半に過ぐるものがある、日本臣民たる者誰か、恐懼感激又奮起せざる者があらうか。

### 木戸孝允に賜はりたる御宸翰

明治天皇  
の御宸翰

朕幼弱を以て猝かに大統を紹き、爾來以て萬國に對立し、

列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也、竊に考るに中葉朝政衰てより武家權を專にし、

表ては朝廷を推尊して實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能は

ざるやふ計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみ成果其が爲めに今日、朝廷の尊重は古へ

に十倍せしが如くにて、朝威は倍々衰へ、上下離ること霄壤の如し、かかる形勢にて何を以

て天下に君臨せんや。今般朝政一新之時に應り、天下億兆一人も其處を得ざるときは、

皆朕が罪なれば今日之事

朕自ら身骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先きに立ち、古へ

列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始て天職を奉して、億兆の君たる所に背かざるべし往昔

萬機を親し不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政總て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみ、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し一新の效をはからず

朕徒らに九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るるときは、遂に各國の凌侮を受け、上は

列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る、故に

朕ここに百官諸侯と廣く相誓ひ

列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕一たび足を擧れば非常に驚き、種々の疑惑を生じ萬口粉紼として

朕が志をなさざらしむるときは、是

朕をして君たるの道を失はしむるのみならず、從て

列祖の天下を失はしむる也。汝億兆能々

朕が志を辨認し、相率て、私見を去り、公義を採り、朕が業を助けて神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

我國を毒  
せし武門  
政治

今御宸翰の解釋を試みるが如き不遜の考へはないが、唯同じ明治元年に賜はりたる、此御宸翰と五箇條の御誓文とを照し合せて拜誦し奉る時、少數者獨裁政治殊に武人獨裁を永遠に廢絶して、代ゆるに萬機公論政治を以てし、眞の一君萬民の大義により長へに 天皇親政の本義を確立せられんとする大御心を恐察し奉るを得て誠に恐懼に堪えざるものがある。

政治の根本が皇道に反し、順逆を謬れる時其末の宜しき筈無く内政と外交とを問はず、賴朝以來の日本は實に内争相次ぎ、人民は塗炭の苦を嘗めた。徳川時代に到り内政は治まれるも不自然なる鎖國、異學抑壓、等の爲國力衰微した。維新直前は對外的に我國の危機であつた。明治親政となつて初めて國威が八紘に輝き始めた次第である。

今更ながら賴朝以來の軍閥武門政治が長くも、一天萬乘の天皇の聰明を掩ひ奉り、天日を隔離し其御宸襟を惱まし奉つて居つたかを恐察し奉るのである。

承久の亂  
と南北朝

所謂承久の亂の如きは、親政を復活せんが爲の朝廷の御企てに對し時の軍閥北條氏が暴力を振つた史實の一つである。又南北朝の争ひは、天皇親政派と暴力派との對立であつた、足利尊

足利尊氏

氏は後醍醐天皇の御親政にあきたらずして自ら幕府を開き、暴威を振はんが爲に反旗を翻した者である、楠正成は天皇親政の爲に終始一貫して闘つた、尊氏が九州中國の大兵を率ひて攻め

楠正成は  
天皇の親  
政の大義  
に殉す

上つた時、官軍の兵力では到底之に對し勝算はなかつた。正成の唯一最後の軍略は途中の衝突を避け 天皇叡山に行幸を仰ぎ京都に賊軍の入るを待ち機を見て包圍、市街戦に依て之を殲滅するにあつた。必死に之を獻策し奉つたが、君側の公卿の反對に阻まれ御嘉納を得るに至らなかつた。危急存亡の岐路に立ちたる正成は最後唯一の策戦を強行すべく、進んで斷乎君側の公卿を斬つて力を以て御裁斷を仰ぎ奉るか、退いて溫順に西下し之を邀撃するかの二者一を選ぶの外無かつた。正成は終に前者に出でず、涙を吞んで後者に出で、七生報國を誓ひつゝも、果

正成の徹  
底せる大  
義



敢なく戦場の露と消えた、此場合若し、前者に出でたとせば、其目指す所は朝廷の爲と言ふも、暴力を以て朝廷を動かす我意を貫くもので動機如何を問はず明かに 天皇親政の大義に反する。斯くては事の大小形態程度を異にするも逆臣尊氏と擇ぶ所無きに至るを恐れたるものゝ如く、皇道大義を紊るに於ては一時危難を阻止するも却つて多くの累を残さんとの慮に出でたるものにて、寧ろ七生報國の意氣を以て深く殉國したるものと解せらる。山陽外史が其楠公論に於て「抑も正閔異なれりと雖も終に一に歸し、よく鴻號を無窮に弘む、公をして知るあらしめば、亦以て限すべし、しかも其大節巍然山河とならび存す世道人心を萬古の下に維持するに足る」と述べて居る通りである。

山陽の  
正成評

幕末には櫻田門及坂下門の事件あり勤王志士の熱烈なる意氣の迸れるもの、正に維新史を飾るに足る。志士が悉く贈位の恩命に浴せる故ありと云ふべきである。彼等は幕府暴威を恣ま

幕末の志  
士大義の  
爲に奮闘  
す

にし皇道大義地に落ちたる時 天皇の親政を實現せんが爲、親政の敵即ち國賊幕府當路者を斬つたのであつて大義に適つて居る、楠公の場合は斬らなかつたことが大義であり、忠義である維新志士の場合は斬つたことが大義であり忠義である。今は之等志士の犠牲に依て現に、天皇親政が行はれてゐる。暴力に依つて君側を動かす我意を遂ぐる者あらば親政を蹂躪する者として大義に反する逆臣となる。

幕末の志  
士大義の  
爲に奮闘  
す

元祿時代には所謂忠臣蔵の事件起り皆法に依て死に所せられた、之を世に忠臣義士と云ふ、吉良と淺野孰れも幕府の傘下に統督されたる武家で、其間の私闘に過ぎない、淺野家の家臣大石等の仇討は封建大名の淺野に對する忠義の行爲であつたことは疑ひない、何故に死刑に處したか、幕府より見れば首都に於て生じたる一私闘であつて、幕府の法に觸れたからである。大義の忠には達せぬが矢張り忠義である。

鎌足と入鹿

以上例を多く引いたが、上古藤原鎌足は時の権威者蘇我入鹿を宮中に於て斬つた、入鹿は權力を恣まゝにして天皇の聰明を掩ひ、天皇親政を蹂躪しつゝあつたから後の天智天皇、中大兄皇子に計つてクーデターを斷行し天皇親政に復したことは大義に適つて居る。

蘇我と云ひ藤原氏と云ひ我國閥族の頭目である、之等官僚閥族も武門閥族と同じく政權を恣まゝにして天皇親政を汚したことがある。

維新政治の根本方針と武門及び公卿

明治維新は武門、公卿を政治圏外に遠ざけて遍く天下に求め得たる人材を用ひ、萬民の代表たる選良の公論に聽いて新政を布くにあつたが、久しきに亙るに従ひ所謂人材も閥族化して動もすれば聰明を掩ひ、公論の府議會も政黨政治高潮の時機には親政を危うするの誤解を抱かじめしこともあつた。

新軍人政治の擡頭抑止と軍人勅諭

殊に幕府の倒潰によつて武門政治は絶滅したが更めて新軍人政治の擡頭する無きやを憂へざ

るを得なかつた。折柄竹橋事件等あり、軍人勅諭を賜はつた。左に記す。

### 軍人勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそあれ昔神武天皇躬つから大伴、物部、の兵どもを率ゐて中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。

此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき 古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて皇后、皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひつれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れけ

れば兵農おのづから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ 世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらずとは云ひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき、降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又煌けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ

是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれ されは此時に

於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此の十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ、夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり、朕は汝等軍人の大元帥なるそ、されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由るそかし、我國の稜威振はさることあらず、汝等能く朕と其愛を共にせよ、我武維揚りて其榮を耀さは朕は汝等と其の譽を借にすへし、汝等皆其職を守り一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界に光華ともなりぬへし、朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれ、いてや之を左に述へむ、

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし

凡そ生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき、況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし、其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし、抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在かは兵力の消長は是國運の盛衰なるを辨へ世論に惑はず政治に拘はらず只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ 其操を破りて不覺の汚名を受くるなかれ

一 軍人は禮儀を正しくすへし

凡軍人には上元帥より下一卒に至る迄其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ、下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ、己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし、又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず、公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して國事に勤勞せよ、若し軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致和諧を失ひたらんには當に軍隊の毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ふへし

夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし、況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか、さはあれと武勇には大勇あり小勇ありて同からず、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し、軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし、小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ、されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ、由なき勇を好みて猛威を振ひたらは、果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ、心すべきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし

凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし、信とは己か言を踐行い義とは己か分を盡すをいふなり、これは信義を盡さむと思はは始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし、膽氣なる事を假初に諾ひてよしなき関係を結ひ後に至つて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとて守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ、古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき、

一 軍人は質素を旨とすへし

凡質素を旨とせされは文弱ぶんじやくに流れ輕薄けいぱくに趨り驕奢きやうしゃ華靡かびの風を好み遂には貪汚こんぶに陥りて志も無下に賤せんくなり節操せつさうも武勇ぶゆうも其甲斐なく世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし、其身生涯しんじやうの不幸なりといふも中々愚ぐなり、此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病でんせんびやうの如く蔓延まんえんし士風も兵氣へいきも頓とんに衰へぬへきこと明なり、朕深く之を懼れて曩なまに免黜めんてつ條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡風あくふうの出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし、汝等軍人ゆゑ此訓誡しんけいを等閑とうかんにな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず さて之を行はんには一の誠心せいしんこそ大切なれ 抑此五ヶ條は我軍人の精神せいしんにして一の誠心は又五ヶ條の精神なり 心誠ならされは如何な

る嘉言も善行も皆うはへの裝飾かざりにて何の用にかは立つへき、心たに誠あれば何事も成るものぞかし、況してや此五ヶ條は天地の公道人倫じやうどうじんりんの常經じやうけいなり行ひ易く守り易し、汝等軍人能く朕か訓に違ひて此道このみちを守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生そうじやう舉りて之を悦ひなん朕一人の憚はげのみならんや、

明治十五年一月四日

大臣の輔  
弼責任

天皇親政を輔弼ほひつする者は國務大臣である、親政遊ばさるゝも神聖不可侵なる天皇を輔弼して國務大臣は全責任を負はねばならぬ、國務大臣は同時にそれ〴〵各省の長官を兼ねて居る、又事實に於ては各方面の勢力せうりきを代表して入閣せる者が多い或は軍部を或は財界を或は政黨をそれ〴〵背後に持つて居る。乍然國務大臣としての責任は自己一身に在る其所管しよくわんする省内の官吏は

固より悉く自己の補佐官に相違無いが補弼の責任は省内の意向總意に拘はるべきものではない、又其事實上に於て自己の代表する背後の財界政黨軍部の如何は問ふ所ではない、全責任を唯一身に負ひ眞裸となり眞の赤子の立場に於て補弼申上げねばならぬ、若然らざる時は財界中心政治、政黨中心政治、軍部中心政治、が行はれて天皇の親政は破壊せらるゝ虞がある、其點は昔の大名の小姓はたとへ多くの家臣を擁して數萬石の祿を食むとも小姓たる限に於ては一人の小姓として大名に奉仕したと同様である、固より私的に政黨出身の大臣が政務の大綱を自己の所屬する政黨に計つて黨議を求め承認を経るが如き財界軍部出の大臣が自己の屬する省又は所屬團體の議を求めて承認を経るが如き固より妨げ無きも本末の理は斷じて混同すべからざること勿論である。

親政と萬民輔翼の問題

最後に論すべきは天皇親政に對する萬民輔翼の問題である、政府の政策に對し帝國議會に於

て或は他の方法に依り充分に論議檢討それらの職責の分に應じて或は之を批判し或は修正の意見を立て又時に不信任を表明するが如き固より妨げない、法に觸れざる限り皆輔翼の手段に過ぎざるものと見てよし。

大命降下組閣中に於る臣民輔翼の問題

然し乍ら注意すべきは未だ内閣成立せず政策は少しも判らない、内閣に對する批判の資料は固より無い場合に、即ち大命降下して組閣中に屬する際積極的にも消極的にも故意に成立を妨ぐるが如き行爲あらば、之明かに天皇親政の大義に背くものにて亂臣賊子と云はざるを得な

し。

親政擁護と國民の覺悟

皇道政治の根本は肇國の神勅により天皇親政にあることは論なきも三千年の歴史を緝けば往々然らざる時代を現出して居る殊に特筆すべきは源賴朝以來七百年間引續いて徳川幕府に至る迄武門政治に依て侵されたる苦き經驗あるが故に新軍閥政治の再起せざる様注意することが最

も肝要であると共に、武人政治を否認する代りに創められたる公論政治即ち立憲政治も政黨の横暴を警戒すべきは勿論、昔時の公卿閥族に當る新しき官僚閥の横行を抑壓せざれば親政は全うされない、吾等國民は此意味に於て萬民相共に大政輔翼の立場に於て政治運営の動向と其の真相を監視し嘗て血を以て贏ち得たる天皇親政の大義を護るの覺悟がなければならぬ。

## 第五 皇道と我國政

近年に於ける皇道論の擡頭は何故なるか

皇道主義又は皇道精神が特に唱道されるに至つたのは餘り古いことではない。勿論皇道は建國の精神であるから、開關以來我國に澎湃として擴充されてゐたに違ひない。従つて今までの政治上制度上諸般の改革刷新は、何れも皇道精神の發揚に外ならなかつたものと考へらるゝ、然るに最近になつて、俄然としてこの思想が擡頭してきたに就いては、その反面に何か皇道に背反する思想或は行動が、具現さるべき勢を有するか、または有すると思惟するかの何かれでなければならぬ。

皇道思想が唱導された時期を、最近の事件に就いて考ふれば、社會主義、無政府主義思想が我國の問題となつた頃と、相前後してゐるやうに觀察して誤りはなからう。即ち明治の晩年か



社會主義  
無政府主義の萌芽  
を撲滅せんとして  
起れり

ら大正にかけてである。無政府主義社會主義は、明治時代に於ては、これを論議することも禁ぜられてゐたそれにも拘らず社會主義者を信する人があつた。社會主義無政府主義があることが世間に傳はると多くの人の胸中これに反対し、これを撲滅せんとする思想が躍動したことは、充分に想像することが出来る。

この反対意識の明瞭なるものが、眞先に皇道精神に目醒めた。それと共に皇道精神を唱ふるものが續出した、日清、日露の戦争などは、我國史の上に於ても重大なる國難であり、眞に興廢の分岐點に立つたものである。國民は眞に舉國一致を以て、讐敵の撃破に従事した。しかしこの時も皇道なる文字は、新聞にも雑誌にも出てゐないやうである。國民は口に言はずして、行爲の上に具現したものであらう。

思想問題  
の域を脱  
せず

社會主義危険思想に對抗する時代の皇道運動は、思想信念の基礎たることが主眼であつた。

歴史に溯り沿革に照らし、外國の革命思想唯物思想が、我國體國民性と相容れざることを明にせんと努めたやうである。これは過去の教育の不備を補ふ行動といふことが出来る。我國民教育義務教育は、この觀念を明確にすることが第一の目的である。然るに教育をうけたものうちに、不逞なる思想を懐くものがあるに至つた。そこで學校ばかりでなく社會に於ても、常に國民精神の涵養に努めねばならぬことが、現實に必要なことが明になつた。當時一般に思想問題と稱して、大に重視されたのは、この點であつた。政府に於ても思想改善に就いて種々の施設をしたので、當時は皇道精神運動は政治機關の組織問題等には觸れなかつた。

皇道精神に従つて政治の改革をすべしといふことは、何人によつていつ頃から唱へられたかは明確でないが、滿洲事變またはその前年の、ロンドン條約問題の起つた頃と思はるゝ。

政治方面に於て、第一に皇道精神から批判をうけたのは政黨であつた。それより前我國の政

政治と交  
渉を持つ  
に至つた  
のはロン  
ドン條約  
問題滿洲  
事變當時  
からであ  
る

界は政黨に左右さるゝ状態となつた。民政黨と政友會が、代るゝ局に當つた。その間には政黨員でないものが首班の地位に就いた内閣もあつたが、それも多數の支持をうけなければ、國政を圓滿に運用することが出来ぬ。議會に多數の賛成者を得なければ、内閣は總辭職をしなければならぬ。政黨の威力は中々強いのである。その威力の強い政黨が、當時國民からは痛烈に倫理的攻撃をうけた。國民といふよりも寧ろ新聞であつた。殊に政黨に關係を有せざる、在野の一部の人々は猛烈に政黨を攻撃をした。政黨政治は我憲法の精神に反するとまで唱へたものもあつた。かくの如く四面楚歌なるに拘らず、政黨は依然として長夜の迷夢から醒めず、議會に於て兩黨が互に別袂をやつた。所謂泥合戦である。合戦の効は空しからず、潰職事件が續々司法問題となつて現れた。新聞はまたそれを活字の大きさを争つて報導した。たゞこれだけでも、政界に何か大なる缺陷があると思はしむるに充分であつた。

先づ政黨  
に向つて  
批判を試  
む

小政黨は  
大政黨を  
打つ爲に  
一般的に  
政黨の攻  
撃を試む

折柄小黨派無産黨が、激烈なる政黨攻撃をやつた。彼等は既成政黨を打破すべしと唱へ、自己の立て籠る小政黨の立脚地だけを留保すれば可なりとして現存の大政黨を攻撃せんとする意圖を以て、實は政黨そのものを攻撃した。我國に於て政黨の信用を失脚せしめ、因つて議會の信望を低下し憲政の發達に大障害を與へたものは大政黨の泥合戦と小政黨無産黨の政黨攻撃並びに一部政黨員の横暴行爲に因る所が多い。

政黨の失  
脚と國政  
の無軌道  
振り

政黨が權威失墜の曉に於て、憲法は如何にして運用さるゝか、これは最近に於ける國民の惱である。林内閣はこの煩悶に對する投藥として、祭政一致を唱へ不意撃ち解散の珍劇を演じた。しかし祭政一致は上古のことで、中世に於て既に祭政は分化した。今更現代を神代に直すことは出来ぬ。人間は比較にならぬ程増加してゐる。國民の生活は複雑なる要素によつて營まれてゐる。簡易素樸の三千年の昔の方式を、現代に應用せんとするならば及ぶべからざる企てであ

祭政一致  
を聲明の  
珍劇

るうまく行く道理がない。一時は宗教界を始め少からざる衝動を起したものである。

外國様式  
一切を排  
斥するを  
皇道と考  
ふる者を  
生ぜり

皇道を唱ふるものうちには、外國の様式を一切排撃するを以てその眞姿顯現と考ふるもの

もある。それ等の一派は、何が外國の様式であるかを明にしない。それ故に我國の明治以後の

諸制度は、外國の模倣であるといふ、模倣より外に知らぬ者の眼から見れば、そうとれるかも

しれぬが、制度は精神がなくては活用せらるゝものではない。形式に類似の點があつても、制

度を模倣したとは言へない。帝國憲法は外國の制度を模倣したものである。それは後世謬つ

帝國憲法  
は模倣に  
非ず我國  
獨特固有  
のものな  
り

てはいけないから、發布の際明確に御勅諭に示された皇祖、祖宗の遺訓を明徴にしと仰せられて

ゐる。これ位はつきりした事はない。疑問の餘地は更でない。我國獨特のものである。條文の

排列や役所の分類が似た所があるにしても、外國憲法を模倣したと言ふべきではない。

憲法が我國獨特のものたる以上、憲法の諸制度も勿論獨特のものである。従つて帝國議會も

憲法に依  
る諸制度  
も皆獨特  
のものな  
り

我國獨特のもので模造品ではない。國憲を重んじとある教育勅語を拜誦するものは、當然議會

を尊重しなければならぬ。

明治の初年日本に政黨の出來たのは、外國の政黨を模倣したのだといふものもある。政黨活

動の方法に就ては、他國を模倣したかもしれぬ。しかし結社を作つて、國家のために盡さんと

欲する心は模倣ではない。外國と交際しなくても結社は出来る。徳川時代には結社ばかりでは

ない個人として政治上の意見を述べることが禁ぜられてゐた。幕末の志士は禁止網を潜つて同

志相會して國事を論じたのである。そこに志士の面目がある。

政黨は幕府と同じやうに、獨自の中間層を形成する故、皇道の精神に反するとの見解をとる

ものもある。この論は幕府と政黨との異同を辨へざるものである。幕府の生成と政黨の生成と

政黨を幕  
府と同一  
視して皇  
道に反す  
と云ふは  
實に滑稽  
にして無  
知の結果  
なり

を考ふればかゝる懸念は無くなる。

幕府は一君萬民の大義を紊り、皇權を横奪し、國體に反するもので明に皇道の敵であるが、從來日本の政黨は嘗て專恣横暴の事ありと云ふも幕府のそれとは雲泥の相違がある。一度解散の詔勅降下すれば發言權すら雲散霧消する。彼と之を同一視するものありとせば實に滑稽である。

世間は政黨を攻撃することに熱心なる割合には官僚の問題については無關心である。近時往々官僚獨善の聲を聞くのみである。もと／＼官僚を輕視するからであると思ふ。之は大に誤つて居る。國政の如何は實質に於て時務を擔當する官僚に其人を得るか否かにあることが多い。明治一新は流石に茲に着眼した。萬機公論主義と人才簡拔主義を重心とした。即ち庸劣なる公卿並に安逸の上層武家を敬遠して之を用ひざる趣旨であつた。専ら各方面の實力者を用ひた木戸、西郷、大久保、伊藤、山縣、大隈、副島、江頭、板垣等は、諸藩の輕輩であつた。

萬機公論主義と人才簡拔主義の徹底は明治政府の卓識を萬古に表徴す

今左に明治一新政治指導原理の基礎たる幕末有志者の輿論を表現せりと想像せらるゝ、當時の志士中野方藏固本盛國策の一節を掲げん。

幕末中野方藏固本盛國策の一節

夫れ固本盛國の先務は將家をして政を王室に復さしめ以て、人心を一にし天子をして官制を改正し、愚弱公家を退け以て天下英士を用ひしむるに在り。國賊源賴朝王室を輔正せず、却つて、王政の廢壞を幸とし賊窟を鎌倉に構へ終に公家を欺いて天下の萬民を盜む、中略。

夫れ斯の如き難務豈愚弱公家の善くする所ならんや、英士に非ざれば則ち必ず善くする能はざる也。

故に曰く、先づ將家をして政を王室に復さしめ以て人心を一にして天子をして官制を改正し公家を退け以て天下英士を用ひしむるに在り。然らば則ち天下悅服萬國入貢本固まり國盛なること踵を擧げて待つ可きなり。

今日未曾有の難局に際會して特に人事刷新の急務なるは言を俟たず、文武を通じて所謂野に遺賢無からしむべく、徒に小節に拘はらず卓落たる境地に立ちて適材適所主義の任免を斷行すべく之が爲には文官身分保障制の徹廢は固よりあらゆる障壁を一掃して眞の人材總動員の實を擧げんことを期せねばならぬと思ふ。

## 第六 皇道と神儒佛その他の宗教

皇道は建國創業の理想に基く政道であり。國民の上に奉ずる忠誠の道德である。それ故に我國教育の淵源をなすものである。

神道は皇祖及び功神の神靈を祀り國土安穩を祈念する信仰に基く

神道は皇祖及び國造りに努力されたる諸々の偉功を讃へ、その神靈を祀り國土の安穩を視念する信仰心に基く。我國民は古來天つ神、國つ神を敬信し、各々氏神を祀つた。又村社あり、郷に郷社があり更に、縣社、國幣社、等信奉の範圍によつて段階がある。その大本は伊勢大神宮である。津々浦々まで神社の祀られざるはなきは、國民の敬神尊崇の念厚く、神國の名にふさわしい光景で、何れの國にもかゝる例はない。齋戒沐浴身を淨めて神前に額けば、至誠神靈に感通して、神人合一の境に入り總ての邪念は雲散霧消し、浩然の氣自ら起る、外國人は我國

の神道を以て、祖先禮拜と言ふが、我國の神社は單に歴史上の祖先を禮拜する場所ではない。英靈今尙神域に鎮座し、大自在力を以て、廣大無邊の惠澤を國土民人に光被し給ふことを信ずる。この點は後裔子孫が祖先に禮拜する風習と、同一視すべきではない。外國にも靈魂不滅を信じて、これを崇拜する民族はある。滿洲、蒙古、支那等にも、神社に類するものはある。何れも我國の神社とは異なる。神社は定期に祭禮を行ふ。報恩の誠意を披瀝し、奉謝の意を現はさんがためである。神社とは別に教義神道の分派がある。分派があるのはその説き方に異なる點があるからであらう。

皇道は外國の思想宗教を包容す正邪を辨別し取捨するに過ぎず

皇道は天地自然の理に遵ひ、人道を顯現するを本義とする。中外に施して悖らざるはこれがためである。日本民族の本性であるが、如何なる民族も正道を踏まんとするものは皇道に従ふことが出来る。外國の思想及び宗教は必ず幾分の排他性を伴ふ。皇道はかゝる狹隘なるもので

はない。明瓏鏡の如く、正邪を辨別し惡を却け正を慈しむ。英國の如きはデモクラシーを國民性なりとする。しかし矛盾にも常に他民族を排斥する。濠洲では白濠主義を唱へて日本人の移住を禁じてゐる。

儒教、外來思想第一に來る

外來思想で第一我國に渡來したものは、支那の儒教である。儒教は孔孟一派の政治道德に関する私見であつて必ずしも、支那民族の本性ではない。孔孟と同時代に於ても、これに反對する思想は多數あつた。所謂諸子百家の説である。しかし儒教には皇道と一致する點もある。忠孝仁義を人倫の本とする。故に儒教の勝れた點は、我國に歓迎せられ、今日に至るまで教材となつてゐる。しかし我國は支那と立國の基礎を異にしてゐる。支那は禪讓放伐、即ち革命の行はるゝ國である。古代支那の帝王たるの要件は、徳望の有無にあつた。徳を失ふものは帝王の位を失ふを當然とした。これは我國の皇道とは絶対に相容れざるものである。従つて儒教の説

禪讓放伐  
思想は皇  
道と相容  
れざるも  
他は多く  
差支へな  
い

も、この部分は我國では全く排除された。儒教に心酔するものでこれを鵜呑みにするやうな馬鹿者はなかつた。孔子も悉く書を信んずれば書なきに如かずと言つた。儒教が長い間弊害を醸さずして尊重されたのは、それが完全無缺のためではなくて、日本の學者が取捨を誤らない明があつたに因る。論語の渡來したのは應神天皇の御代であるが、それから千四百年も経た徳川時代に至つても、同じ儒教の流れである朱子學を採用した、儒教派は此の如く我思想界に大なる貢獻があつたが、それと共に我國に於て大に發達した。今日は我國から支那に儒教を移植せねばならぬ有様である。

佛教第二  
に來る

佛教の渡來は儒教より數百年後の、欽明天皇十三年皇紀千二百十二年である。この時は問題が起つた。それは百濟から佛像及び經文を我朝廷に獻したのであるから、朝廷はこれに對して如何に處置するかであつた。重臣中物部、中臣兩氏は我國には古來尊信禮拜した神がある。惟

惟神の大  
道に反す  
るものと  
して反對  
あり

神の大道である。然るに異國の偶像を禮拜すれば神の怒りを招くといふて反對した。佛教の正式傳來はこの時であるが、神后三韓征伐以來、我國民間と、朝鮮及び支那との交通は頻繁に行はれて、佛教思想も既に流入してゐたのである。朝廷では個人の資格に於て蘇我氏にこれを下賜せられ、問題は一段落した。それから程なく聰明並びなき聖德太子が、厚く佛教を信ぜられたから、その教へは忽ち盛になつた。法隆寺、等我國空前の大伽藍が建立された。その頃我國民一般の住居は、堀立小屋式の稍進歩した程度のものであつたから、輪奐の美空に聳え雄大堅牢裝飾精緻なる寺堂の亭々たるに驚異し、遠近相傳へて參詣するもの引きもきらず、佛教の傳播も速に行はれたことは想像し得る。聖德太子の寺院建立は、我國建築界に一新紀元を劃するもので、奈良朝文北はこの情力であつた。されば後世太子は大工の神様と尊ばれた。

奈良朝は佛教の極盛時代で、その弊害も甚しくなつた。それがため平安の遷都が行はれた。

佛教は本地垂跡説により神道に結び、て永遠の基礎を固めた

しかし空海最澄等の名僧現はれ我國文北の開発に貢献し、本地垂跡説によつて神道に結び、鎌倉時代には我國に佛教の新派が創唱せられ、徳川時代には宗門改めの制行はれ、大勢力を保持して明治に及んだ。

佛教は印度哲學を基礎とするものである。支那に於て發達し生長した。而して我國に於ては爛漫たる花を開いたのである。現在は印度には殆ど佛教はない。三億民衆の多數は波羅門教徒である。支那の佛教もまた氣息奄々たる有様で、佛教の本家は我國となつた。従つて佛教もまた日本化し、皇道の發展に貢献するに至つた。

キリスト教第三に來る

キリスト教の入國は更に下つて天文年間である。初め薩摩と山口に弘布された、儒教及び佛教は支那思想の洗練を経たものであつたが、キリストは遠いアラビヤの沙漠に發生し、歐洲の思想文化を内容とするもので、我國の皇道思想とは距りがある筈であるが、キリスト教發生の理

博愛思想は皇道に類するも似而非なるものあり徳川幕府の禁を受く

由が、當時アラビヤ民族の兇猛なる排他性を矯正せんとするにあり、博愛を以て世を率ゐんとした。彼は大聲叱呼して「汝の敵を愛せよ」と教へた。この精神は皇道と一脈相通じてゐる。但し皇道に於ては敵の觀念を前提としない。正義と眞理の前に敵はない。戰場に於ては我に双ふものを敵と呼ぶが戰地以外に敵はない。我に對抗するものあることを豫想しない點に於て、皇道の方が遙かに廣大無碍である。しかしキリストの博愛精神は歐洲に入つて蠻人を教化した功績は偉大であつた、それは當時のローマ帝國が、大版圖を維持するために、この博愛主義を利用したによる。ゲルマン民族が今日の盛榮あるは之が爲である、我國では織田信長が政略上キリスト教を優遇し南蠻寺を建つた。しかし言語風俗習慣等異なる西洋の宗教であつたから布教の成果は微々たるものであり、そのうちにキリシタンパテレンと言ふ魔術を行ふものとの誤解を受け、國民の嫌惡を招き、徳川の始めには天草一揆を起し、遂に國禁となるに至り、二



百年後の明治維新と共に布教の禁は解かれた。

皇道思想はあらゆる思想の価値あるものは一切包容する無比のものなり取捨を誤つてはならぬ

皇道精神は自大獨尊ではない。總ての思想總ての文化の精粹を集めて、これを消化しこれを我國に還元するを本旨とする。その根本は神代から變ることはないが、内容は世の進歩と共に豊富となり、應用は時に従つて宜しきを制する。それ故に世界各國中、我國の如く各種の思想が流入してゐる國はない。それ等の各思想は、弊害を避けて長所のみを採用するが故に、總ての思想は矛盾衝突を來たさず、それ〴〵進歩するのである。進歩すると共に日本化することも當然である。皇道が無限の發展性を有するのはこれがためである。明治開國に際し、外來文物に對する我國の態度は、五ヶ條の御誓文に明確にせられた。それは智識を世界に求め大に皇基を振基すべしである。

これは變則的鎖國時代を脱して、思想的文化的に無限の發展をなす皇道の本義に復したるを

明にしたものである。また何れの國に於ても大問題となつてゐる宗教に對して憲法第二十八條に

日本國民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

皇道精神は惟神の大道と一體不離である。我國民傳統の萬古不易の信念であり信仰である。

所謂宗教教義の上に超越する。内外のあらゆる宗教々義を排斥しない。採るべき價值を取捨して總てを包容する唯動もすれば、近時外國の惡風を不消化のまま採用せんとする風がある。これは現代國民の墮落である。吾等は祖先が取捨を誤らず、後世の發展力を充分に培養した事蹟を省みて、深く反答する所がなければならぬ。

## 第七 皇道と我國の法令制度

七十年間の外國順應政策に對する反省の要あり

明治維新は皇道精神の復活と共に、諸般の制度を改革し以て、國運を進展せしむべき經綸を行つた。維新以來七十年間の發達は空前の盛世を現出したが、急激なる世界順應政策のうちには、行き過ぎたものもあつて、今はその弊害漸く顯著ならんとしてゐる。皇道眞精神を闡明し、外國の長を採りその短を省み、過ぎたるを削り足らざるを補ふの急務は、現下我國に迫りつゝある重大事である。最近皇道を論ずるものが多くなつてきたのはこの缺陷を自覺するに至つた結果ではあらうが、その考ふる所は區々たる状態で、弊害矯正の眞の活動が現れてゐると思はれない。

法は簡にして要を得るを尊ぶ

皇道精神による政治の要諦は、法を重んずるにある。それ故に簡にして要を得ねばならぬこれは支那及び歐洲の政治制度と根本的に異なる點である。我國の政治は臣民を向上せしめんとが唯一の目的である。支那及び歐洲に於ては爲政者のための政治であつたことが尠くない。支那に於て善政を謳はれた時は政治が民のために行はれた時である。この種の善政は極めて稀に行はれたに過ぎず、僅かに堯舜を數ふるだけである。支那人は今でも三千年前の堯舜時代を憧憬してゐるが、その以後の總ての政治が、何れも爲政者のための政治であつたから、善政の昔がなつかしいのである。歐洲各國の如きもギリシヤ時代は別として萬國無比の我國から見ればうらやむに足るものは一つも無い、プラトーンは最良なる專制政治が最善であるが、最悪なる專制政治は、最悪なる民主政治よりも悪いといつた。不幸にしてプラトーン以後歐洲には、この最悪なる政治が屢出現した。ソビエツト露國などは現に其代表的なものである。獨、伊、西、英佛にしても皆感服に値ひしない。

爲政者が善政を行はんとする意圖を有するも、これを實現する能力なき場合、或は始めより善政を行ふの意圖を有せず、民を虐ぐるを目的とする場合とは、結果に於て大差ないかもしれないが、動機には霄壤の距りがある。支那及び歐洲には、民を壓迫して榮華を獨占せんとする動機によつて、政治が行はれたことが、歴史の大部分を占めてゐる革命が頻繁に行はれ、その革命に慘虐の伴ふのは、獨占支持の壓迫に對する反動たることによつて解釋することが出来る。

爲政者の  
努力犧牲  
が皇道政  
治の特徴

皇道政治は始めから、最善の政治が目標である。その最善を實現せんがために、爲政者は晝夜兼行の努力をなし、一身を犠牲にして奮闘する。如何にすれば民を幸福ならしむるを得るか、如何にすれば厄災を免れしむるを得るかは、一瞬間も爲政者の念頭を去らざる苦慮であつた。而してその熱烈と至誠にはこれを表現する術がない。そこで八百萬の神に祈るのである。人事を盡くし神命を俟つのである。我國の神靈は純潔なくしては、幾度び參詣すぬも毫も感應はな

50

制度より  
も人が問  
題

内閣制度

民の向上を目的とする政治及び行政の制度は、簡にして要を得ることが第一必須の要件である。制度が煩瑣複雑分岐交錯してゐては民は依る所を明にすることが出来ぬ。それは皇道の本義に反する、明治の初年幾度か制度を改めたが、何れもこの本義を具現せんがためであつた。而して明治十八年に至り内閣官制が制定されて今日に及んでゐる。この内閣制度は、我國古來の弊害を省み諸外國の長所を採つたもので簡にして要を得る方法と認められた。然るにその後政權争奪が激しくなつた。爲政者は失政を恥ぢて、責任を負ふことよりも反對者の攻撃によつて桂冠を餘儀なくさるゝに至つた。それがため内閣制度にも弊害あるが如く考ふるものあり、これを改めんとするの論がある。然し制度を改革せんとするに當つては、制度そのものに缺陷があるか、或はこれを運用する能はざるによるかの區別を明にして然る後でなければならぬ。そ

の原因が後者である場合には、制度を改めても、政治の刷新が行はるゝことはない。

## 地方制度

中央制度の問題ばかりでなく、地方制度の改善調整すべきものも尠くない。次ぎ／＼と外國の制度を採り入れて、雜然たる有様である。教育制度の如きも、屢問題にはなつたが、未だ最上の案は出來ない。師範學校の如き、元は國民教育の急施に應ずる教員養成所としての間に合せものであつた。今はそれに重みを附けたといふ程度である。眞に國民教育の素地たらしむるには費用がかゝつてももつと本式のものにせねばならぬ。要するに何れも、末技に墮して皇道精神を等閑に附したことに諸弊の淵源がある。

## 教育制度

以上は何人にも見易い一例を挙げただけであるが、中央地方を通じてこの種の弊害は益々甚しからんとしてゐる。我國の政治は法令を以て行ふのではなく、臣民の服従も法の強制により止むを得ず従ふのでなく、赤誠と自發とが皇道精神の根本である。それ故古來の法令は極めて

法令の中  
毒を來し  
て居る

尠なかつた。明治以來七十年の間に法令は山積した。今や明に法令中毒とならんとしてゐる。その中毒は一方に進んでは、何でもかでも法律命令の形式を備へんと欲する考え方と他の一方には法を無視する思想が温醸されつゝあることである。これはどちらも頽廢的思想といはねばならぬ。我國民は永い間の生活が法律的でなくて、人情道徳的であつたから、法令の續發を充分消化することが出來なくて中毒の症狀を起してゐる。而して中毒のために更に法令を必要とし、益々中毒が甚しいといふ有様ではなからうか。中毒は如何なる場合にも害惡であるから、この弊害を除くことを大に考慮せねばならぬ。

法令無視  
と法的行  
爲の逃避  
起る

法令過多による法を無視する思想は法を犯すの行爲となり、または法的行爲を逃避するの行爲となる、法を犯す行爲は犯罪であると共に、道徳性を根本的に潰廢せしむる、社會生活に於て人格を保持する防壁は廉恥である。防壁は罪人たることによつて破壊される。この點は爲政

者、教育者の特に注意を要する事項である。法を逃避する行爲は、嘗て選舉法勵行の際その實例が現れた。法律の現存する以上之を勵行すべきことは固より當然であるが、有權者の或るものは、違反の疑ひを受くるを恐れて、家内に閉居し演說會は勿論用事あるも外出せず、他人の來訪にも面會せず、勿論投票もせずまた或ものは、選舉運動の始ると共に、全く家事を放擲して、溫泉旅行をして暮したのもあるといふ。それ等は法が常識、道德、風俗、と隔離し且煩瑣にして人民の意思發動が顧みられない結果とも言ひ得る。之等の行爲を我等は斷然承認しない。乍然かくては結果より見、政治の大所より省みるとき教育勅語の國法に違ひの精神に副はないことは明である。矢張當路者の負ふべき責任である。吾人は選舉法勵行肅清の大功を賞揚する者でないが、取締法令其物の簡易化常識化を要望する。何となれば選舉文は良くなつても人心の破壊を恐るゝからである。

條約改正  
を急ぐ爲  
の外國模  
倣の珍風  
景

明治時代に於て、法令の制定を急いだことは、時の政治家としては止むを得ないことであつた。これは咎むるよりは同情をせねばならぬ。今日はこれを反省し整理すべき時期である。明治年間には形式を整ふることが急務であつた。それは決して外國に迎合したのではなくて、外國の侮りを防ぐ上に必要であつたのである。歐米諸外國は日本の文化も歴史も知らず、況んや、皇道精神の如きは全く理解することが出来ない。たゞ西洋の風俗習慣が異なるものは、これを野蠻扱ひせんとしたのであるから、中味は昔ながらの大和魂であつても、外見だけは努めて西洋風を標することにした。明治前半に於ける、新風景を顧みると、その慌しさは滑稽に類する程であるが、その滑稽も國家のためであつたのであるから笑ふ譯には行かない。

殊に法令を翻譯材料で制定したに就ては、爲政者の苦心を諒とせねばならぬ。當時歐米各國に於ては專制君主々義から民主々義へ權力が移動する過渡期であつた。君主に對して國民は頻

法治國を  
裝ふため  
急に翻譯  
法典を作  
つた

りに權利を主張した。この權利は法律として實施せられた時である。而して人民の權利自由財産を拘束するは、法律の範圍内に限定された。それ故に法律は歐洲人の生存の保證である。法律の權威は絶對なるものであつた。法律なき國は野蠻であり、危険であると思つた。我國では安政の假條約時代彼等から野蠻視せられ、平等の條約を結んだ。この條約を改正しなければ、不利益でもあり不面目でもある。然るに彼等はこれが改正の前提として法典を整備し、その執行の嚴格なるを必要とする主張した。米國も獨立後百餘年であり、中米南米の諸國は獨立したばかりで、新しい法規と制度とか各國に行はれた時であるから、歐洲各國の思想と同じであるこの法規萬能の状態を法治國と言つたが、我國も大急ぎで法治國の假裝をせねばならなかつた。英國、佛國、獨逸等當時の強國の法規に模倣し、多くの法典を作つた。法典の成ると共に法治國思想も濃厚になつた。

憲法丈は  
例外

獨り帝國憲法は法治思想の發露ではない。明治維新の宏謨に基き、過去に於て日本の政治に禍した。氏閥、公卿閥、武家閥等の勢力的基礎を解消せしめ、國民中才能優れた者をして政治に當らせんがため、五ヶ條御誓文の趣旨によつて、欽定させ給ふたのである。

皇道の本  
則に戻ら  
ず推移今  
日に至つ  
た

明治二十九年英國と對等條約が締結せられたのが手始めで、一二年の間に多年の懸案たる條約改正は成就したそこで假裝の冠をかなぐり捨て、皇道政治の本則に戻るべき筈であつたが、西洋模倣の風潮の裡に生長した人々は、西洋風たることが自己發展の推進力である。この風潮から脱出すれば、必然的に進歩が停止することになり、惰力のまゝに處世を繼續した。それが大正から昭和に亘る時代にある。今日日本の弊害を認識するものは、これだけの簡單なる敘説で充分理解される筈である。問題はこの弊害を如何にして除くかにある。

## 第八 皇道と自由及び統制

自由の意  
味と其弊  
害

自由または自由主義といふ言葉が、近時我國一部の人々から、かなり強く攻撃されてゐる。自由といふ意味は廣汎に亘るため悪い方面もある。我儘放縱といふが如きがそれである。この悪い傾向を攻撃するならば、別に新しいことではない。總ての教育及び訓練は、これを矯めんとすることが、殆ど主たる目的である。古來學者、教育家は、かゝる惡風を矯正せんが爲可なり骨身を碎いた。自由主義が最も發達してゐることを自負する英國では、自由放任を制御する節制テムペレンスが、家庭學校社會を通じての訓育の眼目となつてゐる。それは我國に於ても異なることはない。この意味の自由思想は新に攻撃さるるまでもないことは明である。

自由の意味は廣いために、これを誤解したり、取り違へたり、また惡用されたりすることは稀なることではない。従つて自由思想を攻撃するに當つては、その如何なる點が不可なるかを明にし、かつ因つて生ずる弊害を指摘することを要する。そうでなくて一概に自由または自由主義を攻撃するだけでは到底是正の目的を達するを得ない。

政治上西  
洋では不  
當なる待  
遇に對す  
る反抗を  
自由の言  
葉で現は  
した

自由の語は我國よりも、西洋に於て激しく使用せられた。歐米の近世史は自由獲得の記録といつても差支ない。殊に自由解放運動はチュートン民族の特性なりと認め得る程、彼等は熱心であつた。歐洲人はローマ帝國以來、永い間自由を抑壓されてゐた。現時歐洲人が世界に勢力を振ひつゝある所以は、他の民族以上に深刻に自由に自覺したためである。この意味に於ける自由は政治上及び社會上に於ける不當なる待遇に對する反抗であつた。而してそれはギリシヤ語に淵源するデモクラシーの語によつて示された。デモクラシーは我國では、政治上の意味では民主主義と譯されたが、民主といふよりも多數の支配といふ意味である。多數なるが故に當

然民主的となる。しかし民主的であつてもその支配者が少数ならば、これをデモクラシーといはずしてオリガキ（寡頭政治）といつた。歐洲人でデモクラシーを目標として、永い間激しい戦を続けたのは、その内容たる自由と平等の均霑を所期したに外ならぬ。

デモクラシー思想は我國に於ては發生すべき原因がなかつた。然るに歐洲大戰末期に於て、聯合國たる英米兩國が、戦争の目的は獨逸軍國主義を打破して、世界的デモクラシーを擁護するにありと宣傳するや、我國一部の學者は先を争つて受け賣りをなし、一時は思想界を風靡せんとする程であつた。爾來我國の思想問題は重大化したのである。これは無定見なる物識りの禍である。社會主義、共產主義の兇惡思想も、これに續いて勢を得た。最近は國民の自覺によりデモクラシーを唱ふるものは無くなつたが、往時の弊害は、まだ社會の一隅に残存してゐるかもしれない。

自由の語を政略的に使用したることあり

歐洲では自由の語が屢々政略的に使用される。共產主義さへも自由を標榜する。しかし共產主義などには實際は自由のあり得る筈がない。自由は人の本性であり、特權であり欲求する所なるが故に、政略を美化し、善化シカモフラージュするために、甚だ都合がよいのである。思想問題を考慮するものは、この點に留意し、彼等の宣傳に乗つてはならぬ。それと共に反對に自由主義を攻撃することも、また政略の意味を含むことがある。その場合に於ては、攻撃の目標は純粹の自由ではなくて、自由主義の名目の背後に潜む、敵本政略を意味する。現に獨逸と英國とは、自由主義に就いて思想闘争をやつてゐる。英國はデモクラシーを以つて、國家總論の基本となす。デモクラシーは自由主義に通ずる。而して國際聯盟は、國際的デモクラシーを確保する機關であるとは、その成立の際に聲明された。獨逸は國際聯盟を脱退し、ヴェルサイユ條約による重大壓迫と、嚴酷なる制肘とを排して自由なる民族國家の再興に努力してゐる。即



ナチスの自由主義は英國の自由主義と對立す

ち獨逸の「ナチス」は民族的自由獲得を目的として國內統制を行つて居る。従つて國際聯盟を利用せんとする英國の自由主義に、反對するのである。自由主義と自由主義との論争であるから、言葉の上では何のことか意味不明であるが、兩國の間に於ては意味の内容がよく判つてゐるから、論争の効力は充分發揮されてゐる。

デモクラシーの英國は自由主義の本場を以て任ずるも唾ものである

自由主義は英國の誇りとする所である、獨逸民も既に自由精神に於て英國に一步を譲るものではない。一時國防の必要上、プロシヤの軍國主義が獨逸帝國の政策となり、殊に海軍の擴張は、英國に重大なる脅威を與へたため、英國は獨逸を目してミリタリズムと言つて攻撃し、そこにトライチケのやうな鋭氣當るべからざる論客が出て、國を擧げて、武力主義を謳歌するが如き觀を呈し、英國の攻撃を裏書きするやうな結果になつたが、近世ミリタリズムの先驅は英國である。スペインの無敵艦隊を破つて以來、歐洲大戰に至るまで三百餘年、海軍力に於て

絶對的優勢を持続した。これを以て海軍の獨占權なるが如く振舞ひ、頻りに獨逸の海軍擴張を攻撃したが、これは英國の慢心と言はねばならぬ。

ナチスの獨逸は自由精神無きが如く見ゆるも必ずしも然らず

獨逸民族は強盛なる自由精神を有し、また自治の訓練及思想も秀てゐる。獨逸が國難窮迫の極に沈淪するも、決して意氣消沈することなく、躍然として奮起する所以のものは、これあるが爲である。獨逸は國の位置のため、歐洲の大亂には必ずその渦流に巻き込まれる。しかして尤も大なる慘害を蒙つたのは三十年戰役である。内亂と多戦とが混交し、人口半減し十里荒涼鳥獸を見ずといふ程で、その傷痕は百年の後までも残つた。我國の家光將軍の時代であるが、國民の克己勤勉累積して、徳川の末期頃には早くも歐洲の雄邦たるの實力を充實した。これ實に獨逸人に特有なる自由不屈精神のあるに因るといはねばならぬ。これあるを以て苛重なりしヴェルサイユ條約の負擔も、二十年に満たずして脱却するを得るに至つたのである。

經濟上自由主義は相對的のものである

經濟上に於ても自由主義といふのがある。個別的競争主義の意味である。資本主義を誘導するといふの理由を以て、社會主義から攻撃される。産業の幼稚なる時代に於て、その發達を促すには、自由競争主義に依るの外はない。産業が發達して獨占的となるか、またはトラスト、カルテル等の弊害が發生するに至れば、これを矯正すべき方策を構する必要がある。それ故に經濟上自由主義は、絶對的のものではない。これが矯正方策も實情に適して施さねばならぬ。徒らに外國の規範を模倣して、實際から離れた干渉をすれば、産業の萎縮を招く外の何物も得ることは出来ぬ。

自由は進歩の推進力である

人類のみが自由を享有する。自由意思の有無に關しては議論があるがそれは議論のための議論である。人類が自由を尊重すべきことは、自覺と反省がこれより生じ、進歩の推進力となるからである。自由のない所に責任はない。放縱我儘を矯正し得るも、自由の精神があるからで

皇道精神によれば統制主義は自由主義と相容れざるものに非ず統制は自由を前提とする

ある。弊害を矯めて、適切なる進歩をなすことは、人類生存の要件である。自由の精神なければ、たと外部の状況に従ふの外はない。生存は外部の状況に制約さるゝ。自覺と工夫と努力とによつて進歩し、不可なる状況を變じて、却てこれを利用するには、強力なる自由精神を必要とする。

近時喧傳さるゝ統制主義は、自由主義と相容れざるものゝ如く考へられてゐる。これも大なる誤りである。皇道精神によれば統制はそれ自體に於て自由を意味する。即ち統制は自由を前提とする。自由なき所に統制はない。自由なき統制は壓制である。更にこれを廣範圍に考ふれば、人類のみならず自然界の總ては、統制によつてその存在が保たれてゐる。日月星辰の運行四季の推移寒暑の來往、みな自然力の統制によつて行はれてゐる。政治も經濟も道德も、それ自體が本來の統制作用を有する。即ち有機的の活動である。

政治、經濟、道德の固有統制力

國家が一體となつて活動することは、統制の最大なるものである。經濟上に不況と好況とが交錯循環することは、經濟現象に固有する統制力の現れで、これによつて過不及を伸縮調整する。如何に富裕の國も萬年景氣はなく、貧乏の國でも國民が勤勉努力さへすれば、好景氣は必ず訪問する。政治に固有せる統制力は正義であつて、道德とその本質を同ふする。何となれば道德は人と人との關係の規範であるが、政治もまた人と人との關係であるからである。「政治は最高の道德なり」(プラトール)は實に千古不朽の名言といはねばならぬ。

本質的統制と意思的統制

政治も經濟も本質から由來する統制力を具有する。然るにこれに對して、更に新なる動きを定むる必要を生ずることがある。それは戦争といふが如き非常の場合に於て、その統制力をある一方に集注せしむることである。これを稱してまた統制といふ。近時喧傳されつゝある統制論はこれに屬する。本質的統制の上に意識的統制を加ふるのであるから、代數の負數と同じ結果となり、本來の統制力が減殺され勝ちになる。

皇道精神による自由は壓迫に對する對立觀念に非ず

皇道精神による自由の觀念は、西洋に於けるが如き對立的關係ではない。即ち壓制に對して自由を求め、不當の束縛から逃れんために自由を叫ふといふが如きものでなく、絶對的の無碍自在である。本然の性から流露する浩然の氣である。外來思想のために近時甚しく歪曲された皇道に基く大精神が萎靡すればする程、我國の弊害は多くなる。統制といふが如きも殊更に名目を新しがる要はない。暗夜に燈を點じ、夜明けて窓を開くといふの類である。もし現代の政治家に統制を金科玉條と心得これに專念せんとするものがありとせば、それ等の人々は先づ靜思默考皇道の大精神を徹見する必要があると思ふ。

## 第九 皇道と我固有の道德

道德の淵源

我國の道德は其淵源を一に世界に比類無き御神勅に基く肇國の精神に發するものであつて、其要目は擧げて、畏くも教育勅語に盡されて居る。

建國以來三千年を経て國民の數は多いが、それがみな、皇室を宗家として上の徳は民を愛撫し、下衆民は一意上に奉公するに専念した。これを以て忠孝一致の道德の基本は夙に確立し、日常行爲の規範これより出で、世界に比類なき國體を保持してゐるのである。「克ク忠ニ克ク孝ニ」は道德の根本をなしてゐる。かくの如きは世界萬邦に絶えてその例がない。従つてこれは我國固有の道德として、世界に誇るべきものと共に、日夜實踐して譲ることなく、子々孫々無窮に傳へ、愈々皇威國運の發展を實現せねばならぬ。

我國民の實體は血族即大和民族の單一大家族である

西洋の平面的なるに對し縦と横の兩面を有す

我國民の實體は、血族即大和民族の膨脹したるもので、國家は一の大家族である。而して君臣の分は天祖の神勅によつて明となりし以來、未だかつて紛更したることなく、本末の區別は炳として日星の如くである。我國民が崇祖の念厚く、星移り物變ると雖も、これを守りこれに従ひ、競々として違はざらんことを恐るゝの道德性を具有し、動すべからざる先天的確信となつてゐる。されば我國の道德は西洋諸國の如き、横斷的平面的でなく、建國の肇めより萬世の無窮に亘り一貫して存するのである。時代により狀況に應じ變移さるべきものではない。血族家族の膨脹したるものなるが故に、國家と國民との關係も、西洋諸國の如く、權利と義務とによつて糾合したるものではなく、義は君臣にして情は父子である。愛國の念禁ぜんと欲するも自ら湧出する。愛國の念旺盛なるが故に同胞邦家のため犠牲の念強く國家の難に際しては、強勇岩をも貫くの精神を發揮し、平和の時に於ては優雅謙徳、相扶けて自然の生を享樂するの寛容

性を有する。

分生せる各家族生活は、累代相繼ぎ、我國古來の道德を支持し、相傳した。それは我國の生活が、太古より瑞穂の國と稱し、農業を基礎とし、西洋その他の民族の如く野獸を追うて轉々し、水草を探して彷徨したるが如き不安なる生活の經驗なく、固く大地に根ざし、野を拓き山に植ゑ、祖先は營々として子孫の計をなし、相傳へたるがためである。農は一家協力して田畑を耕耘する。父と子、兄と弟が毎日別々に働くことは、極めて稀なるを以て、家族の親和一體は、放浪生活に發足せる西洋に見る能はざる所である。而してこの家族的協働は、擴大され國民的協力となり、所謂舉國一致は、我國に於ては西洋諸國に比して、甚だ容易であるといふよりも、必要の場合には寧ろ期せずして實現さるゝのである。

我國民が國內に於て協力性強く、しかも他國民の如く排外性を有せず、他國の文物を採用す

定着性と  
農本生活  
に基く家  
族主義道  
徳の特徴

舉國一致  
の特性

る包容力の大なるは、我國土が島國にして、殆ど他國からの脅威混亂を受くることのなかつたことが、一つの原因であると思はるゝ。果して然らば我國の位置も一大家族を哺育發達せしむるために、選定創造せられたるものなりと解することが出来る。英國は島國たるの點に於て、我國と相似てゐるか、ケーザルを始めとして、歐洲大陸から屢進入し、在住民族の勢力幾度か隆替し、現在のアングロサクソン民族は最後に勢力を占めたものである。

古代文化發達せざる時代に於て異民族は互に敵視し、鬪鬪相次ぎ殆ど寧日なく、それがために自發的發達阻止せられ、民族の興亡常なき有様であつたが、我國はかゝる雰圍氣から隔離し神代ながらの姿を保持するを得たのは、世界各民族の享受するを得なかつた天祐といふべきである。然れども近時に至つては、世界の形勢全く一變し、世界的に民族的實力競争の修羅場が展開されてゐる。數千年來育成せられたる潛勢力を發揮すべき時とはなつた。

神代ながらの姿を保持す

西洋に於ては社會思想が旺盛である。その理由は國家の變遷が甚しく、社會の方が永續性を有するによる。然乍ら我國は國家至上主義である。歐洲の國家は久しく宗派の支配をうけた。

西洋は社會本位だが日本は國家至上である大義明分生

神勅によつて創設せられたる我國家は、全くその選を異にする。茲に大義名分が存し、國體明徴の忽にすべからざる所以が伏在する。大義は國家に對する國民の義務の因つて生ずる條理を意味し、名分は公に活動する具體的の目標を意味する。従つて國民の尤も重んずべき事項である。大義も名分も、法令に規定せられてある譯てはなくして、國民の道德的素養から發現する。

夫婦關係の特異性

道德生活として夫婦の關係は極て重大である。西洋人の結婚心理は個人相互の愛を基調とする。それ故夫婦にして別居生活をなすものが相當ある。相互の愛が枯渴するによるであらう。しかしながら我國の結婚はかくの如き輕薄のものではない。父祖の生命を子孫に傳ふる大務を

西洋の夫婦對立論は我國では成り立たぬ一體論である

有する。それ故結婚精神も西洋の如く個人主義でなく、家族主義である。甲家と乙家とが縁を結ぶのである。夫婦は無限に發育する竹の節の如きものである。家と家との結合なるが故に、我國の家族相互は、これによつて網の目のやうに、縱横の關係を生ずる。國民の一體たる關係は觀念でなくて事實的である。

我國の婦人は種々の權利關係に於て、男子と異なる法律上の差別待遇をうけてゐることは、未開の遺風にして不當なりとし、男女同權論を唱ふるものがある。各個の法令中には、改正を要する點もあらう。然れども道德上に於ては夫婦は同權たるを得ないのである。もし同權とすればそれは二人の個人の對立となつて、夫婦結合の本義と一致しない。我道德では夫婦は一體と見るのである。夫は表で婦は裏である。賢婦は内助の功によつて、夫を活動せしむる。而して表面は夫唱婦隨である。

以上聊か我道德の固有性を外國道德に比して叙説したが、更に附け加へねばならぬ大切な事は大和の精神である大和の精神は國史の跡を追うて堪へず見出さるゝものである。和の精神は

萬物融合の上に立つ、外國の個人主義平等觀念の對立矛盾を調和する爲の機械的の協調に非ずして、眞の萬物融合の上に成り立ち分を以て全體の中に存し分に應ずる作用によつて常に一體を保つ所の和であつて、各自の特異性を發揚し論議、葛藤、切蹉、琢磨、を経て而も和を失はざる所謂大和である、徒に個性を滅却する姑息消極の和ではない。我國民が常に自由潑刺たる個性を發揮して時に相争ふことありても一朝事ある時は直に一體となり又大道を逸せずして大義に一致するの事例は史實に明なる所である、孔子は論語に於て君子和而不同、小人同而不和と言ひ和の大切なるを説いたが、我國民性の大和の精神に至つては孔子も亦思ひ及ばざる所であらう。

外國カブ  
レの輩出

明治以來、俄に西洋の文物流入し爲に道德上の信念に就ても多少の動搖を來した、時代の變化に對應することは必要であるがそれは個々の應用に過ぎない、民族存立の根本は飽迄把握し發展せしめねばなむ、最近日本精神が高調せらるゝに至つたのも、外國カブレが甚だしくなつた反動たること明である、道德は國民の歩むべき步道である、濫りに外國の風を模して日本國民の歩む道を失つては了へば國民はどこへ行くか、この點は共に相戒めて益々其長所を磨礪し、國家の爲眞面目に活動し、我民族の生成發展の實現に努むることを要する。

我國民は思想上の同化性に於て、尤も好成绩を擧げてゐる。儒教が渡來するや、國民道德の研磨に資する所多く、佛教も概ね護國を信條として、國民に弘布し、我國體國民性を傷けることは殆どなく。却つて大に修養に役立つた。然るに明治の晩年頃から、西洋思想不消化の弊害が著しくなつた。共產主義の如きは兇惡明白なるにも拘らず、これに迷ふものがあつた。また

西洋の放縱的解放思想も、一部の人々を毒してゐる。これは最近の思想に干與するものが、その利害を詳細に検討吟味せずして、新奇を衒はんとするため、古代の學者、宗教家の慎重なるに比し、採長補短の術に拙しと言ふべく、大に反省すべき點である。元來英佛獨伊を始め西洋諸國は悉く民主思想であつて、我國と國體を異にする故、その政治及び道徳の理論は、無批判に採用してはならぬ。

## 第十 皇道と八紘一字

「六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇トナスコトモ亦可ナラスヤ」

御神勅の  
一節

これは長くも神武天皇御神勅の一節であるが、現時世上に唱へらるゝ、所謂八紘一字の語は、これから由來するものと思はるゝ。而してこの意味を、征服主義の如くに解するものもあるが、それは大なる誤りである。皇道精神に於ては、征服のことを（ウシハク）と云ひ、國家を統治することを（シラス）と云つた。我國に於ては上古以來（ウシハク）の事實は絶對にない。精神に於ても實行に於てもなかつたのである。（シラス）と云ふは平和に治むること、親和と慈愛とが、政治精神の根本である。それ故に皇道精神に於ける八紘一字の意味は、世界各國が一家のやうに、睦しく共存共榮をするといふにあらねばならぬ。



一家族の情を以て外國に臨む

皇道は天地自然の大道であるから、この大道の現れ方は、國によつて異なるかもしれぬ。多少の異同はあつても、結果に於て生成發展を具現するならば、天地の大道に従つてゐるのであるから、それ等の國とは相携へ一家の如くに協力して、進歩發達することが、(シラス)といふ意味に於ける八紘一宇の精神であらう。一宇は一家の義にて一家族員の情を以て治むるの義である。さればもしこれを外國に於ける、征服侵略と同一に解するやうなことがあれば、實に皇道の本義に背反すること甚しく、日本建國精神の萬國に優れたる點を、全く理解せざるものといはねばならぬ。

我國には侵略思想無し

開闢以來我國は一回も、他國を侵略したことはない。また歴代の御詔勅を拜讀しても、侵略思想の如きは、片鱗も窺ふことは出来ぬ。近く國際聯盟脱退の際に賜りたる御詔勅にも、國際聯盟とは行動を俱にする能はざるも、聯盟を組織する個々の國々とは、益々親交を厚うするや

うとの大御心が明にされてゐる。我國が古來内外に處する、確定不動の法則は、和を以て貴しとするにある。征服主義と相距ること霄壤も管ならずといふべきである。

皇道は親和主義なり征服主義に非ず

皇道精神は、征服主義でないばかりでなく、積極的に親和を實現せんとするを本旨とする。神功皇后は三韓を征伐せられたが、外國のやうに征服的動機に基くならば、新羅を滅ぼし、その人民を奴隸とし國土を奪ふのである。我國はそうでないから、新羅王が降参して、毎年朝貢を怠らず、九州に禍を及ぼすやうなことを斷じてしないと誓言すれば、これを赦して國を保たしめ、尺地寸土を奪はず兵を還した。かくの如きことは、殆ど世界の戦史に例がないのである。もし日本が侵略主義であれば、徳川の鎖國に至る前に、我國の領土はアジヤの各地に擴張せられてゐたのである。徳川の初期までは、我國は人口も尠く未開の地も多く自給自足の生活をなすを得たから、他の民族が住んでゐる土地に交通貿易をしても、これは單に珍しい物を交

換するといふ程度で、經濟上の爭奪問題も起らず、臺灣の一地方の如き住民の暴舉を懲らすために、邦人が一時占領したこともあるが、後全部を還へして引揚げたのである。

大衆的の仁恵を根本とする皇道精神は、民族國籍の別を問はず、各その所を得せしめ、人類全體としての進歩發達を所期するのである。弱者を虐げて、その所有する物と所とを奪ひ、彼等をして住むこと能はざらしむる非人道的行爲は、極力これを排撃する。明治以後になつて、侵略的競争力の強い、歐米各國が相並んで東洋に迫り、我國もこれがために、重大なる脅威を受くるに至つた。その結果日清日露の二大戦役が起つたが、何れも我國は受身で、總ての平和手段を盡しても、遂に及ばずして應戦したのである。現時の支那事變の如きも、支那の暴戾非友誼的行爲は、十年も續いたのであるが、我國は忍べる限り忍び、事變勃發の直前まで、兩國國交調整のために肝膽を砕いたのである。

歐洲は侵略主義の本場なり

歐洲ではいつも小弱國が戦争の因を爲す

現在の歐洲各國は、その當初から、侵略主義弱肉強食主義である。初めは王侯の争ひであつた。それは土地人民を私有するに基く。その争ひに境界が出来たのが、近世歐洲の國家である。従つて侵略力が強ければ、その國は盛であり、弱ければ衰へ途には滅ぶる。歐洲に於ては物質的文化が、著しく進んだ。しかしそれは戦争が進歩の動機となつたことが多い。即ち侵略手段として、文化が發達したのである。歐洲では小國が戦争の種となる。小國は征服力がないから、征服に對抗することは出来ぬ。大戦争の起つたのも、南ではセルビヤ、西ではベルギー何れも小國である。セルビヤが奥匈國と對等の國力があれば、皇儲暗殺問題も、解決の方法があつたかもしれぬ。ベルギーが強國であれば、獨逸は容易に軍を進むことは出来ぬ。歐洲外境界は、侵略の野心と被侵略の不安との交錯である。大戦後もこの前例を考へずに多數の小國を作つた。その小國が引き續き紛争の種となり、屢々大戦再發の危機が叫ばれる。現に小弱國

ポーランド問題の爲、英佛對獨逸の争覇戦が始まつて居る。

歐洲では  
侵略主義  
ならざる  
國なし

征服は歐洲諸國家の、建國思想であるから、政體が改まつても、この根本方針は變らない。

國王の専制國家でも、デモクラシーの國家でも、共產國家でも、侵略主義は今尙古の如しである。歐洲人にも個人としては、崇敬すべき人格者がある。また歐洲國家の具有せる缺點を、充分に認識してゐるものもある。然れども長い間の惰力はこれを如何ともすることは出来ぬ。國家生活に伴ふ、煩悶と不安とを脱却する方法がない。我國のような古今一貫整然として、光輝ある歴史を保持する實相を解るやうに説明すれば、彼等が歛義景仰することは疑ひない。然るに我國は、開闢以來の文物輸入に急なるの餘り、我國特有の事柄をも、外國の例に似せて説明するやうになつて、自分で自分が判らなくなつた。この頃漸く反省の氣運が蘊醸されて來たが、まだ日本の國の本然の姿を眞に理解してゐるものは寥々たる有様である。

支那は上  
古には道  
徳行はれ  
た但我國  
と似而非  
なるもの  
あり

支那は歐洲各國と多少異なり、上古に於ては、國王の指導によつて、道徳が行はれたやうである。周末亂世となつて、古代の美風が湮滅せんとした。孔子はこれを恢復しやうとして儒學の體系を作り、世界三聖の一人となつたが、亂世相次いだため、實現するに至らざるのみならず、時代の推移と共に民心は墮落し、たゞ典籍に於て古を偲ぶに過ぎざるに至つた。しかし清朝に至るまで、文官の考試は經書と詩文であつたから、儒教思想は知識階級には、残つてゐたが、清朝滅び、蔣政權の成立と共に、殆ど顧みないやうになり、道教禍福の迷信思想に、共產思想が投合して、現時の思想惡化の現象となつたのである。

支那に於ては時と共に萎靡したにも拘らず、我國に於ては儒教は、皇道精神を洗練する資料となつた。しかし儒教と皇道精神とは、根本的に異なる點がある。徳を尊重することは、支那人に劣らなかつたが、根本的相違點たる禪讓論を唱へたものは一人もなかつた。これは古の先

八紘を併呑するに非ず、家とするなり

輩が採長補短を、誤らなかつたのである。八紘といふのも、支那の文字である。天下を席捲し……八紘を併呑するといふ文章もある。これは征服を意味する。我國に於ては、八紘を併呑するのでなくて、これを家とするのである。同じ文字を使つても、思想に格段の差異あるを考へねばならぬ。

我國武力の發揮

我國が維新以來、外國に認められた著しい點は、武力であつた。戦争に強い民族だといふことだけは頭の中へ深く印象された。北方の強を以て歐洲を脅威したコサツクの露軍をも破つた。歐洲民族は實際は強くない。ジンギスカン、トルコ、マホメツト等に散々やられた。その恐怖殘影は拂拭されてゐない。従つて日本の勃興に對しても、表面は威嚇内心は恐怖といふ矛盾した心理状態にある。黃禍論の如き、歐米各國民に共鳴作用を起すのは、この心理の現れである。日露戦争以後、世界を擧げて日本人排斥となつた。戦後僅二三年の間に、この思想が

普及し、政策として實行さるゝに至つた。驚くべき速さであつた。

外國の長所を採用することは必要であるが、盲目的の模倣ではいけない。自國の有する長所を自覺し、これを發揮すべきである。日本を説明するものは日本人の外にはない。現に世界の状態は、思想と利害とが、紛淆して殺伐愈々甚しからんとしてゐる。日本人が建國以來抱持する平和、親睦情誼、開放的人道主義を世界に示すことは、世界民衆を平和に蘇らしむる最上の方法である。外國のやうに他國の土地を經略するを、八紘一字の精神と解するが如き誤れる思想ありとせば速に矯正せねばならぬ。

征服主義の他國經略は八紘一字の精神に非ず

## 第十一 皇道とファツシヨ、ナチス

世界大戦  
に際しフ  
アツシヨ  
國は聯合  
國側參加  
を主張す

ファツシヨの思想は、古くからイタリアにあつた。それは革命團體の別名として一般に使用せられてゐたのである。千九百十四年夏世界大戦は始まつた。この時ムツソリーニ氏は、ファツシヨ團を結成し、イタリアが聯合國側に參加すべきを主張したと傳ふ。これより先イタリアは千八百八十二年獨逸同盟に加つて、歐洲列強間干戈動くときは三國同盟の樞軸に従つて、行動すべき關係にあつた。然るにファツシヨ團は、反對に英佛の諸國と提携せんことを主張したのである。勿論イタリアと獨逸及び佛國との關係は、當時は三國同盟結成の際とは、大に異なるものはあつたが、世間一般はイタリアが依然として獨逸に加擔すべきを豫想した。イタリアが大戦開始の際中立的態度を採り、次で聯合國に参加し、數年間ナロル地方に獨逸軍と戦ふに

至つたことについてファツシヨ團の國內活動が、幾干の效果あつたかは、これを詳にするを得ないが、イタリアの外交政策は正に百八十度の大旋回をし、ファツシヨ團の主張通りになつたことは、明白なる事實であると共に、今日思想的に世界を風靡してゐる。イタリア・フランスの出發點を紀念すべきデコレーションであらねばならぬ。

媾和條約  
に對する  
伊太利の  
不滿

イタリアは聯合國に参加したるが故に、大戦の終熄に當つては、戦勝四大國として數へられヴェルサイユ會議に於ても、媾和の重要條件は、英米佛伊の所謂四頭會議に於て立案された。それにも拘らず媾和條約に對しては、イタリアは頗る不滿であつて、詩人ダヌンチオが飛行機に乗つて、アドリヤ海の對岸フェューメを占領するといふ問題まで起つた。

大戦が歐洲列強に與へた打撃は、頗る大なるものがあつた。戦勝國は獨逸から多額の償金を拂はしめて、その缺陷の一部を補填するを得るかに見えたが、年賦支拂額を各國に分配すれば

武装實行團を編制したるムツソリーニは國內の赤化を喰ひ止めることに成功しファツシズムの政權を確立す

僅かのもので、當面の急を救ふに足りない。加之大戦遂行の軍事工業は、戦争の熄むと同時に中止休止のものを生じ、失業者は至る所に群をなした。逼迫せる國民生活の問題は、愈々思想を悪化し、社會主義、共產主義は各國に大なる勢力を振ふに至つた。イタリアに於てもその例に漏れず、戦争終熄と共に共產主義、自由主義ファシズム等が入り亂れて、思想上大混亂を生じ、左傾の大勢は殆ど阻止し能はざる状態であつた。この時に當つてムツソリーニ氏のファツシヨ團は、戦争の終つた翌年即ち千九百十九年に、武装實行團を編制し、實力を以て頽勢の挽回に當る準備をした。而して千九百二十二年五月のメーデーに於て、國內各工場の赤旗を引き下して、イダリー國旗に換へしめ、同年十月にはミラノに於てファシスト大會を開き、陣容を整へてローマへ進軍した。その翌年ファシスト黒シャツ黨は、護國義勇軍となり、更に千九百二十五年には、立法司法の權力を完全に收め、千九百二十八年には、ファシスト最高機關たる

大評議會を、憲法上の國家機關たらしめ、以てファシズム政權を完成した。

ムツソリーニ氏曰く、

ファツシズムの内容

- 1 吾等には國家の外何ものもない。
- 2 吾等は實行あつて理論はない。
- 3 吾等の精神は祖國本分規律あるだけである。

これ等の主張は、イタリアの國情が實行すべき急務に迫つて居たのであるから、國情の異なる國々、濫りにこれを模倣すべきではない。ムツソリーニ氏も、ファツシヨは國外に輸出せずと云つた。而して、この三ヶ條に一貫して居る強い信念は、國家至上主義であり、國家の傳統を尊重する精神である。

以上はイタリアに於けるファツシズムの主要であるが、歐洲大戦後他の國にも、ファツシズ

ファツシ  
ズムは時  
代の産物

ム傾向が発生したところより見れば、大戦のもたらした反動的産物と見て差支へない。大戦の疲弊を復興するには、舊來のデモクラシーに依つては手緩い、何か新しい政治様式を時代が待望して居る際であつた、一方各國の窮乏に乗じて、共産主義は猛烈に勢力を扶殖し、得意の煽動術を以て、同盟罷業、階級闘争を誘發せしめた、しかも共産主義は唯物思想なるが故に、傳統も道徳もない、深く之に侵潤すれば國家は崩潰する。スペインの如きは數年に亘り骨肉相食むの慘狀を現出した。即ち、此間にファツシヨが新しい政治様式として登場して來たと云ふ譯である。従つて、ファツシズムは、一種のオツボチニズムで永久不變の原理に基くものに非ず、と稱せらるゝ所以である。然し、歐洲各國のファツシズムに、自ら普遍的共通性の在る事も事實である。

歐洲各國  
に於るフ  
アツシズ  
ムの普遍  
的共通性

第一理論よりも實行本位である、眞に急迫したる事態に對處するを要した、理論的研究の餘

裕は無かつた、オツボチニズムたる所以も茲にある。

第二獨裁主義である、獨裁と云つても、古の專制政治とは異なつて、國內の勤勞階級を支持者とする、之等勤勞層の代表者よりなる一種の議會がある、議會と云ふも形式的に諮問に答ふる程度のものなるを以て、結局事實に於ては、執行機關少數者の獨裁政治と言ふ事になる、而も從來のデモクラシー議會政治を否認する、それは共産主義が、議會を利用して勢力を扶殖した事が一理由であると共に、議會による政治行程が、政策の一貫、敏速果斷に於て缺くる所あるが爲であつた。歐洲デモクラシーの政治は、國內の勢力を調整した政策を公平に實現する事が目的であつたが、大戦後の各國は、國內の調整よりも國力の振興が急務となつた、國內問題よりも外交と貿易とが重大關心事となつた。更に、大戦中各國內部には屢々非愛國的事件も暴露した。議會政治では、これが肅正を成し遂げることは、至難と思惟せられた。

第三全體主義といふ。全體は部分と相對する觀念であるから、部分のない所に、全體主義は無意味であるが、それは階級的分裂を非認するの意味であると共に、個人主義の傾向を斥けて國內の一致協力による國力の發揮を所期せんとするにある。

斯く獨裁主義であり、全體主義であり、實行主義であるから、國內の政治勢力は、一國一黨とならざるを得ない。國家が全體として實力を充實するには、國民生活の安定が顧慮されねばならぬ。ファツシズムが社會政策と經濟上の國家統制とを強調するは、これが爲である。

これを要するに、ファツシズム政治は、歐洲國家の現實の必要に迫られて發生した一つの現象である。即ち民主自由主義に對する反動と、共產インターナショナルの攪亂に對する防衛とが發生の誘因をなしたもので、目的とする所は從來の民族國家を維持し、これが發展を實現せんとするにある。或意味に於ては現狀維持の運動と云ひ得る。

ファツシ  
ズムは或  
意味では  
現狀維持  
運動をな  
す

共產主義  
に對する  
反動的存  
在

共產攪亂の魔手が根絶せず經濟上の恐慌が屢々繰返されて生活が脅かさるゝ、狀勢に於ては、ファツシズム傾向は、世界各國に波及する。英國にも米國にも一部にはこの運動がある。而してその根本的欲求は、國家主義にあるが故に、ファツシズム運動の様式形相は、國によつて各異つて居る。イタリーと獨逸とでも、甚しく異つた所がある。其の他の諸國に於て異なる點あるは言ふに及ばない。我國の一部にも、ファツシヨ傾向に走らんとするものがないではない。然し、それは斷じて模倣であつてはならない。ファツシズムが模倣すべからざるものであることは、ムツソリーニ氏が之を國外に輸出せざることを明言したことをもつても判る。

ナチスの  
發生  
ヒュウラー・ヒットラーに依つて率ひらるゝ、ドイツのナチスも、ファツシズムの一種と云つて差支へない。ドイツは歐洲大戰の戰敗者として、媾和條約に於て重壓を受けた、然し休戰當時のドイツ軍は、大なる敗北を喫しては居なかつた。尤も戰爭の激しかつた西部戰線は、英



佛米の聯合軍の爲に、膠着したヒンデンブルグ線を後退せざるを得ざるに至つたが、戦線は尙佛國內にあつた、ドイツ國領土は尺地寸土と雖も敵の侵入を受けた所はなかつた。同盟國たる埃匈國、土耳其等は、既に敗退の止むなきに至つたが、ドイツは戦闘餘力を有して居たのである、それが急に休戦しなければならなかつたのは、寧ろ國內に於ける革命の爲であつた。

獨逸國民は世界大戰に於て戦争に負けなかつたが外交に失敗したと考へて居る

獨逸帝國は崩壊して、社會民主主義の共和國が新生した。新政府は苛酷なる聯合國の媾和條件を、無修正に甘受せざるを得なかつた、これが完全に履行せらるゝか否かは聯合國さへも不安に思ふ程であつた。當時獨逸國內には、戦争には敗れずして、外交に敗れた、といふ感じが一般にあつて、この條約の重荷を脱しなければ、獨逸の再興は覺束ないと考へた、しかしその方法を發見する事は困難であつた。

此國家的重壓を打開せんとして立つた者が所謂ナチスであつた。ナチスの語は國民社會主義

媾和條約の羈絆を脱し外交失敗を解消することを以てナチスの使命とした

獨逸労働黨（ナショナルゾチアリスチエアルバイテルバルタイ）の略語である。一九二〇年綱領を宣言した、左に綱領を記せん。

- 1 民族主義の徹底。
- 2 國際正義の要求。

既に、大戰媾和條約の廢棄を通告し、植民地再分配を唱ふ。

3 唯物主義階級闘争の排斥。

キリスト教を支持し、共產主義を排す。

4 勤勞主義の高調。

勤勞を以て國民の義務なりとす。

5 戦時利得の没收。

6 重要企業重要企業の國有。

7 國家權力國家權力の強化集中。

獨逸聯邦廢止を既に斷行す。

以上に依て獨逸ナチスの大要をうかゞひ知ることが出来る、今現にヒットラーによつて着々と成果を收めつゝあることは、ムツソリーニと相並んで、現時世界の偉觀である。

ファッショナチスは我皇道精神と根本的相違點あり所謂似而非なるものなり

我國の政治信念の基礎は、屢々説けるが如く建國皇道の精神である。それは一貫して萬古不易であり、天地自然の大道であるが故に、歐洲に於て行はれた專制主義專制主義でも、デモクラシーでもなく、勿論現時のファシズムとも異なる。殊に皇道皇道とファシズムとの根本的相違點は、ファシズムが一種の革命主義革命主義であること、及び民主主義であること、更に有形的手段に於て、これ

を強行せんとする力の政治政治であることである。イタリアの黒シャツ黨、ドイツのナチス突撃隊の如き兩國に於ては必要であつたかもしれないが皇道精神とは全く相容れない行動である。力の政治は一面に於て必ず暗黒面暗黒面を伴ふ。天日嗣の皇室を戴く我國に於て暗黒面の存在を許すべきではない。それは岩戸神樂岩戸神樂の太古に於て既に全く清算されて了つたのである。ファシズムは亦實行を重んずる。それはファッショ勃興勃興當時の伊太利の實情に基くものであるが、これを輕信して條理の詮索詮索を等閑にし無思慮の妄行妄行に陥つては、その弊や救ふべからざるに至るのである。

我國は夙に獨逸及びイタリーと、防共協定を締結し、兇惡なる共產攪亂共產攪亂の撃退に協力することになつた。それは共同の敵、共產インターナショナルを排撃排撃するためであることは、協定成立の當時に明にせられた通りである。この協定の成立を以て、外國人のうちには、我國も獨逸

イタリーの如くファツシヨ化したるものと考ふるものもあるが、それは皮層の見解である。イタリーはファシズムを以て、獨逸はナチス精神を以て共産黨の撲滅に當るが如く、我國は皇道精神を以て、共産の魔毒を解消せしめんとするのである。歐洲に於てファシズムが発生するに至つたのは、その發生すべき必要があつたからである。歐洲に於てはこの方法も、國家經綸の有効手段として認めねばならぬ。従つてそのうちには他山の石として尊重すべき點もあるが、斷じて盲目的の翻譯模倣に陥るべきではない。殊に力の政治をモットーとする彼等は皇道精神と異なり、正義、道徳は寧ろ第二義とする、利害の爲には如何なる約變を來すかも圖られ難い現に最近に於て防共協定を強化せんと交渉中、我國を出し抜き突如として、對敵赤露と不可侵條約を締結したではないか。

以上ファツシヨ及びナチスの大要を記したるが、上古御神勅により垂示せられたる我が皇道の大精神より見るときは、規模の大小、經綸の高下、到底比す可くもない。國際正義の主張を始め、唯物主義排斥、國家主義高調と云ひ、勤勞主義實行主義の主張と云ひ、社會政策の實施と云ひ、幾多之を是認すべきものもあるも、獨裁主義を始め、極端なる企業の國營、他民族徹底的排斥の如きは、明に我皇道の精神に副はないものである、審に採長捨短の注意を以て、之に接せざる可からざるは言を俟たない。一部にはファツシヨナチスの政治を以て、前古無比の英雄政治として謳歌する者無きに非ざるも思はざるの甚しきものである。我皇道に於ては英雄政治は禁物である。此種の政治は史を繙いて、源氏、北條氏、足利氏、徳川氏等の政治に、其彷彿たる事例を見出す次第である。

萬古不易の國體を有し、三千年の歴史を経たる我帝國から見れば建國日尙淺き愛すべき瀕刺たる少年國の前途を祝福激勵してやる程度で充分ではないか。

## 第十一 皇道とデモクラシー

デモクラシーの思想は歐米各國に通有せる思想である、それは單に政治上の意味ばかりではなく、社會生活にも、倫理道德の上にも行はるゝ廣汎なる意味を有する、我國に於ては、デモクラシーを民主々義と翻譯する民主々義とは、主權在民の國體觀念を現はし、十八世紀の歐洲

革命思想の根源をなしたものである、デモクラシーを民主々義と譯することは、必ずしも適當ではない、何となれば民主々義の思想は、デモクラシーの意味の一部を現はすに過ぎないからである。

其淵源をギリシヤに發すギリシヤに於てデモクラシーは多數者の支配を意味す

抑、デモクラシーの思想は、近世になつて發生したものでなく、西歐文化の創造せられたギリシヤ時代に、その淵源を發する。その語源に溯ればギリシヤ語でデモスとは多數を意味し、

ギリシヤ人の本性

クラシーは支配を意味するが故に、デモクラシーは多數者の支配といふことになる。

ギリシヤ國は、約二千年續いた、その間に總ての政治形式が經驗された、ギリシヤ人は元ダニューブ河畔に棲んだ遊牧の民であつたが、當時世界の文化の中心たる東部地中海の殷盛に撞かれて南下し、先住民を驅逐して、半島南部及多島群島に居を占めた、ギリシヤ人の本性たる、自由獨立快濶の氣質は、その土地天然の風光に誘はれて、文學藝術の發達著しく今日の歐米文化は、何れも範をこれに求むるものである、しかし國家組織に於ては、歐米人特有の階級性強く、侵略の念もまた旺盛であつた、ギリシヤに於て國家と稱するは、僅かに都市範圍の狭少なるものであつたが、國體政體の各種態様を具現したのと、碩學アリストテレスが出てこれを學理的に解説したことによつて、後世を裨益したことは大なるものである。

ギリシヤ人の優秀性を以てして、その社稷を永遠に保つことの出来なかつたことは、寧ろ不

ギリシヤ  
は何故に  
亡びたか

思議と思はるゝ多くの學者は、ギリシヤ人の個人主義思想が禍ひせりと言つて居るが、必ずしもそうでない、大國ベルシヤとの戦争に於て、全ギリシヤ民族が團結してサラミス灣頭に敵を全滅したるが如き民族一致の強烈性もあつた。ギリシヤ滅亡の原因は別にある、即ち建國の理想淺く、徒に侵略主義と階級主義を振り廻はしたことに歸せねばならぬ。而もその宗教は多神教で徒に祭祀の形容に偏執し迷信に陥つたことも、民族衰亡の一原因をなしてゐる、アクロポリス、デルフイー、オリンピヤ等、今日その殘礎の雄大、行人を驚かすものは、悉く祭祀の遺蹟である、ギリシヤに純理論の學説が發達したのは、一般民衆の迷信を打破せんがためであつたが、それは民衆に徹するに至らなかつた、現在世界各地で順番に行はるゝオリンピック競技も、オリムピヤに祀られてあるゼウスの神に奉納する四年に一回行はれる大祭の餘興であつた、今は祭祀を抜きにして餘興をやつて居ると云ふ譯である。

僭主政治  
の發生

ギリシヤに於ける、デモクラシーとは如何なる政治形體であるか、自主獨立を尊ぶギリシヤ人は、國政に參與する權利を主張し、民會の組織があり、平民と貴族との鬭争は烈しかつた、有名なるソロンの憲法はこの對立を調和せんと試みたものである、しかるにソロンの甥ピシストラタスは人心を收攬して、反對派を壓縮し、民會を無視して政治を獨裁した、これを僭主政治(テラニー)といふ、彼は材幹業に秀てゐたから、彼の一代は無事であつたが、其子僭主の地位を襲ぎ、暴虐の政ありし爲、輿論囂然たるに乘じ反對派の貴族に依つて倒された。クリステネス推されて執政官となり、憲法を改正し、將來獨裁僭主の政治發生を防ぐために、アテネ市外の住民も、奴隸にあらざる限り參政權を有せしめ、周圍を百個の町村に分ち、各町村より五人づゝの議員を選出し以て國政を議せしめた、こゝに於てアテネは始めて貧富の別なく、國政に參與することを得るに至つた、これをデモクラシーの制度と言つたのである。

獨裁僭主  
政治を絶  
滅する爲  
にデモク  
ラシー政  
治を起す

この民會は毎年オストラシズム（貝殼彈劾法または僭主放逐法）の諮問に應ずることが、重大使命であつた、それは僭主嫌疑者の有無を答申するのである、もし嫌疑者ある時は、一般市民の匿名投票に附し、六千票以上に達するものは十年間國外に放逐するのである、この制度の樹立によつて、デモクラシーは、獨裁專横の政治の發生を防がんがために出現したものと云ふことが出来る。

歐洲に於  
てデモク  
ラシーは  
發展して  
政治革命  
並に社會  
革命を起  
す

西洋史の所謂文藝復興期以來の政治的社會的問題は悉くデモクラシーの發展を目的としたものと言つてよい、宗教改革、政治革命等みな人權の擴張を思想的背景としてゐる、而してそれは米國の獨立を経てフランス革命に於て、最高潮に達した、革命政府の人權宣言は今尙政治上の規範となつてゐるのである、政治革命は各國が立憲制度の採用に於て一段落をなすの觀を呈したが、社會革命は更に歩を進めた、而して社會の根本は經濟にありとする唯物史觀の論理は

展開されて、社會革命は經濟革命運動となりその極端なるものは共產運動となつたが、これは革命の遞進作用に基くものでデモクラシーの本旨に副ふものにあらず、また運動そのものもデモクラシーの完成を目的とするものではない。

歐洲大戰  
に際して  
聯合國側  
のデモク  
ラシー

我國に於てはデモクラシーを民主主義と翻譯したるが故に、これを唱導するものはなかつた、然るに歐洲大戰開始せられ、英米佛等の聯合國は、戦争の目的をデモクラシーの擁護にありと宣傳するや、我國の言論界もこゝに響應してか、新聞も雑誌も演説も擧げてデモクラシーとなつた、聯合國がデモクラシーを宣傳したのは、獨逸の軍國主義を攻撃するためであつた、ミリタリズムがデモクラシーと對立することは何人にも理解し易いから、この宣傳は相當に成功した、聯合國はドイツ國民と戦ふにあらず、軍備を以て他國を脅威せんとする、獨逸政府の主義政策と戦ふのであるとやつたのである、當時我國は聯合國の一員であつたから、この宣傳

デモクラシーの悪影響我國に及ぶ

を援助する意味もあつたが、實は開戦と共に、獨逸の出版物が來なくなつて、手に入るものは英米の文書だけであつたから、言論の種を發見することが出來なかつた關係もあるが兎に角デモクラシーの宣傳は我國には相當の害毒を流した、それはデモクラシーの思想によつて、具體的に發現すべき目標が我國にないからである、従つてこの思想は専ら解放といふ方面へ向つた、解放とは傳統の權威、規律、から離脱することである、これは道德上頗る悪影響をなしその禍は今日に及んでゐる。

自由、平等正義人格性の尊重、自立獨存民族自決等を表はすに用ひらるゝに至つた

デモクラシーは歐洲に於ては、永い間使用せられてゐる間に、ギリシヤ時代の意味から脱化し、洗練せられて種々の意味を有するに至つた、これを要約すれば、自由、平等正義である、政治上社會上自由の範圍を増大せんこと、人間として平等の權利を保持せんこと、而して、各人が自由と平等とを主張する場合、そこに正義の規準が行はれなければならぬこれ等の意味が

漠然と、デモクラシーのうちに含まれ、更に進んで人格個性の尊重、自立獨存の意味をも有するに至つた、ウイルソンの民族自決も、デモクラシーから演繹したのである、英米兩國はデモクラシーを標榜する。殊に米國がデモクラシーによつて雜多なる民族を統御しつゝある手腕は感すべきである。

デモクラシーはその起源が多數政治を意味することは前に述べた通りである、多數政治の本流は民主共和の政治である、隨て我國體に反することは勿論である。然るに一時デモクラシーを謳歌した日本の言論家學者は、全く我國體の尊嚴を忘れたものである、國民を指導すべき地位にある者までが一時の流行に乗つて國體を忘れるやうな言動をしたから、その後思想界が大動搖を起した。

デモクラシーの固有性は我國體と相容れず

最近歐洲に於てはデモクラシーは自由主義の名に於て、ファツシヨ、ナチス、の思想から政

デモクラ  
シーとフ  
アツシヨ  
ナチスの  
對立

擧されてゐる、獨逸がナチス政治になるまでは、エーベルトのソシアルデモクラシーが政治上の實權を握つてゐた、ナチスはこの政黨に取つて代つたのである、しかし油斷をすれば、再び勢力を盛り返さんとする惧れがある、これを思想的に壓迫することは、ナチス政權維持に絶對必要である、之と同時にナチスの經濟政策は國家社會主義的全體主義で、デモクラシーを基調とする英國の自由競争主義と甚しく異なつてゐる。全體主義を維持するためには、英國の經濟政策の不可なるを攻撃せねばならぬ、この二つの意味に於て自由主義を猛烈に攻撃してゐるが、これは獨裁政治が自由主義と相容れざる當然の結果である。

ナチス前  
代、ソシ  
ヤルデモ  
クラシー  
と英の自  
由主義の  
兩者を對  
敵として  
る譯だ日  
本は尻馬  
に乗つて  
はならぬ  
固有の皇  
道で行け

皇道精神は世界無比の國體を根本とし、大和民族の本性と不拔の傳統とを重んじ、日本國民天賦の發展を遂げんとするにあるを以て、民主的デモクラシーの思想を排撃すべきは言ふまでもない、革命と共に變る外國に於ける思想上の流轉に巻き込まれ、或はデモクラシーを或はフ

デモクラ  
シーもフ  
アツシヨ  
も共に皇  
道精神と  
本質を異  
にす

アツシヨを伴奏するが如きは輕率淺慮の甚しきものにて我皇國の精神を冒瀆するものである。



## 第十三 皇道と外交

國際情勢  
の緊迫

人智の開發と共に、世界各國の外交關係は益々密着し國家民族相互の競争愈々激烈となるは不可避の趨勢である。單に交通通信機關の發達せる點のみより見るも、距離の近接驚くべく、萬里を距つる他國との間に、坐して談話を交換し得るが如きは、古人の到底夢想だもする能はざる所であつた。貿易の頻繁は、經濟的に世界を打つて一丸となし、一國の國力産業の盛衰興廢は直にその影響を全世界に及ぼし、國際關係の浮沈、隆替は眞に端倪すべからずと言はねばならぬ。智識の反映たる文明の利器は主として國際間の競争に活用せられ、列強は各有形無形の勢力を擴張するに日もまた足らざる有様である。

過般の歐洲大戰に於て、交戦各國の蒙つた物的損害は、意外に大きかつた爲に、一方を彌縫

ヴェルサイユ體裁  
よりロカルノ體制  
に移行する傾向

日、獨、伊三國の  
捷頭

するも他方が破綻すると云ふ状態で、時日を経過するも健實なる復興をなすことが出来なかつた。英國の如きも戦後十年内外で、再び金本位制を離脱せざるを得ざるに至つた。それと共に實力的壓迫によつて維持せんとするヴェルサイユ體制は漸次弛緩を生じてロカルノ體制に移り歐洲外交界はここに新轉向をなすべき兆候歴然たるに至つた。偶々極東に滿洲事變起り、日本が國際聯盟を脱退するに至つて、聯盟集團による平和の保證は甚だ覺束なきものとなつた。日本の聯盟脱退と時を同うして、ドイツには夙にヴェルサイユ條約の破毀を綱領とせるヒットラーのナチス黨が、議會に多數を占めて政權を握つた。ナチス黨は戦敗に因つて課せられたる外交上の壓力に抗する爲に、國力集注主義を採り、強力なる獨裁政治を行つた。爾來數年の間にヒットラー氏の外交は意外の成功を收めた。戦争によりて失つたドイツの權利自由の數々を戦争をなさずして回收した。固よりそれにはエチオピア問題を契機とするイタリーの支援が與つ

露國コミ  
ンテルン  
及猶太人  
の魔手

て力あつた事は見逃す可らざる事であるが、歐洲人の性格に由来する平等的バランスの要求が強烈に擡頭しつつあることも閑却してはならぬ。更に露國を中心とするコミンテルンの魔手は表裏兩様、蛇の如き執拗さを以て浸潤を策しつつあり、又亡國流浪の民猶太人の世界攪亂陰謀説も必ずしも荒唐無稽とのみ断す可からざるものあり。

全世界の  
軍國化

歐洲大戰の慘禍によつて誘引された平和運動は、實に果敢ないものであつた。稀有の成功を以て謳歌されたワシントン會議も、忽ち純粹の意味を失つて、政略手段となり、嚴かに調印された不戰條約に對しても、之が遵守の熱意はいづこにも探す事は出来なくなつて、全く空文に終らんとして居る。而して大戰の際部分的に經驗された國家總動員舉國一致の軍國主義は、いかめしい裝束で登場して來た。大戰前の歐洲烈強は各數十萬の常備軍を擁し、武装平和の時代と言はれ、一部人道主義者を戰慄せしめたが、最近に於ける歐洲は、人的物的總てが戰爭に應

世界の風  
潮は東洋  
に及び支  
那をして  
挑戦を敢  
てせしめ  
終に日支  
事變を醸  
すに至れ  
り

用すべく作り直されて居る。而して其の風潮は遂に極東に波及し、支那の如き國內の秩序未だ定まらず、民は困窮の極にあるにも拘らず、國力を擧げて軍備の急造を實行し、歐米諸國から最新式の武器を購入し、使用方法を誤り容共抗日の旗幟の下に、見當違ひにも、東洋の君子國たる我國に對し攻撃挑戦を敢てするに至り、その兇惡暴舉を抑止する爲、我國は多大の努力を拂つてゐる。

支那は我  
國の眞意  
を理解せ  
ず

事變勃發の際の我政府の聲明には、「支那國民政府は我國の眞意を理解せず」といふにある。支那兵が我軍に對し挑戦したる際國民政府はこれを鎮撫する方法を採らずして、却てその機會を捉へて、全支那國民に抗日戰鬪を命令した。これが即帝國の眞意を理解せずといふ點である。然らば支那は我國の眞意を如何に解したか。彼等は我國を以て侵略征服主義を遂行すると誤解したやうである。それは支那國民政府の聲明にも、また國際聯盟會議に於ける支那使節の

陳述によつても明である。支那要人が我國の眞意皇道の大精神を理解することが出来なかつたのであるか、或は故意に曲解したのであるかは詮議の餘地があるが、この誤つた思想が世界各國に宣傳され、事變以來我國に對する誤解が益々擴大しつゝあることは事實である。

## 聖戰の意義

現下聖戰の意義は、支那の暴力的排日行動と、武力挑戰とを抑止し、善隣相携へて東亞民衆の福祉を増進し、その文化を開拓して、世界人類の向上に資せんとするにあつて、逆上せる支那政治家の反省を促さんとするを主眼とすることも、既に國民の周知せる所である。しかるに支那國民政府の一派は、支那の武力抗日の全く無意義なるを知らざる筈なきに、尙反省の徵候なきのみならず、國民を驅つて焦土抗戰の慘苦に陥れてゐる。我政府が昨年一月「蔣政權を對手とせず」と決意したのは、到底彼等の迷妄を覺醒せしむる能ざることが明になつたからである。支那人がかく抗日意識が強烈になつたのは、何故であるか。それは支那人の排外性の擡頭

によること勿論であるが、一面抗日を煽動する他國の思想の禍も大なる原因をなしてゐる。殊に共產赤化の悪思想が、一部支那人の腦裡を強く支配してゐることは、支那の共產勢力を知れるものの何人も疑はざる所である。

## 皇道は帝國主義にあらず

支那の排日派は始め「打倒帝國主義」を以て我國を攻撃した。滿洲事變以後は武力侵略主義の語に更めて、日本攻撃は益々熾烈となつた。然しながら我國が歐米各國人の唱ふる帝國主義を實行するものにあらざること、事實の明に示す所であり、侵略主義は歐米人の獨占であることも、疑ふの餘地はない。殊にロシア、フランス、英國は、山海萬里の遠隔を越えて、支那の領土を蠶食した。これは何人も否む能はざる事實である。日本は支那を侵略せんがために戦つたことは、たゞの一度もない。日本は東洋民族の安堵を圖らんがために、ロシアと大戦争をしたばかりでなく、絶えず外交上の活動をしてゐる。現在歐米白人の支配を免れてゐるのは、

日本を中心とする東亞の一角だけである。事變前支那國民政府の施設は多少見るべきものあり國力の振興期待せられ、邦人のうちにも支那再認識論を唱ふるものがあつた。しかし事實は國民政府が國力を賣り喰ひをしてゐたに過ぎない。虚勢を以て外貌を繕ふに汲々とした。それがためダン／＼無理が重つて、進退窮竊した。事變の發生は支那としては、この無理を糊塗する一種の轉換策でもあつた。

皇道は侵略主義に  
あらず

我國の政治及道德は、御神勅に基き建國當時より流露せる皇道精神を基本とする、大自治の原則に従つて萬物の彌榮を祈念するにある。單に人と人との間を仁愛を以て律すべしといふが如き限られたる思想ではない。禽獸虫魚より草木に至るまで、自然本性を遂げしめんとする念である。この思想が外部に發露すれば、當然、自己以外のものを尊重するの行動となる。ただ兇暴の害毒忍ぶ能はざるものみに斧鉞を下すのである。これを放任すれば萬物の生成を妨ぐ

るからである。國際的の關係たる他の國家、民族、人種、個人に對しても、この存在を尊重することが第一義である。古代日本から外國と稱した所はコマ（北鮮及滿洲）カラ（支那本部）テンヂク（印度）等であつたが、このうちコマとカラとは上古から頻繁に交通した。しかしその間にこれを侵略せんとしたことは絶えてなかつたのである。三韓征伐の如きは征服的なりと思はるるかも知れぬが、新羅が不逞の徒を九州に送つて騷擾せしめた形跡があつたから、これを反省せしむる爲に軍を起したのであるから、新羅王が軍門に降つて前非を改むる事を誓言するや一兵を駐めずして凱旋した。これが他の國ならば戰勝の威を以て新羅人を驅逐し、その土地を奪ふのである。

侵略主義  
の歐米人

歐米人は先天的に侵略主義である。その有する領土は悉く征服侵略である。近世歐洲人は精銳なる武器を發明し、また遠洋航海の方法を工夫するや、世界各地に巡航し、その先住民族を

皇道は道  
徳至上主  
義なり

驅逐し壓迫して、領土を奪つた。英國の印度、濠洲の如き佛蘭西の東印度の如き、和蘭の蘭領印度の如き其顯著なるものである。彼等はその口實として優れた歐洲の文明を異國に傳へ、世界人類の進歩發達に貢献するといふてゐるが、實際は種々の壓制政治を施して居る。歐洲人はまた獨占主義である。獨占主義は排外主義である。白人種は有色人種に對してこれを變視する。皇道精神は道德至上主義である、道德は古今に通じ中外にもとらざるものである。英國は常に博愛を標榜するも、嘗ては自國內に禁ぜる阿片を支那に輸出せんとして所謂阿片戦争を起して其非を遂ぐ、英人の中にも人格者グラットストーンの如き、永遠に英國旗の汚辱なりと痛歎したと云ふ。斯る非人道の態度は我國の對外國策として採つてはならぬ。

皇道は誠  
實を旨と  
す

皇道は又誠實を旨とする従つて又實力主義である。實力以上を期待する爲に小策を弄することはしない。譎詐、賄賂、誇大、偽善、所謂、鷄鳴狗盜の態度を採つてはならぬ。戦争は一時

戦争に於  
て

的のものであるから楠公の千早城に於けるが如く、敵を亡ぼす爲に國際法の許す範圍に於ては凡ゆる術策を弄する事、固より妨げない。之に反して政治に於ては内政と同様、外交に於ても大禁物である、國の政治は悠久であり、對外關係は永遠のものである。窮極する所、功利的に見るも國にとりて百害を残すべければなり、たとい國際信義が衰へ多くの國が頼む可らざるに至るとも、我國は飽迄誠實信義、重厚をもつて國際政局に對處すべく皇道の精神を逸脱してはならぬ。

獨逸の不  
信

獨逸の如きは昭和十一年我國と防共協定を結び、後伊太利の参加を得、更に今春以來は軍事同盟に進んで防共の精神並に陣營を強化せんことを自ら提議しつゝ其反面、突如として赤賊の本源と不可侵條約を締結して、世界、殊に、我國朝野を愕然たらしめたる、其不信、不徳、言語に絶するものがある。斯る行爲は歐洲人にとりては、寧ろ、日常茶飯事である。ダンチツヒの間

題を始め周囲の事情緊迫せざるものあり事情は之を認むるに吝ならざるも、許すべきことではない。殊に我皇道外交は之を模倣してはならぬ。決して國家永遠の計ではない。

皇道は正義の味方

皇道は常に正義の味方である、大西郷は嘗て國をもつて正義を行はねばならぬと言つたが、

皇道は唯物共産主義の外は如何なるものをも包容す

國際正義を伸張することは我皇道外交の使命でなければならぬ、彼ベルサイユ條約の如き九ヶ國條約の如き、いづれも難きを強ゆる無理なる存在として今日再檢討をなすべきものあるは言ふ迄もない。また皇道精神は包容、寛仁を特長とするも、唯物主義に基く世界赤化革命の企てに對しては、絶対に容認するを得ず、飽迄之を防遏せんことを期する、防遏の眞の達成には、機を見て積極的に之が絶滅を計るに若くはないこと勿論である。

他力依存を忌む

次に我國の對外國策の本義は他力依存に墮してはならぬ、常に自主的でなければならぬと云ふことである。之肇國の精神に基く國是であつて、神籬磐境、八紘一宇の御神勅を誦し奉れば

自主的對外國策の堅持

自ら明かな所である、他國依存は皇道の精神に反するのみならず、我國現實の地理的立場に見るも、三千年の歴史的傳統も偏に之を裏書して居る、即ち建國以來他を侵略せしことなきと同時他より侵されたる事が無い。此無比の精華は自主の賜物である、然し自主的とは、孤立的と云ふ意味ではない。國家も個人と同じく、良き友を持たねばならぬ、時に國際間の實狀に則しては或は大國と結んで同盟を締し、或は小國を誘ふて協同體を作り、聯盟を結成することあらんも、如何なる場合にも我國は嚴として、自主的立場を保持することを忘れてはならぬ。

東亞新秩序の建設 興亞の使命

現下の支那事變は、もとより支那より挑戦し來れるものとは言へ、又防共の爲とは云へ、將又蔣政權潰滅の爲とは言へ斯くも大なる犠牲を拂つて迄、飽迄不退轉の決意をもつて直進せざる可からざる所以のものは、一に東亞新秩序の建設を遂げ、興亞の大使命を果さねばならぬからである、興亞とはアジア民族の復活である、アジア民族は漸次征服されて極東の一角を餘す

支那より  
我國を驅  
逐せんと  
する歐洲  
強國の策  
動

のみとなつた、今にして奮起しなければ、全アジア民族は被征服民族となり、民族精神も古來の文化も全く湮滅し去らんとしてゐる。印度然り、支那然り、就中我國と一衣帶水の支那は漢民族復興の名に於て、清朝を倒し、中華民國と稱するも、爾來二十餘年の間内争相次いで寧日なく、その間隙に乗じて歐米の勢力は、思想的に經濟的に根強く浸潤し、巧に軍閥の利己心と排外性とを利用して自己の利益を伸張した、近くはコミンテルンの工作は急速度に進展し國共合作に迄到つた。支那の隣邦に正義日本の嚴然たるものあるを怖れ、歐洲の強國は我國の勢力を支那大陸より驅逐せんとした、滿洲事變も支那事變も、この一貫したる計劃の現れである。

親日政權  
の統一強  
化  
東亞協同  
體

従つて現下事變の目的を達成するには、支那を拘制し、驅使する外來の鐵鎖を斷つと共に、支那民族をして豁然悔悟詳かに我皇道精神を理解せしめ邪智誘惑に迷はざらしむると同時に分治合作主義に依り親日政權を統一強化し、東亞協同體を結成して我國が其盟主となり、全體を通

じての治安の維持、并に經濟の開發を促進するの方策を確立し、所謂王道樂土を作り上げ、永久に歐米人妄動の餘地無からしむる様、禍根を一掃せねばならぬ。

しかも此事たるや唯東洋の天地のみを以てしては解決不可能の事情あるを奈何せん、前述の如く、此事は直に我日本を東亞大陸より驅逐し去らんとする英佛露等の野望と完全なる正面衝突を意味するからである。露は夙に世界赤化に於て我の宿敵たり、英佛等の樞軸は世界の持つる國として現状維持に汲々たり、歐洲に於て獨伊と氷炭相容れざるものあるは言を俟たず、斯くて世界の大勢は刻一刻、好むと好まざるとに拘らず再び世界大戰の危機に向ひつつある様に思はれる。現に獨、波兩國の亂に次ぎ、英、佛も亦盟約に基き波國救援の名に於て獨逸に對して宣戰を布告し、兩軍佛獨國境に對峙し、一方獨逸の盟邦、伊太利は虎視眈々として機を窺つて居る。過去數世紀の略奪行爲に依つて不自然に肥大せる英佛等の樞軸は世界各地に夥しき未

第二世界  
大戰の避  
くべから  
ざる形勢

開發の資源を専有しながら之を開發して人類生活に寄與するの誠意無く、國富民多からずして開發の必要を感じざるのみならず、又其能力を缺ぎつつ徒に死蔵するのみ、しかも何等道徳的に自省するの餘裕無く、現状維持に焦慮し、多年高唱せる彼等の自由主義經濟國策も弊履の如く拋擲して、先にはオツタワ會議等により經濟ブロックを整へて、障壁を高うするが如き不自然なる小策を弄するとも、我日本を始め新興國家は、之に辟易する筈無く、又政治的には既に西班牙、エチオピア及チエツコの問題に失敗し、夙に援蔣の陰險工作を日支事變に試みて手を焼きつつも、猶政治ブロックの結成強化に専念し、嘗ては世界人類の敵共產露國とも同盟を結ばんとして遂げざりしが如き、徒に新興國家の己むを得ざる發展を抑壓妨害せんとする愚擧にして、國際正義を無視するものと云ふべく、殊に日支事變に對しては、援蔣の爲に安住地としての使用に限定せられたる所謂租界をも濫用するに至り、終に東京に於る日英會談を開くの

英の妄動

現状維持  
派と打破  
派との對  
立

己む無きに至れるが如き、東西兩洋に亘り現状維持の英佛等と新秩序建設を目指す日獨伊等兩樞軸の對立形勢の馴致せられつつあることは掩ふべからざる事實にして、其責め一に彼等にありと斷ぜざるを得ない。

對露策

現下我國の對歐米外交上の具體的方策如何は、尤も重大問題であると共に、國民の明確なる認識を必要とする、その第一は對露問題であるが、共產主義は絶対に我國體と相容れざるが故に防共滅共の精神は、永遠の國是として把持せねばならぬ、國境相接するため、その紛争を除き或は從來の條約に基く通商を持続する爲斯る協定をなすが如きことは差支へないが、それ以上進んで不可侵條約を締結するが如きは、斷じて不可である。何となればそれは消極的の一種の軍事同盟に均しく防共滅共の精神を無視することとなり、將來不測の禍を招來する處あるからである。



日露提携  
の妄論

近時我國官民の一部に日露提携論を言ふ者あり、曰く露國と共產主義とは必ずしも同一と言ひ難きを以て國家としての露國と提携するは不可無しと論ずる、斯る論者を以て直に共產主義者と斷ずるは固より早計なるも三年前に於る對露防共協定を謳歌したる同一の舌を以て今之を唱ふる者ありとせば其無責任と出鱈目を難ぜざるを得ない、斯る論者は日獨伊に露を連ねて以て世界新秩序の共同戦線に立たんと企つる者の如きも、露國の所謂新秩序は世界赤化であつて我等の所謂新秩序とは其本質に於て根本的相違あるを忘れたる短見と言はざるを得ぬ、吾人の見る所を以てすれば、近時の獨、露提携の如きもヒットラーの成功では無い。背に腹はかえられぬ急場の措置として悔を永遠に遺したものと信ずる。

對英對佛  
對米

その第二は、英、佛、米、對策である。この三國は大なる實力を蔵し世界各地に勢力を有するため、我國は之に依て一面生存、發展に必要な資料を得て居るとは云へ他面今後の對外進

出と相容れざるものあることも明である。現に支那問題に於ては、これ等三國のため、我國の行動が妙からず妨害されてゐる。これ等の三國に對する最後の決意をなし置くことは固より必要である。しかし此堅き決意は深く蔵すべきものであつて。輕々に之を發表し、妄りに強がり言つてはならぬ。眞に敵を撃つには詳に彼を知ると共に己を知らねばならぬ、即ち拙速主義を排して飽迄周到巧運を以て臨み人的物的の準備に萬遺憾なきを期せねばならぬ、従つて、口先き丈の排英、排米は最も戒むべきである。

對獨對伊

第三は獨伊との關係である、ソ聯の赤化破壊工作を對照とする防共協定及びその強化問題例へば日獨軍事同盟問題の如きは、獨ソ不可侵條約の締結によつて、自然に消滅した譯である。しかし獨伊が新秩序建設の爲過去の壓迫より脱出せんとして抗爭しつゝある英佛は、同じく我國とも今後益々相容れざるものあることは明である、この意味に於ては矢張り共同の敵である

我國は歐洲戰亂には不介入の態度を持続すべきは勿論であるが、東洋に於て、世界に於て新秩序の點に於て、獨伊兩國と幾千里を隔て、互に零碎相通する點あるは自然の情である、此情誼友好の關係は國民相互の間に忘れてはならぬ。

世間動もすれば、歐米爭亂の一方に與みして他を討つことを、國家の有利なるが如く論ずるものもあるが、かくの如き舉措は皇道外交の本義に反するものである、凡そ他國の力に依存して事を成さんとするは、國家永遠の計を顧みざる輕舉で其の結果は、恐るべきものがある。即ち自主獨往は皇道外交の根本である。他力依存は終に國家を危ふする。さればと言ふて國際間に孤立無援を誇ると云ふのではない、寧ろ皇道の眞精神に従ひ國是に反せざる限り、適宜友好を持続するの手段を講ずることは現時に於る我外交の要諦である。

皇道外交  
の眞諦

## 第十四 皇道と所謂國民戰線、 人民戰線

思想戦と  
政略戦

現下國際間葛藤の眞相を理解し、適切なる對應策を樹立するためにも、また國內思想の調整にも、思想戦と政略戦との纏絡關係を詳にしなければ、その要諦を把握することは出来ぬ。而も我國としては空前の國難たる、目下の支那事變を處理する上に於ても、この關係を明晰に認識することは、何よりも喫緊事である而して更に紛糾せる思想界に處して皇道の眞義を發揚することは、世界に對する日本の使命であると共に、我國の生存發展を確保する唯一の方法であらねばならぬ。

歴史に散見する國際闘争は、戰線に於ける勝敗が眞に優劣を決定するの効果を有してゐた。

しかし歐洲大戰以後に於ては、國家間の競争手段は甚だ複雑となり思想戰宣傳戰經濟戰外交戰が、武力戰と相伴ふにあらざれば、國家の目的を達するを得ないことになつた。勝敗は最後の五分間でなくして、最初より最後に至る經營の當否によつて決する、攻城野戰に於ける赫々たる武勳が、國威發揚に寄與すること大なるは言ふまでもないが、それがために無形の戰爭の重大性を閑却してはならぬ。

一九三三年ドイツに於てはナチス黨が政權を握つた。この黨派は從來主張したる所を實現せんがため、憲法を停止して、諸般の改革を斷行した。主張の核心とする所は、ヴェルサイユ條約の破毀であるが、同時にそれまで獨逸國內に勢力を増大しつゝあつた共產黨の撲滅を行ひ、併せて猶太人を驅逐せんとした獨逸は大戰後社會主義が盛で、ベルリンには一時共產黨の歐洲宣傳部があつた。かつロシアと獨逸とは國際聯盟から除外されてゐた關係から、兩國間には親

ナチス獨逸は共產主義を擁護した

交の脈絡があつた。ロシア經濟の再建に對して、獨逸から優秀なる技師を送り、ロシアはこれを優遇した。然るにナチス黨が政權を掌握するに及び、強力なる國家主義の實現に努め、共產黨に對して殲滅的打撃を與へたために、兩國の關係は俄然一變して敵視状態となり、ロシアはその報復として在留獨逸人を監禁するが如き状態となつた。

伊太利は歐洲大戰後間もなく、共產勢力を排撃して、ファツシヨ政治を實現したからロシアとは思想上仇敵状態にあつた。而して獨逸ナチス黨の勃興は、歐洲に於ける共產黨に大打撃を與へたのみならず、動もすればロシア本國が脅威さるゝの形勢となつた。

こゝに於てかロシアは一九三五年七月から八月にかけて、久しく休止してゐた國際共產黨大會の第七回をモスコに召集し、歐洲の新なる國際状態に對處する方略を決議した。その要點を摘記すれば

ファツシヨ伊太利は夙に共產主義の脅威であつた

露西亞共  
産黨は思  
想闘争を  
國際政略  
に轉換し  
て人民戦  
線を結成  
せんとし  
た

一、國際共產黨は從來諸團體との對立抗争を清算し専らファシズムに對する單一戰線の構成に邁進し、反ファシズム戰線の統一を行ふ。その手段として反ファシズム思想、反戰思想を抱くものは、何ものたるを問はずこれと提携し理想論を排し日常卑近の事象を捉へ、かつ各國の特殊事情に即應する方法を以て知らずくの間の大衆を傘下に引き入れ、またファシヨ及びブルジョア機關に積極的に潜入し、内部からこれを崩壊せしむること、

二、赤化の主たる攻撃目標を日本及びドイツ、ポーランド、イタリイに置きこれ等の諸國を擊破するためには英佛米等資本主義諸國と提携して、各個に擊破する戰術を用ふる、

三、日本を赤化する前提として支那の利用及赤化に努むる、

といふのがその大要である。從來ロシア共產黨は、嚴密なる理論闘争を以て、他を排撃し毫も妥協的態度がなかつた。國內に於てもその闘争は絶えなかつた。純粹共產主義以外は悉く偽

裝であつて共產確立の妨害をなすものとして、猛烈に闘つた。従つて第二インターナショナルをも敵視した。然るに態度はこゝに一變して、ファシヨ反對のものは悉く味方として共同戰線を張ることにした。これは歐洲に於けるファシヨ勢力の増大に對抗するため、思想闘争を國際政略に轉換したものである。この共產共同戰線は普通に人民戰線と呼ばれる。

ナチス獨逸の勃興に對して、ロシア以上に脅威を感じたものはフランスである。普佛戰爭以來獨佛兩國の關係は未だかつて圓滿なることはない。ヴェルサイユ條約は、國際聯盟の力によつて獨逸を壓縮せんことを主眼としたものであるが、他力によつて自國の安全を保持せんとしたことは、その出發點が誤つてゐた。國際聯盟の壓力は年と共に減退した。伊太利獨逸の氣勢は當るべからざるものがある。新局面の打開が急務となつた。ロシアとは大戰後ポーランドを援けるために戦つた以來疎外してゐたが、背に腹は代へられず、再び大戰前の状態に戻つて、

佛蘭西も  
獨逸の勃  
興に脅威  
を感じ之  
に應ず

ロシアと提携せざるを得ないことになつた。そこでロシアの國際聯盟加入に斡旋して接近策を採つた。而してフランスには從來極左共産黨があつたが、佛露外交の親善に傾くの機に乗じ、反ファツシヨ戦線を構成し、所謂人民戦線の政策實現に努力した。かくて一九三六年六月にブルム内閣が成立し、四十時間労働制、フランス銀行改組、等人民戦線派の主張する幾多の政策を實行し、同時に反ファツシヨの趣旨に従つて國粹派の各團體を彈壓解散した。

この年早くも二月に人民戦線勢力は、スペインに於ても勝利を博し、更に國王退位の悲劇を演じ、國粹派の首領が暗殺さるゝに及び、七月フランコ將軍の蹶起となつて、同胞相啗む慘澹たる内亂は、三年に及び辛ふじてフランコの勝利となつたがこのスペイン内亂に對して、佛國政府は英國と共に表面不干涉を唱導したが、國內共産派はスペイン人民戦線政府を斷然援助すべきを主張して紛擾を起す等、内治多端に陥り、かつ共産派は頻に同盟罷業を煽動するを以て

スペインの内亂

著しく生産の減少を來し、戦後財政の大改革によつて蓄積したフランも漸次外國に逃避して財政難に陥り、屢内閣は更迭したが、人民戦線内閣たるの本質は變つてゐない。

支那・人民戦線に加はる

支那共産黨の人民戦線構成も意外に奏效した。彼等は共産宣傳の看板をはづして、これを抗日救國に塗り代へ、全支に抗日思想を宣傳した。蔣介石は支那共産黨討伐に従事すること數年に亘り、これを江西湖南から四川の山奥に驅逐し、彼等が迂回して更に山西に出づるに及び、これを西方に閉塞した。然るに遂に人民戦線の捕虜となり、國共合作の途に出で何等の理由なき抗日排撃を實行し、支那民衆を塗炭の苦に陥れてゐる。彼が連戦連敗にも拘らず飽くまで長期抗戰を唱ふるのは要するに人民戦線の一環たるが爲である。

日、獨、伊防共協定

人民戦線は西に於ては嘗てスペインに又現に東に於ては支那に大慘害を流してゐる。歐洲に於ては獨伊兩國が、ファツシヨ戦線（國民戦線ともいふ）を以て其防止に共同戦線を張つた、

極東に於ては我國が皇道精神から兇惡撲滅の聖戰に従事してゐるのである。我國はロシア共產黨が、人民戰線の變裝戰術によつて、しかも我日本を目標として兇猛を逞うせんとするを探知し、これが防止の便宜を得んがために、一昨年十一月獨逸と防共協定を締結し、後伊太利もこの協定に加盟したるを以て、三國は共同の敵共產主義に對し、それらの立場に於て奮闘努力し、近くは更に之を強化し、軍事同盟に進まんと交渉中獨ソ不可侵條約成立により頓挫し防共戰線に一大暗影を生じて居る。

功利主義  
に墮する  
英佛

海を距てた英國と米國とは、人民戰線の禍をうけなかつた。唯フアツシヨを恐るゝの念が強い、而して英國が歐洲に於ける對立紛争を緩和すべく努力したことは今更述ぶる必要はない、尤も終に其効無く獨波開戰となり、自らも參戰の己む無きに至つたが、極東に於て徹頭徹尾國民政府を煽動し、抗日勢力を援助しつゝあるは餘りに政略を弄すること甚しきものと言はねば

ならぬ。支那民衆は、思想的にロシアの煽動に禍され、物質的に英佛兩國に惱まされたことを悟るの日も遠くはあるまい。

日本はフ  
アツシヨ  
戰線に關  
係無し

嘗て外國に於ては人民戰線に對し、日獨伊三國の結合をフアツシヨ戰線（國民戰線）と言つて相對立せしめた。しかし日獨伊の三國は各々確乎たる國家主義を把持し、その個性に依つて防共に従事したものである。ムツソリーニ首相は「フアツシヨはこれを國外に輸出せず」と言つたことを以て明白である。伊太利はフアツシヨを以て獨逸はナチスの主義を以て而して我國は皇道精神を以て、世界の平和公正の實現に努力するに過ぎない。従つて極東の安定を保持するの責任は獨り、我日本一國がこれを負はねばならぬこと勿論である。それ故我國は世界各國から同情され聲援さるべき筈であるが、事實がこれに反することは、我皇道精神を世界各國に周知せしむることを怠つた結果といはなければならぬ。他力によつて動かされてゐる支那に對

しては、自ら施すべき特別の方策あるを考ふべきである。政府は徒らに國內の小問題に踞踏せず國際動搖の真相を明察し、日本帝國の進むべき大道の開拓に大努力をなすべきではないか。

皇道精神  
は日本獨  
自の精神

我國內に於てもこの思想戰の悪影響に因る弊害が多少生じた。一例を挙げれば、フアツシヨに反對のものは直に人民戰線派なりと言つて人を攻撃したものがあつた。共產黨大會ではフアツシヨ反對の總てを糾合して、統一戰線を作ると言つたが、それに反應しフアツシヨ反對は人民戰線だといふに至れば思想の獨立を認めざることになる。人民戰線なりや否やは、その根本思想が何であるかを究めて、然る後に決すべきである。日本には建國精神に基く日本精神がある。それはフアツシヨと同一ではない。伊太利や獨逸の思想をソツクリ日本にあてはめることは出来ない。獨逸では全體主義といふ、日本では建國以來全體的であるから今更主義でも何でもない。殊にフアツシヨもナチスも國家主義とか國民主義と云ふがもと／＼其實體は社會主義

ではないか或意味に於ては露西亞の Kommunismus に近いとも言へる。眞底は當てにならない。最近數年相刻摩擦といふことが、國內の問題となつてゐる。何が故に相刻が起るか、先づこの問題をよく考ふることが必要である。皇道精神の本來の姿に於ては同胞互に相刻の起るべき原因はない。皇道を忘れて利己主義、獨善主義に奔り、外國の風を模倣せんとする所に、相刻の原因が伏在するのではなからうか。

皇道は御神勅に垂示し給ふ。永劫不變なる日本建國の基礎であるから、これを離れて日本に政治はない。歴史上時に雲霧がこれを鎖すことはあつたが明治維新に於て、赫々の光輝を放ち、因つて國運は發展した。而して明治新政の原理は即ち五ヶ條の御誓文である。國民は、この聖旨を眷々服膺してその實踐を誤ることなければ、國威の發揚は期して俟つべきである。斯て外國の戰線思想に迷はず、相刻の弊あらば速に之を一掃し以て臣民の本分を全うせねばならぬ。

外國の戰  
線思想に  
迷ふ勿れ

## 第十五 皇道と帝國議會

明治二十三年帝國議會が開會せられてからこゝに五十年、議會開會の數七十四回を果ぬるに至つた。この間多少の波瀾過不及はあつたにしても、議會開設の本旨を誤ることなく、民度向上して國威外に揚り、東亞の雄邦として確乎たる地位を占むることを得たのである。こゝに既往を回想すれば、憲政創設準備以來努力貢献せられたる多數先輩に對し、滿腔の謝意を表せざるを得ない。今や空前の國家非常時に遭遇し、國力を擧げて奮闘の最中であるが、國家の意思氣魄を反映する議會の責任の重大なると共に、國民のこれに期待する所もまた大なるものがある。

我國の議會は、眞に國民の縮圖である。政治上に於ける國民組織である。内外に對する國民の意志は議會を通じて明にされ、時局對應の國民的決意も、議會に於て斷乎たる發表を見るべきである。

十九世紀は歐米諸國憲政の最盛期であつた。比較的後れてこの制度を實施した我國は、外國に於て行はれてゐる形式を参考とした。然しながら議會創設は、決して舶來的動機に基くのではない。我國は古來重大なる事項は、衆に諮つて最善に決することが神代からの慣しである。公の問題に對しては、獨斷專行の思想は絶無であつた。如何なる場合に於ても、公の問題を獨斷すべきゆはれがないからである。従つて我國の議會は時勢の推移に便乗する外國の制度の借用でなくて、維新改革の機運に促されて、發現した皇道精神である。それ故に改革の目標たる五ヶ條の御誓文に明白に示され、更に憲法發布の御詔勅にも「祖宗ノ遺訓」と仰せられてゐる。議會が皇道精神に基くものなることは、多言を要しない。



然るに我國の政治及び法制に携はる學者は、憲法及び議會の解釋を歐米の法理のみによつて説明した。歐洲に於て憲法の制定に就いては、その前提たる政治上の理由の異なるものがある。憲法の説明も國によつて異なる。英國に於てはマグナチャーターを以て、憲政の基點となしフランスに於ては人權宣言を本とする。ドイツでは古代ゲルマン民族の新月または満月の夜に、原野に會合して討議した沿革に基くと稱し、それ／＼自國特有の憲政を完備せんと努めた。これ等の説が雜然と流入した結果我國の學説は實に區々たるものがあつた。そのみならず、近時歐洲の國家主義の確立は、ナポレオン一世没落以後に屬し、何れも國家を強大ならしめんため、不自然なる併合政策を實行したため、憲法及び議會にその缺陷が現れた。皇道に基く議會の意義を解せざりし我國の學者は、これ等他國の缺陷が當然議會に附隨するものなるが如く考へ、議會は革命を除去する安全瓣なりと唱ふるものさへあるに至り、必然的に鬭争性を具有

するものなるが如く觀念し、この誤れる思想から、議會に無用の紛争を惹起したことも、一再に止まらなかつた。

我國の議會は政府と並んで、天皇大權を翼賛する機關であつて、政府と相争ふ性質を有するものではない。豫算と法律とが議會の協賛を経るを要するは、政治を民情に適應せしめんとする大御心に發するもので皇道の眞髓である。政府と争つて、人民の權利を獲得せんとする、歐洲各國の議會とは全くその選を異にする。議會の任務は政府と協力して、政治上の成績を上げしめんとするにある。

大戰に於て歐洲各國は、戰勝國も戰敗國も、重大なる傷痕を負ふた。財政問題だけでも從來の常規を以てしては、その缺陷を充填することが出来ない有様となり、更に民力の疲弊に乗じて共產主義が各國に傳播した。これ等の國內的危機は各國を促して、獨裁主義的結合力によつ

て對抗するの外なからしめ。戦後歐洲の憲政は著しく衰へた。殊に共產主義が議會に多數を占めて、その國の政權を奪はんとする徵候顯然たるに至り、議會を一國一黨に纏め、以て共產派の乗する間隙を塞がんとするに至り、立憲主義の實を失つた國もある。英國及フランスは議會政治を行ふこと従前の如くであるが、實質に於て獨裁的傾向は著しくなつてゐる。

歐洲に於ける議會政治の根本觀念は、デモクラシーである。デモクラシーは政治上經濟上自由主義を尊重した。デモクラシーも、自由主義も、歐洲に於ては悪い思想ではない。歐洲各國民は永い間、小數專擅からデモクラシーを獲得するために奮闘した。「自由ヲ與ヘヨ然ラスンハ死ヲ與ヘヨ」といふまでに自由主義は讚美された。しかし獨裁政治の見地からは、デモクラシー自由主義は共產主義に次ぐ政敵である。歐洲に於ては思想的にも政治的にも兩者の鬭争は相當激烈であるが、現下の狀勢に於ては止むを得ないのである。政治上のデモクラシーは我國體

と相容れざることは既に幼童も知る所である。しかし歐洲大戰末期に於ては、我國の學者は擧げてデモクラシーの信仰者となつたほど輕薄であつた。それは當時英米兩國が、戦争の目的はデモクラシーの擁護にありと叫んだため、これに響應したのであつた。日本の議會は皇道精神の實現であるから、デモクラシーとは何等の關係はない。また日本は自由主義と稱する主義はない。日本國民の國家生活は、自由主義を唱導する必要がなかつた。かつて自由黨と稱する政黨があつたが、それ等の政黨も歐洲の自由主義を宣説するのではなくて、日本の國家主義を唱導したのである。

歐洲に於ける獨裁政治國の出現による、デモクラシー、自由主義、議會政治の衰退が、現に我國にどれだけの影響を及ぼしてゐるかは知らない。しかし我國にもこの三者を一様に攻撃するものがある。現在の議會制度改革論は此風潮に基因する。

議會制度（選舉法を含む）改革も、時勢の進運に伴ひて固より必要ならんも、皇道の大精神を踏み外す様の事なき様注意せねばならぬ。例へば歐洲の民主國（獨伊を始め）に於て、若干の好成績を挙げつゝある職能代表制を我國にも採用すべしとの意見が或方面に唱へられて居ることである。職能性を採用することは各職業的智能を國政の上に反映せしむるの便益あるも、職業の利益代表の傾向を高調することは免れざる所であつて、君國奉仕の皇道精神に副はざる虞がある。議會は飽迄地方利益職業利益の代表に非ずとの精神を一貫することが、皇道の本義萬民大政補翼の精神に叶ふべく職業的知能を反映せしむる途は他に方法を講ずればよい。

更に皇道精神徹底し、納税せざるは國民の恥なりとの自覺に到達せば、選舉權を納税者のみに限定するを可とせん。

最近我國に於ける議會の信用失墜は議會制度そのものに對するのではなくて、議會が其本義

を逸して末枝に墮せると共に一部政黨員の卑屈墮落に由來する政黨信用失墜の影響であつた。政黨員の腐敗墮落、はこれを免除しなければならぬこといふ迄もないが、それがために憲法によつて規定せられたる議會を輕視するが如きは、政治上の問題を感情によつて判斷せんとするもので誤りであること多言の要はない。

現時我國は未曾有の非常時下にあるを以て、舉國一致この難關に當るべきことも當然であるが、それがために議會に於ても論争を差控へ、政府提出案は悉く滿場一致を以て可決すべきものと思はゞ、これもまた誤りたるを免れない。國家の問題が重大であればある程、研究考察も深刻となり熱烈なる議論の出づるは當然のことである。況や事變は今や半ば平和的建設の段階に入り、財政經濟の問題が重點となつてゐる。政府以外にも正確なる認識を有するものがある筈である。議會が單に答申陳述の機關ならば、特に陛下の御臨幸を辱うして勅語を賜ふことは

懼れ多い極みである。憲法は政府の方策にして不可なる場合は議會に於てこれを是正することを期待してゐる。決議權、上奏權を認めてゐるのはこれがためである。

現下の情態に於て外交問題は極て重大である。外交は單なる事務技術ではない。これによつて國策が決定する。支那事變に對しても、客觀的狀勢に従つて検討を新にし最善の方途を講ぜねばならぬ。外交は輔弼によつて行はるゝ大權事項であるが、議會を通じて國民の氣魄を示し、我國民の要求する所を中外に明にすることは極て緊要である。

要するに國家安危の岐るゝ所であり、東亞の新秩序を確保し永遠の平和實現を双肩に荷ふ我國の現狀に於てその目的達成に議會の任務は極て重大である。既に五十年の歲月を重ねたることなれば、その能率を發揮する習練も充分積まれて居る。

支那事變勃發後嘗ての或責任當局は、重要議案の審議に際し議場に於て遠からず蔣政權の崩

壊を斷言し、事變解決近きを聲明し、吾等を信頼せしめたが、爾來既に一年有九ヶ月何の解決ぞや。吾等は今や一刻も遠慮又躊躇すべき場合ではない。六百の貴衆兩院議員は等しく勇猛心を振起して職務に精進し責むべきは責め糺すべきは糺し、憲法負荷の職權を發揚して皇運を扶翼し奉り、眞に輔翼の大任を完うしなければならぬ。

## 第十六 皇道と全體主義

全體主義

我國に於て全體主義といふ言葉は、數年前から世に現はれてきたが、その意味はまだ明になつてゐない。非全體主義、部分主義といふのがないやうに、全體主義の意味も茫漠たるものである。しかしながら最近この主義を背景とする運動が強化せんとする傾向があり、更に國際上には、イタリー、ドイツと日本とを合して、全體主義國家群と稱する言葉が使用される様になつた。それ故全體主義の國內的國際的意味を明にし、これを皇道精神から照破し吟味する必要を感じるのである。

最近の全體主義は、ドイツから發生したやうである。それは全體主義論者と見るべき方面の論法が、獨逸流に傾いてゐる點が多いことから、推測することを得る。ナチス獨逸は實に破天

最近の全體主義は獨逸に發生す

荒の改革を斷行した。而して革新數年の間に、國勢の伸張著しきものがある。國家が他の長所を採用することは、進歩の必要條件ではあるが、盛になるにはその因つて來る本がある。その根本は必しも表面に現れない。それ故出來上つたものだけを、模倣することは無暴の擧となる。全體主義がドイツに於て、大なる重要性を有するとしても、日本に於て、やはり同一の重要性を有するかどうかは、我國自身の立場に於て、考究することを要するは論を俟たない所である。ドイツに於てはナチスの改革によつて、史上空前の全體的國家の結成を具現した。

改革要綱の第一は聯邦國家の改組である。

全體主義國家結成の爲獨逸は先づ聯邦國家の改組を斷行す

歐洲大戰前の獨逸帝國は、外貌一體となり、ポツダム宮殿の勢威は全獨逸を象徴するかに見えたと、國內の組織は小國家の分立であつた。帝國の中心はプロイセンで、その外に四王國、六大公國、五公國、七侯國、三自由市があり、プロイセンはこれら各國の委託をうけて、共同

の事務を處理する權限を有するに過ぎず、國家間の聯盟の強化したものであつた。またそれまでの統一をするにも、英傑ビスマルクの明敏勇斷に依つて始めて成就したのである。獨逸の地方的分立性は、オットー大帝以後引續き數百年に亘り、容易に抜くべからざるものであつた。

大戦直後の獨逸

然るに千九百十八年十一月の革命によつて、この獨逸帝國は崩壊した。カイゼルの退位と共に、各聯邦の主權者も全く姿を隠し、一時全獨逸は無政府の状態となつた、エーベルトの革命政府が成立すると共に、各聯邦の主權を中央集權に移した。しかし新政府は社會主義勢力を利用したものであるから、表面上は中央集權となつても、國內は黨派の分立と紛争とが既往の勢力關係を背景として、實に熾烈を極めたのである。政黨は極右から極左に至るまで二十以上もあり、そのうちの大政黨は武装擁護團を有し實力の抗争をやつた。共產黨のスパルタクス團社會民主黨のライヒスパンナー、國權黨の鐵甲隊、ナチス青年隊等各數萬を有し一種の内亂状態にあつたのである。

改革はナチス黨の力により行はる

ナチスは一九二〇年、三十一歳のヒットラー氏によつて結黨したのであるが、努めて合法的手段により逐次議會に多數を占め、一九三三年（昭和八年一月）政權を握ることを得、多年懷抱した所を、權力を以て實行し得るの機會に接したのである。獨逸は前に述ぶるが如く、多年の間分立的状態にあつたが、民族の胸底には、全民族の一團的國家結成の欲求が、不斷に躍動してゐた。これがドイツ魂である、學者先覺者もこの精神發揚のために、警醒を發したことは一再ではなかつた。哲學者フイヒテの「獨逸國民に告ぐ」の如きは、今尙獨逸青年の血を湧かしむるものである。

民族分立の悲哀

ドイツ民族は從來のやうに分立してゐたのでは、到底その本然の發展を具現することは出来ない。殊に獨逸ほど外國から攻撃された國はない。三十年戦役、奈翁一世の侵入、世界大戦等

國を荒野と化するの慘害を蒙つた。頭腦明晰にして勤勉勇敢なる獨逸民族性を以てして、屢々かゝる悲境に遭遇する所以のものは、その原因一に懸つて民族の分立にある。大戦後の國內紛争、外國からの壓迫、而して民生の窮狀は國民多數の統一急務の自覺を鮮明ならしめた。ナチス黨は實にその急先鋒であつた。

所謂授權法

それ故に政權を掌握するや、直に共和民主を信條とする。革命憲法を停止し、所謂授權法によつて、國內諸制度を改むると共に、先づ政界に蟠居する。各黨派勢力を滅却せしめた、共產黨議員の登院を禁じて、その幹部を檢舉し、友黨關係にあつた國權黨及び鐵甲隊を解體せしめてその一部をナチスに併合した。國權黨は右翼であるが、帝政復活を目的としたからである。プロイセン帝政の復活では、もはや獨逸の統一は出來ない。「カイゼルは埋葬のためにのみ歸國すべし」といふのが國民一般の聲であつた。次で尤も有力なる社會民主黨及びライヒスパンナ

一を潰滅し、國內をナチス一黨に塗り潰し、以て政界に於ける全體主義を實現した。

改革要綱の第二は民族の純化及び合一である

獨逸民族は自ら優秀性を誇つてゐるが、その位置が歐洲の中央にあつて、異民族に圍繞されてゐる結果、東からはスラブ、西からはフランスに侵蝕されることを免れざるのみならず、ユダヤ人の有力なる一團が國內にある。民族の純正を保つことが、獨逸興隆の一要件であること  
を信念とするナチスは、民族擁護のために、外國人を國外に驅逐する。ユダヤ人排斥問題だけが、世界的の問題となつてゐるが、排斥されるものはユダヤ民族だけではない「獨逸民族にあらざれば獨逸國民たるを得ず」と法律に定めた。國內の民族を純化すると共に、國外の獨逸人を併合する。澳太利及びズデーテンの獨逸編入は、この綱領を實踐したるものである。かくて民族全體主義は實績を擧げてゐる。

獨逸の全體主義的行進曲は、これで終つた譯ではない。殊に國內の經濟問題宗教問題、等重

全獨逸民  
族國家完  
成を目標  
とす

要であるが要點は民族を基礎とする完全國家の結成にありと斷ずることを得べく、同民族が數國家に分立し政治的、思想的、經濟的に割據して、相争ふの因襲を根本的に打破することが、獨逸全體主義の目標とし、また内容とする所であつて、政權を握るや僅か數年にして、大部分を成就したことは、時勢の推移とは言ひながら實に驚異的成果と言はねばならぬ。近世の世界的政治家と推賞さるゝビスマルクさへも爲し得ざりし所を、ヒットラーヒユラーは易々として成し遂げたのである。革新獨逸の進行速度は誠に目覺しい、而して全獨逸民族國家完成も遠き將來ではあるまいと思はれてゐた矢先き這度の戰爭となつた。

國家再建  
運動

要するに獨逸に於ける全體目標の運動は、國家再建の運動である。區々たる改革を以て論ずべきではない。獨逸民族はその數に於ても、その質に於ても、歐洲の他の民族に譲つてはゐない。然るにも拘らず、今日に至る迄全體的國家を建設することが出来なかつた。それがために獨逸民族は常に悲運に沈淪したばかりでなく、その本然の發展が阻害せられてゐた。原因は神聖ローマ帝國の争覇にあつたのである。今や、この舊態觀念を一掃して、純粹なる民族意識を中樞とする新國家となつた。歐洲の革命史にも、かくの如く根本的なる例はなく、またかくの如く合法的で犠牲の尠い例は殆んどない。これは全獨逸民族が眞理に對する忠實と眞面目とを以て、改革を援助した結果と言はねばならぬ、獨逸の國家再建運動の終局目的が、民族の幸福發展にあることは既に述べた所を以て明である。しかし、民族の幸福實現の爲に、個人と個性とを如何に取扱ふかは今後の問題で、現にその方向に於て若干の施設に着手されてゐる。全體主義は國家結成の運動方向を指示したに過ぎないものである。

我國は修  
理固成で  
所謂建國

我國に於ては、國家の生成に於て人爲的の集合結成といふことはない。嚴密に言へば日本は所謂建國運動はないと言ひ得る。天地開闢の始めから成長したのである。神武天皇の東征は



無し肇め  
より全體  
一體なり

遷都である。大和以前には高千穂にあり、その以前には高天原にあつた。國家を新しく建設したといふ史實は認められない、各時代を區劃したのは、後世歴史上の便宜のためである、日本の歴史は天地と共に一貫して連綿たるものである皇道精神の根本がこゝにある。

その後永い間外來勢力などに、脅威をうけたり混亂したことはないのは、島國たる地の利を得たことに據る所多いのは疑ふべきではないが、草創の肇めより今日に至るまで、國家と民族とが全體一體の姿が儼然と存在し、しかも無窮に生成を續けてゐるのである。これは世界の何處にも求むる能はざる事實である。無限の成長力を有するが故に無限の抱容力を有する。日本には古來多數の外國人も移住し歸化した。それは悉く日本民族の成長力に吸収されて、全く日本の血液となつて痕跡を留めない。日本には混血族と稱するものは、極新しい者の外は全くな

日本には  
民族問題  
無し

し。

全體主義  
を我國に  
於て唱ふ  
るは無意  
味なり

現に我國に於て唱へらるゝ全體主義が、如何なる全體を具現せんとするかは詳にするを得ない所であるが、例の一國一黨論、または國民再組織等が、この思想の現れであらうと思ふ。しかし、政黨が一つになれば、日本の全體がより良くなる理由は明になつてゐないやうである。それ故政黨の合同過動が黨首の問題で行き詰るといふが如き滑稽劇を演ずる。日本に於て政黨が一つだけになることは政黨がなくなると同一ではあるまいか。また國民を再組織せんとせば、現状を一度解體しなければならぬのであるが、かくの如きことは、殆ど想像し得られないことである。

從來日本に禍を起したことの一つは、輕薄なる外國模倣であつた。これは島國からうくる惡い方面である。上古奈良朝時代にもそれがあつた。明治以來の思想問題の如きは、悉く外來的に由來するもので、日本の内部から發生したものはない。外來の文物を包容採取吸収すること

我國家の  
特徴

は、生活力の自然の發作であるが、それがために日本國家を忘れ日本人たる自覺を失ふやうなことがあれば本末顛倒である、我國は國家の生成が君民一體で外國の如き對立でなく、しかも君臣の分は明徴であつて、皇道政治は萬民をして各その所を得せしむるにある。殊に外國の全體主義は民主主義に出發してゐる、これは我國體に反する、また全體の名に於て、多數が横暴し弱者を虐ぐるが如きことあれば、それは我皇道と相容れざる思想であるから、眞似てはならぬ。

## 第十七 皇道と日本の政黨

我憲政は  
皇道精神  
に基く

我國は立憲政治の國である。而して我憲政が皇道精神に基くものなることは、神代に於ける「神集ヒ神謀リ」にその淵源を發し聖德太子の憲法にも「事ハ獨リ斷ムヘカラス必ス衆ト與ニ論スヘシ」とあり更に明治維新に際しては長くも五事を神明に誓はせ給ひその第一に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とあり、更に憲法發布議會開設等の御聖詔を拜するに於て、彰明較著といはねばならぬ。従つて昭和の現代に於ける政治の改善も、憲法政治の完成を目標とすべきことは、些の疑ひを容れざる所である。現時日本精神の發揚が痛切に要望されてゐるが、この要望は政治に於ては憲法政治の完成の要望と、全く一致すべきものである。

憲法政治の要諦は、民の知能を集約して國家の經營に資するにある。それがために特に帝國

帝國議會  
は憲法政  
治の核心  
なり

議會が設けられてゐる。帝國議會は天皇に直屬して、國政に參與する憲法所定の機關であつて政府の附屬機關その他官制によつて設けらるゝ機關と異なる。勿論各種の審議會、調査會、委員會等の類にあらざることば多言を俟たない。議會がかくの如く國家最重要の機關であることは、その議決が憲法上重大なる意義が與へられてゐるからである。而してその目的は、衆智を遺憾なく發揮し以て公論の醸成を支障なからしめんとするにあると解さねばならぬ。

憲法政治  
の美果を  
收むる爲  
政黨の發  
達を必要  
とす

議會は貴族院、衆議院の二院より成る。兩院は憲法上の權限は同一であるが、議員となる資格要件を異にする。而して衆議院は民意の暢達を主眼とするが故に、選舉法によつて一般國民から選出せしむる。國民が政治上國家に貢獻せんとする赤誠は、議員を介して、議會に發露さるゝのである。選舉が如何に重大なる意味を有するか、弊害ある選舉の結果が如何に國家に禍するかは、これを以て明である。議員が、國民とこの赤誠を通ずる方法の一つが政黨の結合で

ある。政黨は議會に付き物である憲法には結社の文字あるも政黨の文字はない結社の意味は廣い政黨は結社の一種類である、従つて政黨は憲法上認められたもので憲法政治と共に自然に發生する政治上必要な組織であると言ひ得る。豫て、政策に關して意向を同じうする者が集まつて、共に調査し研究し必要な事項を國政の上に實現せんことを努むる。その政策はこれを公表し以て國民の檢討に任せる。國家進運の上に貢獻する所多いから、公黨と稱し國家は法律によつてこれを保護するのである。政黨の存在はまた議會の議事進行上極めて便宜である。政黨なくしては議事の圓滿なる進行は殆んど不能である。それ故に政黨の健全なる發達なくしては、憲法政治は美果を收むること至難である。かくの如く政黨は政治上重要な意義を有するに拘らずこれを否認または無用有害視するが如きは、政治の何たるやを解せざるものと言はねばならぬ。

一國一黨  
は民主國  
に於る勢  
力結成方  
法なり

我國に於ては一國一黨は事實に於て政黨なきに均しきが故に、かゝる論者もまた日本の政治を知らざるものと言はねばならぬ。一國一黨は民主國に於ける勢力結成の方法である。試みに其例を擧ぐれば露西亞の共產黨、伊太利のファシスト、獨逸のナチス、支那の國民黨である。

もとより民主國の中にも二大政黨乃至小黨分立國がある。英米は前者にして佛は後者に屬す。

一國一黨  
にあらざ  
れば我國  
體に適せ  
ずとの論  
は見當違  
ひなり

嘗て一國一黨に非ずんば我國體（皇道）に適せずとして政黨の分立を非難したるものあるが如き、實に思はざるも甚しきものにて、寧ろ民主國の眞似をなさざれば我國體に適せずと云ふに等しく、實に噴飯に堪えず、政黨は政見を同じうするもの、集團なる故、或は港灣政策、或は貿易政策、或は教育方針に就て、將た、産業各部門の國策に於て、交通通信政策に於て、其他あらゆる内外政策に於て數個の對立政黨を生ずる事固より當然で、各其の是とする所に依つて甲論、乙駁、切磋、琢磨以て國策を検討洗練して始めて大政輔翼の臣民道を完うし得る、黨派

（ポリチカルパーティー）は全部に非ずして一部なる事は言葉自體に於て既に然り。唯前記の一國一黨論は皆現在の國を形成して日尙淺く、現在の國を支持するか否かが今尙彼等國民にとり政治上の第一問題である。實質政策に依る數個の政黨を生じ又容認する餘裕なきは勿論、噴火口上常に反對者を否認抹殺し、唯力を以て國體政體を堅持するの外なきの國情にあり、彼等の一國一黨たる眞に絶對のことにして、我帝國の三千年の歴史、萬世不易、萬國無比の國體を誇る國民の夢想だに能はざるものなり。

即ち我帝國に於て、例へば天皇の黨一黨のみだと云ふに均しく、却つて恐懼の至りにして我國情には全然適合するものに非ず。彼此共に政黨（ポリチカルパーティー）の文字を用ゆるも意義を異にすと言つて可なるべし。彼等も今後年月を重ね國の基礎鞏固なるの日到らば、始めて政策に依る眞の政黨を生ずるに至るべしと信する。慨世憂國の士の多く出ること喜ぶべきも

政黨改革の必要

輕卒不謹慎徒に模倣の説を流布して世人を惑はすことは深く注意すべきことである。

政黨に對する國民の信頼が稀薄になつたといふことが、近時頻りに唱へらるゝに至つた事は我國政のため誠に憂慮すべきことである。何となればそれは憲法政治の退歩を意味するからである。それ故政黨も國民も、弊害の原因が何れにあるかを検討し反省し、以て政黨の面目を一新せしむるに努めねばならぬ。徒らに政黨を攻撃すること。また一足飛びに架空の新政黨運動に狂奔するが如きは愚かなる沙汰である。先づ現在の政黨を根本的に改革進歩せしむる事が順序である。政黨が公黨たる以上、一人または少數の私情によつて動かさるべきではない。改革の方法も難事ではない。たゞ皇道精神に徹すればよいのである。

過去の政黨員の中には我國議會の本質を認識せざりし者があつた

嘗て我國政黨員の心理、及其行動の中には、我國情と一致し難きものもあつた。政黨の發生も明治以來のこと、我國が盛に泰西の文物を輸入して居た時代であつたから、政黨の考へや

行動が外國のそれを模倣した點が多かつた。當時外國の議會精神は民主的であつた。國家としては君主國でも英國ベルギーの如き民主精神が旺盛で、議會は國家主權の存する所であつた。我國體は世界無比であるから、これ等の民主思想を混合することはなかつたが我國の議會の本質を明確に認識するに至らなかつた。これは新制度を行ふ場合に於ては過渡期として止むを得ないことでもあつた。

政黨の任務は大政輔翼にある

政黨の存立意義は皇運扶翼、大政輔翼に在る、従つて大小國策を遍く研鑽して重任を果さねばならぬ。特に行政政府を督勵鞭撻宜しきを得るにある。就中國家非常時に當つて、例へば事變所理の方策大綱軍事外交財政經濟の要諦について、國民の總意を代表して眞に身命を捧げて萬民輔翼の任を全うせねばならぬ。其れには名利を擲つて邁進せねばならぬ、即ち糺すべきは飽迄糺し、責むべきは飽迄責め眞に協贊輔翼の本義を全うせねばならぬ。之が政黨の第一義であ

る、此本義を失ひて徒に難を避け易に就くが如きことあらば政黨は自滅する外はない。

又議會は往々にして政權爭奪の府となる。従つて政黨は政權爭奪を目標として陣容を整へる。而してその勝敗は多數決によつて定まる。その中間にキャスティングボートなどいふもあるが、兎に角多數の獲得が必要である。多數を收得すれば戦はずしても勝つのであるから、甚だ便利でもあるが、同時にまた無意味のこともある。

多數決主義の弊害

我國に於ては政黨の起りに藩閥内閣を倒すことを目標としたために、議會開設後多數決で争ふことが熾烈となつた。これは藩閥といふ變體勢力を打破するためのみの方法であるべきで、その目的が達せられて後は方法も改めねばならなかつたが、その惰力が後まで續いて政黨相互が單に數のみを以て争ふことになり、多數萬能思想に陥り、その質を重視しなくなつた。これは政黨の勢力減退の有力なる原因となるは當然であるが、それが判らなかつた。今日政黨不振

原因が主としてこの點にあることを速に自覺してその弊を矯めねばならぬ。

多數決主義は外國に發達す

外國が我國よりも多數決の方法が必要であることは、民族の異なるものが一國を形成する場合が多いためである。英國の例を見ても、その本國だけでイングランド、スコットランド、ウキルスの三つがある。これは土地の區分でなくて、この三つは民族が異つてゐるのである。異つた民族が三つ合したから、グレートブリテンと言ふに至つた。この合した民族には、多數と少數とがある政治上の利害は、數によつて按配すれば公平であるが、事實それが不能の場合があり、また多數が横暴して少數を壓迫することもある。その場合多數決に口實を求めなければ、辯解の辭がない。この外にまた宗教關係もある。

多數決主義は古來我國には無い

我國では政治上の重大問題は、衆議を盡して最善の點に決定する方法を採用したことは神代からである聖徳太子の憲法にも前に述べたやうに「衆ト共ニ論スヘシ」とある、それは政權爭

奪を意味することでもなく必ずしも多数によつて決するのでもなかつた。政權が論議の問題とならなかつたことは國體の必然であり、また數によつて争ふ原因がないから、その最善なる點に於ては、多く満場一致で決した。

徳川時代の我國の地方制度は部落が單位であつた。部落には自治が行はれ、問題は部落總會で決したのであるが、その場合も多数決といふ例は少なかつた。少数でも納得しないものがあれば、決定を延期して皆異存がない時に決したのである。これが道徳的に行はれたから部落の醇風は永く保存された。多数決が流行したのは明治以來である。青年會の規則にも本會の決議は多数決を以てすと書いて得々としてゐる。

數量主義  
は人物の  
低下を來  
す

議會の議事を決するには全會一致を理想とすべきも、亦已むを得ざる多数決は勿論容認せねばならぬ。唯常に注意すべきは數の濫用である、數量主義は人を物視すると均しき結果を生じ

人の質を低下し終に議會並に政黨の不信用を來す。世上往々政黨の生命たる政策政見に關せずして紛争を生ずるの例あるが、之等は多く人を重んぜずして數に墮したるの齎す所であつて遺憾に堪えない。

政黨を基  
礎とする  
政治體形  
に直すこ  
との急務

時局重大の際で政黨の活動は、議會の會期たると否とに拘らず極めて緊要である、威武も屈する能はざるの氣魄と難に赴くの意氣を要すると共に、國策の淵藪にして國民の多數を包容する政黨の力も、國政運営の原動力たらしむることが今や必要となつた昨今は軍部、官僚萬能時代と稱せられて居る、政黨の振はざることとは現時日本の總力發揮態勢上の大缺陷である、此意味に於て政黨の奮起を要望すると共に世人の注意を喚起せんとするものである、斯くて始めて皇道政治の完璧を期する所以なりと信するものである。

## 第十八 皇道と國家社會主義

十九世紀後半に於ける社會主義思想の強化

科學的社會主義の典型<sup>けいてい</sup>と言はるゝマルクスの資本論及び共產黨宣言が發表されてから、歐洲に於ける革命思想は人權平等主義から、社會革命主義に移つた。フランス革命<sup>かくめい</sup>及びその波動たる各國の革命騷擾<sup>さいざう</sup>は、根本精神に於て、國家を否認するの思想はなく、急進的改革論の部類に屬するものであつたが、マルクスの社會主義は國家を否認<sup>ひんん</sup>するのであるから、思想上に大なる相異がある。しかもマルキシズムは十九世紀の後半に於て、全歐洲に傳播<sup>でんぱ</sup>した。當時歐洲列強の産業界<sup>さんぎやうかい</sup>は大資本工業の競争状態に入り、工場労働者の増加も著しく、資本と労働との問題も續々發生するに至つた際であつたから、社會主義思想が愈々強化<sup>きやうか</sup>したのである。

一方革命を鎮壓<sup>ちんあつ</sup>し、既往國家の現状を維持せんことを目的とする神聖同盟は、メッテルニツ

國家主義の發展

この失脚と共に解體したが、歐洲の國家主義は、空前の發展<sup>はつてん</sup>をした。普佛戦争による獨乙伊太利の統一完成を以て、勢力相匹敵<sup>ひつてい</sup>する六大強國が一時に並列した。國家を否認する社會主義思想が横溢<sup>やういつ</sup>しつゝある際に、國家主義が有史以來の盛觀を呈するは奇なる對照と言ふべきであるが、それがために國家の盛榮を實現し、社會の弊風<sup>へいふう</sup>を矯正する各種の研究が起り、所謂社會科學の發達<sup>はつたつ</sup>は目覺しい程であつた。

國家主義と社會主義の接合を試む

歐洲に於ける國家思想と社會思想とは、原始時代から相互對立<sup>さうごたいりつ</sup>の關係にある。歐洲の國家は、社會の一形態<sup>けいたい</sup>である。上古に於ては國家をなさざる社會が分散してゐた。國家制度を樹立したのは、二千餘年のギリシヤを始めとする。それ故歐洲の國家は不斷に社會から脅威<sup>きやうゐ</sup>されてゐる状態にある。十九世紀半の國家主義全盛時代と雖<sup>いふ</sup>もこの悩みは免るゝことが出来なかつた。各國政治家が社會思想鎮壓<sup>ちんあつ</sup>に如何に苦心を拂はれたかは思ひ半ばを過ぐるものがある。或はこれ



を勞働問頭に限局し、その調整によつて事態の緩和をはからんとし、或は思想的に國家主義と社會思想との接合を試みた。後の場合が國家社會主義及び社會政策學となつたので、主として獨逸に於て尤も論究された。

共產主義  
に對抗す  
る爲國家  
社會主義  
現はる

國家社會主義は國家の傳統を保持しつゝ、社會主義を實行せんとするものであるが、純理論としては成立困難である。何となれば社會主義は社會思想の實現を目的とする。歐米に於ける社會思想は、社會を以て生命體となし個人はこれを組成する細胞に過ぎず、國家は社會の一形態であるが、權力及び慾念を保護するが故に、社會の本質に反すると觀るからである。しかし實際には不自然にも國家社會主義が各國の特異性を帯びて實現してゐる。殊に最近歐洲にこの傾向が著しくなつたのは、歐洲大戰による革命風潮に乗じてロシヤ共產黨が歐洲各國を赤化せんとして、大活躍を開始し、強い刺戟を與へたためである。伊太利は全國工場に赤旗懸へると

いふ程共產黨が増大したが、一步手前で赤化亡國を免れた爾餘の各國も國家の傳統を愛するの念に目覺め共產主義の驅逐撲滅を行つてゐる。

社會原理  
を國家に  
於て行ふ

赤化は撃退したが、歐洲各國では、社會原理を無視することは出来ない。民族國家主義を唱へても、その政策には社會主義が採用されねばならぬ。即ち社會の指導原理が社會に依つて行はれずして國家によつて行はるのである。國家機關が國家を指導する。而して經濟生活に於ては、個人の自由なる企業營業を制限し指示して、自由競争より生ずる弊害を抄くし、國家の目的に向つて國民の活動を綜合する、即階級闘争を絶滅し、政界に於ては一國一黨を以て一體的體制を具現するのである。これ等の理論及び方法は、歐洲古來の社會思想に淵源すること深く、決して近年に於ける新發明ではない。たゞ共產脅威のためその實現が急がれ、かつ強化されたに過ぎないのである。

國家社會主義の本質は勿論社會主義である

社會學及び社會主義は、歐洲各國に於て絶えず研究せられてゐる。殊に帝政時代の獨乙に於ては盛であつた。従つて社會主義思想が一般に浸潤してゐることも當然である。大宰相ビスマルクの如きも、一方に於て社會主義を鎮撫しつゝ、他方社會主義の主張を政治に採擇するといふやうに、國家主義と社會主義との接合が工夫せられたのである。現代の國家社會主義はこの新工夫の所産と解するを得るであらう。

ナチス獨乙が社會主義を抱持することは「獨乙民族社會主義労働黨」と稱することを以て明白である。イタリーも組合代表者を以て立法府を構成するの點に於て社會主義的である。然しながら階級闘争を否定し、唯物史觀を採らず、國家を尊重し精神主義を以て民族の向上躍進を理想とする點に於て共產主義とは全く正反對の境地にある。

我國には古來國家と對立する社會の觀念がない。この點は歐洲各國と生成の由來を異にする

日本には國家と對立する社會の觀念無し

當然の結果である。歐洲各國は人類社會があつて然る後に國家が生じたのである。社會は國家の母體とも言ひ得る國家の意義を明にせんとせば、先づ社會の意味を探究することを要する。社會學の唱へらるるに至つたのは比較的近世のことであるが、社會思想は古來儼存してゐたのである。たゞ中世千餘年の間學問がキリスト教の拘束をうけたから、殆ど研究せられなかつたのである。然るに我國は國家の創成を以て民族活動の出發點とする。それ以前は神代である。また國家は民族生活の總てを包括する。國家以外に社會はない。歐洲の社會といふ言葉に相當する語もない。現に使用せられてゐる社會の語は明治の中頃外國語を譯するために作つたものである。現在學びつゝある社會學も社會主義も外國のことを學んでゐるので、日本のことではない強いて類似の觀念を永むれば、「世の中」または「世間」といふ位であるが、これは歐米の社會概念とは甚しく異なる。歐米の通説とする所では、社會を一體としての生命體と觀る。社

會の生命は無限であるが、國家は有限なりとするのである。我國では國家に無限の生命ありとする故に、その原理に霄壤の差がある。

デモクラ  
シーとの  
相違

國家社會主義は、政治の遂行經濟政策等に於てデモクラシーと異なる。國內諸般の統制強化に依つて、能率の發揮を期する。これは國力増進の急務に應ずる對策であつて、必しもイデオロギーの本質ではない。

西洋と支  
那の革命  
心理の相  
違

歐米の政治思想に通有するものはデモクラシーである。歐洲大戰に於て英米兩國は世界のデモクラシーを擁護することを宣傳して、多數の國家を味方とするを得た。然し我國ではデモクラシーは國體に反する。而して社會思想を重視し、これを國家と對立的に考ふることは能はざるが故に如何なる種類の社會主義も、我國には實現し得る素地がない。況や社會主義は革命を當然視するが故に、政治を遂行するに力を必要とする。何となれば社會は容易に分裂する可能性

があるからである。支那古代の革命心理は、爲政者の徳望の有無であつたが、西洋諸國の革命は社會勢力を根本とする。

皇道に於ける政治理念は、我國肇國の本旨に違つて國事を經營するにあり、その成立の由來を根本的に異にする歐米諸國とは趣きを一にせざることは、國民の特に自覺すべきことである所謂日本精神の發揚といふは、この態度に於て實現することを得べきである。

皇道に反  
す

民主主義は我國體と相容れざることは一言の必要もなく、社會を以て國家と對立せしめ、國家を相對的と觀じ社會を無窮となすが如き如何にしても、我國に於ては考ふる能はざる所である。而して革命思想は皇道精神よりすれば、天人俱に容れざる大逆であつて、我國では三千年の間企てられたことさへもない。外國の文物を見聞するものは、鑒つて我國特有の精華を愈々發揮するに努むべきが當然であつて、表面に眩惑して徒にこれを模倣するが如き弊に陥つてはなら

ぬ。それは却て外國のことを知らない方がよい結果となる。

注意検討  
を要する  
革新指導  
原理

我國の革新論者中には、革新の指導原理を國家社會主義に置いてゐる者もあるやうだが、結局それは獨伊を模倣して「一種の少數者專斷」政治を行はんとする野望と見るを得べく、それは前に述ぶるが如く、我國體に反すること云ふ迄も無く、皇道精神より見れば有害無益の企てたるは明である。我國に於ては唯皇道精神を體して一路矯正改善に邁進すればよい。

## 第十九 皇道と舉國一致

日本國民が國家に事ある時に、一心一團となり舉國一致の實を擧げ、總力を傾注して、國運の維持發展に努力する事は、古今不變の性格であつて、寧ろこれを民族的本能と稱するを得るのである。蓋し、建國以來皇位磐石、皇道赫耀、深く民心に徹し、渾然一體の國家意識を有する能

ること他國にその比を見ざるによるものである。長い歴史の中には蘇我氏の横暴、藤原氏の専横あり、武家の跳梁あり、天日爲に暗雲に鎖さるることもあつたが、國民の正氣は發して、これ等の汪屈を矯め、以て國體の精華を維持し得たる所以は國民忠愛の念が舉國一致の具現をなしたるものといふを得べく、この精神が外患に對しては國民の全力傾注となるは蓋し當然の事で外國に於けるが如き政略若しくば政策の結果ではなく、眞情の自發的躍動である。

蒙古襲來  
の際の例

これを歴史に視るに、かの蒙古襲來の際の如き、當時政權は北條氏にあり承久の亂後未だ幾干もなく、京都に於て北條執權を倒さんとするものありしは論なく、日本全國各地には政事を朝廷に還へさんことを企てつつあるもの尠くなかつたが、國家興亡の大問題を前にしては、全國内紛争を高閣に束ね上は、龜山上皇御躬ら伊勢大廟に祈願あらせられしを始め、全國の勇士は先を争つて九州に赴いた。九州の諸豪も平素の行き懸りを擲ち、一致して海防に従事し、八十四歳の老翁より十四歳の少年に至る迄、共に進んで矛を執り、海を掩ふの大軍を以て月餘に亘るも筑紫の一角をさへも占據する事能はざらしめしのみならず、暗夜を利し、風雨に乗じ頻りに敵を洋上に攻め、これを惱ました。かくて彼等士氣漸く衰へ逡巡しつつある折柄七月一日の神風に全く覆没されたのである。

幕末の尊  
皇攘夷

また徳川の幕末に於て、尊王攘夷は一致の國論であつたが、皇政一新となるや、開國進取は

復た國論として完全に一致した。下つて日清日露の兩戦役に於て舉國一致の成果を挙げたる、今尙記憶に新たなるところである。現在の事變も既に二ヶ年半を経過したが一糸亂れざる統制一致振りは誠に鮮かなるものがある。法に依て國民に令するに非ず、刑をもつて之を強ゆるにあらず、利を以て誘ふにあらず、國家の大事に際しては渾然打つて一丸となる所正に前記眞情の自發的躍動の結果と云ふ所以で即建國以來の皇道精神の發露に外ならぬ次第である。ここが世界無比の所である。

事變に對  
處する國  
民の決意

一昨年七月事變勃發以後に於ける國民の盡忠至誠は奉公に捧げられ、今や不可避の長期戦に遭遇するも民心微動だもする事なく飽くまで、堅忍持久以て最終の目的達成に邁進しつゝある事は、我國に於ては當然の事であるが、皇道精神に對して全く理解を有せざる外人中には、日本は長期戦に於ては、思想的に經濟的に苦難に陥るなどと推測を憶面もなく發表して居る。然

國家總動  
員法

し實際はこれと全く正反對であつて艱難愈々重ねれば、國民の決意は愈々固く物質は各その用を節して智力を盡して新たなる資源を開拓し多々益々國力を辨するのである。

昨年國家總動員法なるものが制定せられた戦局が擴大した爲に既に、この法律の大部が實施され、人的、物的、兩面に於て動員と統制とが強化されつつある。國家總動員法は憲法上議會の協賛を経べき法律を廣い範圍に亘つて議會の協賛を要せざる命令に委任するもので、憲法上常例にあらざる事は勿論である。當時議會に種々論議せられたのはこれがためである。

總動員法  
と歐洲の  
國情

歐洲各國に於ては如何なる場合に於ても眞の舉國一致は不能である。殊に國家艱難に陥れば國民精神は分裂するを免れない。これは歐洲國家の基礎が社會にあり、國家は社會から派生した。手段的形體であるが爲である。従つて國家が強力を具現せんとし、または民心の一致を保持せんとすれば、先づ法規の力に依らざるを得ない。過般の歐洲大戰は列強をして興亡の關頭

に起たしめた大國難であつたから、かかる事情の下に於て國家總動員體制の確立は、彼等が痛切に感じたる所であつて國力動員の方法は大戦以後大いに進歩した。かつて大戦に因つて歐洲各國は國內の經濟に陥没を生じ國民の思想動搖し、政治的秩序の保持に強力を要求する状態となつた。これが爲に各國の政治は獨裁的色彩が濃厚になつた。殊に伊太利獨逸は國家主義の獨裁制を樹立した。獨裁制下に於ける政治運営は、恰も、非常時の總動員形式を、平時に實施しつつあるが如き觀を呈して居る。これは歐洲の國家成立と議會主義とに缺陷あるが爲で、政治上一種の民主革命といふことを得る。革命なるが故に、其の體制を維持するには強力なる團體的結成を必要とし、また常に戦時總動員と同様なる國民運動を繼續し以て人爲的の舉國一致を持續せねばならぬ。此意味に於て國家總動員法が彼等民主國にとり缺く可からざる要具である。

總動員法  
と日本の  
國情

我國總動員法の目的は國家の全力を有効に綜合發揮して、事變終局の目的を速に達成せんとする一時の手段に過ぎざる事は、總動員法の各條に「戰時又は事變に於て」を條件とせるに見て明かである。

もと／＼我國には歐洲民主國の如く、舉國一致の實を擧ぐる爲に更めて國家總動員法は無くてもよい。唯人的物的の事項煩鎖なるものあるに鑑み、念の爲法文化したるに過ぎぬ。殊に帝國議會其物が本來の總動員設備である。我國の議會は、外國に於けるが如く、利害の代表勢力の代表にあらずして、全臣民大政補翼の爲にする國民の代表たるを本旨とする。本來の機能を發揮すれば大したものである。

我國での  
強力政治

固より我國に於ても、強力なる政治を要求する場合あるも、その強力は外國に於ける一時の所謂結成的勢力に非ずして、天皇陛下御統治の下、時の政治が施政方針の確立及びその遂行に

帝國憲法  
の活用

躊躇、逡巡せざるを意味するに過ぎない。

明治天皇は神武天皇建國以來實に二千五百四十八年を経たる明治二十二年長くも千古不磨の憲法を欽定し、吾等に遺され給ふたではないか。此至れり盡せりの寶典に基く帝國議會を非常時になつたら平時よりも尙更活用すべきではないか。非常時になつて却つて之を高閣に列ね置くが如き態度はいかぬ。只管舶來の俄仕立の道具を用ひたがるのは何故なるか。もとより一面に於て議員各自を徹底的に鞭撻督勵する必要もあるが、眞の舉國一致、物、心、總動員を中心は當に茲に置くべきものなることを提唱する。此重要機關の活用を怠つて枝葉の手段を講ずるも其效少きは勿論である。

精神總動  
員

事變發生と共に政府は國民精神總動員運動を起した。これは事變の眞相を國民に周知せしめこれに對處する覺悟を促さんとするものである。要は事變の起因と動向とを正確に認識せしむ

れば足る事態の緩急を認識せしむれば、我國民は自ら如何に行動すべきか知つて居る。即ち潜在的皇道精神の自發的躍動を生ずる。

事變以來今日に至るまで、我國民が政府の意を體し、銃後の責任を全うして來た事は何人も否む事は出來ない。たゞ事變の爲急激に殷賑となれる一部産業方面に於て、自覺の足らざるものあるを傳へらるるも、時局に乗じて格別の利益を收めんとするが如き非愛國者は全く之無きを信ぜんと欲する。我國の現状は斷じてかかる精神的弛緩を許す事は出來ぬ。

舉國一致  
の特異性  
を發揚す  
べし

我國民の舉國一致は我國獨特のものである。人、物、心の總動員も時に法の力、官の威に依るの己むを得ざる場合あるも、それは要するに末節である。根本義は飽迄皇道の大精神の國民的潜在意識を躍動發揚せしむる事に主力を集注せなければならぬ事は言ふを俟たぬ。

事變は既に二年有半を経過したが征戰と建設の兩面に亘り前途遼遠なるものがある。國民の

責任は愈々重きを加へ、事變對處に必要な總動員は一層強化さるるを免れないと信ずる。國民は皇道の大精神に則り、渾身報國の威力を發揮し不屈の信念を以て禍亂を鎮定し、東亞の新秩序を整へ、世界公道の開拓を成就し、以て八紘一字の天業を恢弘せねばならぬ。



## 第二十 皇道と日本の經濟

我經濟の本義と御神勅

我國經濟の本義は、天孫降臨の際より夙に確定せられて居る、即ち國體の本義と共に、國土と、齋庭の稻穂とは、御神勅によりて垂示せられた。

今謹んで御神勅を拜誦し奉るときに、先づ我國が多くの國、例へば就中北米合衆國と異り、經濟至上主義の國家に非ずして、純乎たる道德國家徳治國家なる事は、申す迄も無く、従つて經濟に依て道德を犠牲にし、又物を重んじて、人を却つて輕んずるが如きことは、斷じてある可からざる事なると同時に、國民生活の大本は特に磐石の如く垂示せられ、確保せられて居る所を思うて感激禁する能はざるものがある。

皇祖御躬ら稻の種を天孫に賜り、豐葦原の瑞穂の國にこれを植えて、子孫繁榮せよと仰せら

れたのである。この詔りは累世相繼ぎ遵法違ふことなく、今や我國は世界第一の米産國となり、七千萬の大衆これによつて口糊を凌ぐを得る。

農業立國

この事實を理論を以て解説すれば、日本は建國の肇より、農業國としての國民生活が創始されたのである。即ち農業立國である、最近商工業の勃興につれて、商工立國論が唱へられた事がある。實際現在の貨幣經濟の法則によつて計算すれば、我國の農業生産力は商工業の生産力に及ばないそれにも拘らず農業に従事する者は全人口の六割以上である。これは神ながらの姿である。利益は薄くとも農業を疎かにしない。この精神は日本國民の生存を永久に支持する重要な力である。歐洲に於ては、國家的秩序成立の際、農業耕耘に従事する者は、いつも最下層に壓迫されたばかりでなく、その多數は奴隸であつた。表面上農奴が完全に解放されたのは、僅々數十年前である。

世界各民族の原始生活の共通性

これは世界の他の民族には全くその實例がない。世界各民族の原始的生活は、何れも自然物の採取であつた。或は山野に鳥獸を獵し、或は河海に魚龜を捕へ、或は木の實草の實を集め、以て生活の資に供したことは、殆ど歴史に於て例外がない。それ故に彼等は所在自然物が缺乏するに至れば轉々として居を易へ所を移し、僅かに生を繋ぐ方法を求めたのである。彼等が土地に定着し耕耘を開始するに至つたのは、遙かに後世のことで、その定着に際しては、既に民族間に土地争奪の激闘が開始さるゝに至つた。

自然物採取

歐洲に於ける現在の國境紛争は、端をこの時に發し、連綿として今日に及び、相對する民族の存する限り、この闘争は無窮に繼續せらるゝことを免れぬ。従つて歐洲に於ける戦争の大部分が、經濟的動機に基くものであることも、容易に推知し得るのである。

更にこの史實を他の方面から推究すれば、日本以外の世界各民族の生活方法は、物資の掠奪

物資掠奪

が、重要な手段であつたことである。始めは廣漠たる山野に、無主物を掠奪してゐたから、生活は平和であつたが、この平和は忽ちにして破られて了つた。土地肥沃氣候和順にして食糧の豐なる地には、いつの間にか異つた民族が集つた。限りある自然物は、到底その總ての生活を支ふことは出来ない。强者は他を排して獨占し、或は他民族の有するものを強奪した。獨占も消極的奪取である。これは大陸各民族に共通であるから、この思想と行爲とは、文化進むと雖も全く消失せざるのみならず、中にはその性向の發達した民族もある。世界に誇る歐洲の文化が、この掠奪經濟を背景としたものであることは、歴史を繙くものゝ直に首肯し得る所であらう。

階級闘争

掠奪活動は單に外部に向ふばかりではない。方向を逆にすれば内部に向ふ。野蠻未開の酋長時代より、王侯貴族の中世を経て、所謂資本主義經濟の時代に至るまで、弱者に對する掠奪は

日本民族  
の生活觀

繼續せられてゐる。従つてこれに反抗する鬭争もまた絶えざる年中行事である。階級鬭争社會主義も、必然的に發生の運命にある。末開時代の掠奪鬭争の變形したものと云ふべきである。日本民族の經濟的基礎は掠奪主義ではない。稻を蒔きこれを稔らし、以て食糧とするのである。自ら作つて食ふのである。あるものを奪ふでなくてないものを作るのである。各々が皆それをやる鬭争の起る原因がない。日本人のこの生活觀は、最近歐洲の社會主義思想が侵入するまで、固く保持されて居た。

日本人は、自己の物を衛ると同じ様に、他人の物を尊重する。何となれば、自己の所有するものは、曉に出で、月を踏んで歸る迄、汲々營々努力の結果であるが、他人もまたそれ同一の勤勞をもつて、獲得したものである事を容易に感知し得るからである。此他人の物を尊重する所に、我民族性の美はしさがあり、皇道精神の發露が見ゆる。

ある人が社會主義の所有觀念を評し「自分の物は自分の物、他人の物は自分の物」といふのであると言つたが、掠奪思想を評して遺憾なしといふべきである。掠奪主義に於ては、奪つた者勝である。それまでは他人に預けて置くと同じである。この心持から他人の物は自分の物といふ誤つた考へが出て來ることも免れない。

定着主義  
の經濟

日本民族の經濟生活は、米を作る事が基礎であるから、始めから定着主義である。朝に耕し夕に培はなければ、作物は生育しない。その地を離れんと欲するも能はず、この定着性は他國を侵略しない事になる。事實何千年間、日本は他の領土を掠奪したことはない。世界に大版圖を有する英國にしても、或はロシアにしても、自國の開拓もせず他國領土の侵略をした結果今日の領土を有して居る。これは他國の土地は自國の領土といふ觀念の實現である。

我國は然らず、這回の聖戰の目的も、東亞新秩序の建設、東亞經濟ブロックの結成に過ぎな

い、土地を經略することを考えては居ない、茲に皇道の特異性がある。

食糧の獨立確保は我國經濟の特長

英國の如きは、食糧の殆んど全部を海外殖民地に仰ぐ、輸入杜絶する事二週間に及べば、英國人は餓死するの外は無い、と云ふ、マンチエスターの綿布を食ふ譯に行かない。ロンドン銀行の金塊、バーミンガムの鐵ニウカツスルの石炭にて、餓を凌ぐことは出来ない。獨逸の如き、世界大戰に於て工業的生産力では負けなかつたが、食料の不足は、終始彼を悩まし、人心の不安を過大ならしめた事は、確に間接ながら敗因の重なるものなりしこと、自他共に認むる所であつて、現今尙獨逸の弱點として殘されて居る。

翻つて我國は、現に百萬を超ゆる大兵を動かし、未曾有の大戦を交へつゝ尙且つ、國內人心の安定、平靜を失はず、當局をして後顧の憂ひ無く、聖戰目的達成に精進せしめ得る所以は、一に此の食糧問題と云ふか、經濟の根本方針と云ふか、神代の昔より確保せられて居る御蔭で

ある。吾等は目前に眩惑して萬年の大計を忘れてはならぬ。今日生産力の擴充に力を注ぎ貿易の振興に主力を注ぐことの國策上極めて喫緊且重要なことは勿論だが、本末の問題は永久に自ら定まれるものがあることを思ふ。

人と物

次に物よりも人を重んずることである、國家が經濟至上主義を採る場合には、國民も從つて黄金萬能主義となる勢ひの赴く所、人よりも物を重んじ金を重んずる。我國は前述の如く神代よりの道德國家である。飽迄人本位で物本位であつてはならぬ。昔時我國では臣民のことを畏くもおうみたからと仰せられた言葉すらある。此おうみたからを、物の爲、黄金の爲、瓦礫塵芥の如く踏み付けらるゝが如き經濟は我皇道の精神に副ふものではない。大西郷は敬天愛人と云つた。此愛人の見地に立つ經濟が皇道經濟の本領なりと思ふのである。

我國は明治開國以來文運の發達に力を注いだ、思ひ切つて歐米先進國の文物を輸入した我國

西洋文明  
の餘害

と國體、政體、道德、禮儀、習慣の相違如何を顧慮する違なかつた、七十年間に空前の發達を遂げ、歐米を凌駕せんとするに至つたことは、我等の誇りであるが、一面其犠牲も恐るべきものがある。今は其餘害に悩んで居る、其重なるものは思想問題と經濟問題である。須らく皇道の大精神により慎重なる検討を加へ、新なる出發と飛躍とを期すべきである。今茲に具體的に詳述するの餘裕を持たないが、唯一二の例を擧げん。

道德第一  
主義

皇道は道德を第一とする、道德は、古今に通じ中外に施してもどらざる大道である。英國の支那に對する阿片戦争の如き、國內と國外とに道德を使ひ分けする如きは、皇道は許さない、日本は夢にも眞似てはならぬ。又皇道は國家の他の施設と矛盾する如き政策を採る事を許さない。我皇國に於ては國家は最高の道德である。國家は常に自ら善を爲し、善を歎むるを要する國民教育に於ては、酒と共に煙草は衛生に害ありと教へつゝ、煙草を國家企業として營むが如

きは、皇道經濟の本旨に反する。國庫收入の爲に己むを得ずと言はんも、國全般に亘つて検討するに於ては進んで國營とすべきもの他に多々あると思ふ。

自由經濟  
と民本經  
濟

經濟に於ては、各人の知、情、意、靈肉、物心の全能を發揮せしむる爲には、個人の自由經濟を本義とすべきことは勿論で、延いて國家經濟力の振興にも最有效である。御神勅による我皇國の精神に見るも、民本主義の經濟を基調とせること當然なり。仁徳天皇は、民の富めるは朕の富めるなり、と仰せられた史實の如き畏き極みである。要するに自由經濟が皇道經濟の本義たることは疑ひを容れない。

戦時に於  
る一時的  
統制の必  
要

乍然、國家は平時に於ても國民全體の必需用具、必需用品にして其使用、生産並に配給の確保を期するが爲に、國家企業或は或組織による統制を必要とするものもあるべく、又國民全部の必需用品にあらざるも國防其他國策の大所より前記の必要を生ずべく、斯る場合は個人の自

由經濟と兩立し又は制限となるは己むを得ざる所である。殊に戰時に於ては、其必要多かるべく、又國際的にブロック經濟に對所する爲には、個人的自由經濟に放任し能はざる可く、斯る場合統制の強化は必然止むを得ざる譯である。唯統制の爲の統制、本質的統制主義の經濟は、我皇道經濟の本義に反するものなる事を知らぬばならぬ。共產黨ロシアの統制經濟の如きは其最なる事例である。獨逸伊太利の統制經濟は、共產主義經濟と異なるも、民主主義のフアツシヨ、ナチスの經濟組織として皇道經濟の本義に副はざるを以て、全面的に是認し難きも、其局部々に付ては、採つて以て我國經濟の改善の資に供するに足るものありと信ずる。

皇道經濟  
の特質は  
自營主義  
である

以上聊か皇道經濟の本旨を述べたが、更に要言すれば、其特質は自營主義である。國內的には國民は自營の爲に各その所を得、勤勉努力して向上發展すると共に、對外的には外國人の正當なる生活を容認し、人道的に協調の道を發見し、以て共存共榮の結果を具現せんとするにあ

事變經濟

る。これ實に皇道精神が、世界に宣布せらるべき光輝を有し、萬國を服せしむる所以である。聖戰三年物資を要すること多く、之に伴ふ生産の擴充必ずしも豫期の如くならざる爲、經濟の難局にあるは掩ふべからざる、我日本現在の實情である、乍然、困難に會うて益々眞價を發揮するは我皇道精神の特长である。我國民相共に無駄を節し、不自由を忍び舉國一致の力によつて邁進せば此の難局を突破すること敢て難事ではなす。

## 第二十一 皇道と民族問題

民族區別  
意識

世界の人類は現在白人種と有色人種とに大別せられ、更に多數の民族に分れる、人種、民族は血統、境遇、沿革慣習等により、精神肉體文化教養等に異同あるがために區別を認むるを得るためであるが、その區別の原因として最も重視せらるゝは、原始生成の問題である、しかし人類の發生はこれを明にするを得ない、各民族は歴史の始めに、人類創成の神話を構想する、各民族が各々獨立の神話を有することは、その當時に於て民族區別の意識が明になつてゐたことを意味する。

異民族間  
の闘争

人種民族の區別が、單に自然科学的、生物學的分類の問題に止るならば、今日の所謂民族問題として考察さるゝ所のものとは、自ら異なるのである、現代の民族問題は、單なる異同分類の究明でなくて、民族を異にすることが、闘争の重大原因をなし、全世界を暗澹たらしむる大戦争も、これに出發して勃發せんとして居る。従つて目前焦眉の人類界の大問題は、人類の異同が如何にして發生したかを知ることにあらずして、既に意識化する民族の對立を、如何にして融和せしむべきかにある。

試みに歐洲の國際問題から、民族問題の總てを除却したりと假定せよ、國家的對立闘争の大部分は、直に解消し得るであらう、洗練せられたる政治的手腕を誇りとする、英國人も一アイランド問題を解決し得ない。尙歴史を溯ればローマとゲルマン、ゲルマンとノルマン、スラブ等各民族觸接に於て、修羅の巷は、屢展開された、口碑に傳はらざるものも多いであらう。かくの如く民族異同線は、危険の伏在する所であるが、この危険性の根本を一掃することに餘り努力をばらはないのは實に不思議といはねばならぬ、却つて事實は反對に民族自尊が強調

人類共通  
文化の發  
達に伴は  
ざる民族  
融和問題

され、殊にその自尊が、偏狹なる排他性に墮しつゝあるを顧みないことは、重大なる過誤と言ふべきである。今や世界人類の眞に要求する所は、洋の東西を問はず、人種民族の異同に拘らず、共通なる文化の發達を庶幾し共存共榮によつて益々向上發展せんとするにあるは、多く論ずるの要なき明白なる事實である、然るに世界の實狀は、寧ろこれと反對である。

現在文明國の班列にある歐米各民族は有史以前數千年の間、民族的鬭争を繰返してゐたものと想像せられ、その範圍は東コーカサスから西はイベリヤ半島に亘つてゐた、この間には山岳巨川湖沼森林等の自然的障壁があり、各民族はこれを防壁として僅かに安住を保つを得たに過ぎなかつたのである、従つて異民族に對しては直に敵視の念起り、排斥行爲をなさざるを得ざる傳統を受けてゐる、歐洲の如く狭少なる地域に、多數の民族が分派してゐることは他にその例がないが、これは各地に孤立状態に於て發達したことを語るものである、現在民族の純一を

取別け八釜しく言つて居る、ドイツ民族と稱するうちにも多數の異種があり、甚だしく風俗を異にしてゐる、歐洲民族の孤立性を打破して、縱横の連絡を作るに至つたのは、ケーザルのガリア征討に端を發した、ローマ帝國主義の浸潤である、しかし政治的統一によつて、民族的融合を招來することは出来なかつた、國家に服することは、單に強者に服することであつた。

歐洲人の  
異民族排  
撃性の深  
刻振り

この上に歐洲人は屢アジャ民族の侵襲を蒙つた、アツチラ、サラセン、ジンギスカン、トルコ等は相踵いで、歐洲を脅威し、その慘害と仇敵心とを忘るゝの迫あらざらしめた、それ等の歴史的事實からして、歐洲人の異民族に對する憎惡の念は、到底日本人として想像の付かぬ所のものとなつた、過般英國チエンバレン首相は、ダンチヒ問題に關し、議會に於て左の意味を述べた。

「民族を異にするによつて生ずる問題も、利害が眞に一致すれば協調する可能性がある。」



ダンチヒの住民は殆ど全部ドイツ人である、しかしその經濟關係はポーランドに依存して來た。即ち民族と利害との交錯を如何に解決するかが問題となつてゐたのである、しかし利害が眞に一致するといふが如き場合は極て稀である、それ故に眞に利害が一致しなければ異民族の協調が不可能であるといふことは、結局民族的相剋を解消する能はざるを示すものである、歐洲の民族問題が如何に平和の妨害となつてゐるかは、この數言を以て想像に餘りある。

更に全白人種の全有色人種に對する差別觀優越感は東洋を始め至る所に忌むべき問題を惹起せるは枚擧に違ない。

民族問題  
の痛たる  
猶太人

殊に世界民族問題の痛とも云ふべきものは歐洲に於ける猶太人問題である、往時イスライル國の滅亡と共に國を失つたが各國に分散して社會的經濟的將た政治的に不拔の勢力を持続して居ることである、猶太教によれば猶太人のみが高等人種にして世界人類の支配權は猶太人の手

に歸すべきものなりとの信仰の下に立つ現に英佛米の一流の資本家は多く彼等の一味である、今や彼等は露國を中心とする赤化工作により攪亂を試みつゝありと稱せらる、過ぐる世界大戰を始め現下の日支事變の如きも皆彼等陰謀の結果なりと稱するものがある、一面に於て世界には英佛米露の猶太派と獨逸を主とする反猶太派との對立あることを見通してはならぬ。

民族問題  
に無關心  
なる日本  
人

我國に於ては、開闢以來民族鬭争の歴史がない、又他人種異民族を敵視し憎惡するの觀念がない、寧ろ反對に異國人が漂流した場合は勿論、來航した場合でも、これを珍客として好遇することが例であつた、それがために彼等は故國を忘れて、我國に歸化したものが尠くない、我國は地理的には、大陸と隔離してゐたが上古から民族的交渉は頻繁であつた、朝鮮は一衣帶水であるから無論であり、北支南支の交通も繁く、蒙古女眞の北方民族も熱帯地方の南洋人も來航した、しかしその何れとも民族的葛藤を起したことはない、我國民が外に於て侵略的行動を

以て、他民族を脅威したことがないやうに、内地來航者を排斥し虐待したるが如きことは、絶對になかつた、外國の民族には他民族を虐待し、または鬭争した史實を持たないものはないが我國には外來者を厚遇した事例は、數ふるに違はない、殊に學問知識技藝の勝れたものは、厚遇を超えて尊敬された、それ故に我國には、支那文化も印度の佛教も、早くから傳來し、しかもその精華を發揮し國民の智徳を向上せしむるの資となつた、文化、宗教の輸入と共に工藝技術も傳はり、技能優秀なるものが多數渡來した、現在でも我國では織物を吳服といふ、これは支那中部に發達した機業が、工人の渡來により我織物界に面目一新の貢獻ありしを語るもので、民族的偏見の現れの如き毫もなかつたことを證する、従つて渡來者達も故郷を忘れ、大和民族に同化し以て國家に忠勤を勵むに至つたのである。

單に智能優秀者を厚遇することは外國でも珍らしくない。我國民の民族思想の特異なる點

日本人は  
異民族を  
厚遇す

は、人類に對して悉く同情的の眼を以て視、仇敵の念なきことである、苟も我國を慕つて來航するものは何れの種族たるを問はず、隔意なき共存共榮の結合をなす、上古に於て兵亂のため、多數の鮮人が渡來した、我國は彼等に廣大肥沃の地を割與し、集團拓植させた、現在の我滿洲移民は我國の保護指導によつて遂行されてゐる、これと同じことを我國は他國からの渡來に對して實施し、以て彼等の繁榮の道を開いてやつたのである、彼等が國恩に感じ、皇化に従ふに至れる當然のことである。この集團拓植の遺蹟は關東を始め各地にあるが、民族的痕跡は夙の昔に之を採す能はざるに至つてゐる。今、二三の例を擧げんに、

「實例」  
○王仁とその一族——百濟人

應神天皇の朝、論語及千字文を獻す皇子菟道稚郎子の師となる。その子孫は代々河内に住す。朝廷の記録出納官に用ひらる。この一族は「西文氏」と稱す。

○弓月君とその一族——支那人

秦始皇の裔融通王、應神朝（皇紀九四三年）百二十七縣の人民を率ゐて歸化、融通王は歸化後弓月君と稱す。一族に波多公の牲を賜はる。秦氏これなり。この一族は雄略帝の頃には人口一萬八千を越ゆ。

職業は、朝廷及地方の記録出納官、海外使節等の外、養蠶、紡織。（波多—秦—機）

○阿知使主とその一族——支那人

後漢の靈帝の裔阿智王、應神朝（皇紀九四七年）に一族十七縣の人民を率ゐて歸化。大和に居住し、記録出納の官に用ひらる。「西文氏」に對して「東文氏」と稱す。

○坂上田村麿は阿知使主の子孫なり。系圖左の如し。

阿知使主——（七代略）——刈田麿（坂上氏ト稱ス）——田村麿、（後世田村氏ト稱ス）

○司馬達等——支那南梁の人

繼體天皇の朝に來朝、大和に居住し佛教の傳導に従事す。（但、歸化したかどうか不明）

○調伊企儼

歸化人の子孫にして武將となる。欽明天皇の朝、任那の日本府が新羅に亡ぼされし時、我軍の一將として彼地にあり、捕へられても日本武士の面目を守り、最後まで新羅王を罵りて殺さる。

その妻大葉子も捕へらる。彼の有名な歌、

「韓國の城の邊に立ちて大葉子は 領巾ふらすやも日本に向きて」

○支那の三國時代以來、日本に歸化せるもの甚だ多し、皆、學術、産業その他の技術者として日本に抱擁さる。

徳川時代

○朱舜水

明の遺臣。水戸光圀の師、湊川楠公碑裏面の讃をかく。

○武林唯七

祖父支那人（先般廣島の某寺で確證ありし旨新聞に報せらる）

日本民族  
は異民族  
を厚遇同  
化したる  
も純血性  
を失はず

或は大和民族は多數民族の混成なるが故に、他民族に對し和好寛宏の素質を有すると考ふるものもある、しかしながら大和民族は天孫民族である、天孫民族を混成民族と見ることは、歴史上の事實に反する、現在の日本民族が數種の民族的要素を有してゐることは事實であらうが、それは天孫民族が高天原から降臨以後の渡來者を同化したる結果と考へねばならぬ、従つて日本民族は歐米諸國に見るが如き、所謂混血族ではないのみならず、無比の純血民族である

と言はねばならぬ、爾後我國に渡來したるものも、混血したるにあらずして同化したのである、完全に同化したるが故に異民族の跡を留めてゐない。

包容性寛  
大性同化  
性は天孫  
民族本來  
の特長

それ故に我國民の他民族に對する、包容性、寛大性、同化性は、天孫民族本來固有の素質にあると斷定することが出来る、固有性は日本民族が無限に發展するを得る本質をなすものである。この本質を具備するが故に、八紘一宇の理想も生じ、一視同仁も實踐し得る、日本民族はこの本質を自覺すると共に、世界の他の民族は、如何に巧言令色をなすも、何れもその皮下には必ず排他性が潜んでゐることを遺忘せず、彼等をしてこの偏見より脱せしむるやう努めねばならぬ。

徳川時代二百餘年我國は鎖國を實行した、この鎖國は名目上でなく、眞に實行せられたのである、世界中にかくの如く長期に亘つて完全に交通の隔絶を實行した國は、他に比類がない、

徳川時代の鎖國政策は民族問題に非ず宗教問題であつた

これを以て外國人は邦人を以て、頑強なる排外性を有するものと誤解し、今もなほそれを信じてゐるものがある、しかし徳川時代の鎖國政策は、異民族敵視の心性に基くものでなくて、邦人が外國宗教の迷信に陥るを防がためであつた、民族問題でなくて宗教問題であつた、それ故外船の來航を拒むと共に、邦人の渡航を嚴禁した、幕末の攘夷論も外國の脅迫的行動に對する國威發揚の意氣を示したので、異人種敵視の心意ではない、彼等が禮を以てすれば、我もまた禮を以て遇するのである。日本國民に排外性排他性がなく、人類の總てに對し、四海兄弟の情義を有することは、皇道精神の眞髓で、世界萬邦にその比を見ざる所である、世界平和の基礎確立は、現代人類に課せられたる責務であるが、その實現には、各民族をして先づ、民族相剋の舊殻を脱し、我日本國民の如く虚心坦懐一視同仁の心境を陶冶完成せしむるにある、吾等は常に神籬磐境の御神勅と八紘一字の御神勅を誦し奉る毎に、世界各民族の陶冶平和確立の上にも我等

我使命

に課せられたる使命の如何に重且つ大なるものあるかを感じざるを得ぬ。

## 第二十二 皇道と學問研究の自由

人間の自由

學問の自由は、思想の自由と關聯し、西洋に於ては古來經世上、極めて重要なる問題であつた。學問の上ばかりでなく、人間の自由は絶對的のものでなく、ある限局を標準とする。國家が國民の生活を羈束する以上國民は自ら國家によつて制限せらるゝことを免れない。自然の生活に於ても、人間が自由たり得る範圍は極めて狭少である。地球の引力に抵抗して、飛躍を試みても、以て六尺を超ゆることは出来ない。しかしこの不自由のうちに、自由があるのである。學問研究自由の意味も、ある制限の範圍にあることは決して自由の意味に反する譯ではない。

ギリシヤに於る學問の自由

西洋に於て思想學問の自由が、充分に發揮されたのは、二千數百年前のギリシヤであつた。今日歐米の文化は、形而上たると形而下たるとを問はず、その淵源を悉くギリシヤに得てゐる。

しかも、それは、ヘレネ民族が半島に榮えたる千餘年中の僅々數百年の期間であつた。現代は平面的に文化は傳播し、人智の向上も著しいものがあるが、ギリシヤの學者に對しては顔色ない。ギリシヤ民族は元自由を尊ぶ本性を有してゐた。この本性が支障なく發露された時が、即ち、文化の燦然たる時代であつたと思はれる。

古代支那に於る學術の發達

支那に於ては周末春秋戰國時代に於て、經世の論が大に發達した爾來二千年、支那人の思想學術はこの時代の壘を摩することは出来ぬ。漢代唐宋等文化の興つた時代もあつたが、結局は古典の糟粕をなめるに過ぎず、而して今日の支那人は、この智識の寶庫を探らんとするものさへもなく徒らに歐米の淺薄なる思想に眩惑し、傳統的本性を遺忘して顧みない。従つて歐米の煽動のまゝに放歌亂舞し、國家を潰滅せしむるの愚を現に演じてゐる。

學問の自由と對蹠的なる、學問の壓迫は支那の戰國時代を鎮定した秦の始皇帝によつて行は

秦の始皇  
帝の學問  
壓迫

れた彼は當時極めて乏しかつた書卷を焚き、政治を論ずるものを生き埋めにした。これは天下無類の暴政として後世にまで傳へらるゝ所であるが、秦が六國を滅して後、以前六國に従事した政治家や學者は、頻りに秦を攻撃した。これを放任すれば、秦は思想戰宣傳戰に敗れることになる。戰爭の追撃心理で秦に反對する學者を極刑に處した。餘勢は延いて政論家以外にまで及んだのである。後世の學者は、秦は焚書坑儒の暴政のため、僅か二十年にして滅びたといふが、實は其ればかりではない。萬里の長城を築いて極度に民力を疲弊せしめたこと、賢才を朝に集めなかつたこと等をもあげねばならぬ。秦を滅した漢は、民心收攬のため文學を盛にした。漢字もこの時に、一般に使用し得る體をなすに至つた。これも治民の手段であつて、漢の政治家が文學を尊んだ意味ばかりではない。

歐洲に於ても學說が、時の爲政家の意に反することによつて、迫害せられたものは、無數に

歐洲に於  
ても學問  
思想壓迫  
の例あり

ある。偉大なる地動説の創設者コペルニクスの如きその一例である。凡そ時代の通念に反したる飛躍的新説は多く民心を動搖せしむるを以て、時の爲政者が、これを警戒するのは已むを得ない。しかしそれが千古の眞理を喝破し、後世人文の新局面を打開するの大功は、没せらるべきではない。歐洲の中世キリスト教の盛であつた時代には聖書に反する言説をなせば、異端者とせられ、厳しく所刑せられた。この種の犠牲者も決して尠少ではない。

一般の文化が発達すれば、曲直自ら明となり、所謂荒唐無稽が人心を迷はす程度も輕微である。現代の文明各國はそれ故に研究の自由言論の自由を保證することが、寧ろ國家の任務と解せらるゝに至つた。現代國家は文化的にも競争状態にあり、各國一日の長を争ふ有様であるから、學問研究の自由の如きは當然として、殆ど問題にならない程になつたが、マルクス説の宣傳に對しては何れの國も嚴戒してゐる。これは國內に革命紛亂を起すことを放任する能はざる

現代國家  
は學問の  
自由を保  
證するを  
常とす

マルクス主義の宣傳に對する嚴戒

と同一の理由である。

我國では建國其物が他國の如く人爲的でない。従つて皇道の精神は國民の潜在意識として透徹して居る。故古來異端邪說を唱へて、國家に禍を招くが如き言説をなしたものは殆んどなく、

儒教の革命放伐の説

従つて歐洲や支那に於けるが如き事件の起つたことはない。外國の學説を傳ふる者も國家に對する大義名分を誤るやうのことがなかつた。支那の儒教は、我國に於て實踐的效果を充分に發揮したが、その所謂革命放伐説の如きを實現せんと企てたものは無かつた。老子の説には現代の無政府主義の卵と考へらるゝ點もあるが、流石に我國の學者はこれを無事太平の意味に採り、空想的迷妄に陥らなかつた。それ故に、我國に於ては、學問の禍といふが如きことは、殆ど考へられたことなく、學識ある者は多く、人格も高尚にして、衆人の模範となるを以てみな之を

老子の説

尊敬し、頭腦明敏なる者は、何れも學問研究に従事せんことを欲した。人類の進歩は智能の向上にあること論を俟たない。それ故我國では、大に學問の研究を獎勵し、支那の文化が盛なる時代には彼より學者を招聘し、我國から留學生を送つた。學問を尊重し、その研究を獎勵することは、我國上古より一貫したる政治方針であつた都に於ても地方に於ても學識あるものゝ門

學問尊重は一貫したる國是

徳川幕府時代の官學と私學

には多數の青年が集まり薫陶をうけた。これによつて全国的に文化が向上した。殊に武士は早くより一般に研學に従事したのである。就中徳川幕府はその創始と共に學問を獎勵した。殊に大學頭を設け官學を興すに努めた比較的長く平和が持続したのは、學問の獎勵が一原因をなしてゐる。然し幕府の官學は朱子學であつて、他はすべて私學と見做した。斯くして學問の眞の自由は實現されず、而も私學の方に却つて多くの人材が輩出し陽明學の如き諸藩の俊秀に不拔の勢力を築いた。更に徳川時代の末葉に至つては、西方東漸の勢強く當時鎖國の我國にも和蘭支那等を経て潜入する西洋文物の刺激少からず、思想の動搖を憂へて幕府は終に所定以外の説



寛政異學の禁

を流布することを禁じ研究の自由に大鐵鎚を加へた。所謂寛政異學の禁である。官學の宗林大學頭もこれには大に不服であつたといふ。幕府の大政治家として令名高き白河樂翁公も、この異學禁止については、唯一の失政だと言はれる。即ち斯る時運に對する逆行的措置は實に効果なかりしのみならず。徒に思想的暗流を激成し革新的氣分を鬱勃たらしめ、尊王討幕の勢ひを助長したるは言ふ迄もない。

明治の學問奨勵

明治開國以來我國も列國との競争上、大に文運を進歩せしむる必要があつた。五ヶ條の御誓文には智識を世界に求め大に皇基を振起すべしとある。而して開國當時の我國は歐洲各國に比して學問上數百年も遅れてゐた。彼等には平凡なることも我國には未知の珍説が尠くなかつた。それがために、標榜する所は採長補短であつたが、事實は泰西の文物をそのまま模倣することが多かつた。そのうちには皇道精神を忘れて外國に心酔するものを生じ、我學界思想界を

毒したことも多かつた。大正より昭和の始めに至る間、殊に甚しかつたが、かゝる状態は到底放任すべきものではない。國家は固よりその存立と相容れざる邪説の横行に對しては嚴としてこれに莅まねばならぬことは勿論である。

明治天皇御製にも

よきを取り悪しきをして、

とつ國に劣らぬ國となすよしもかな

學問の權威

と仰せられてある。しかし乍らこれが爲に學問の研究が悉く行政府の指示する所に従ふべしと考ふるならば過ぎたるは及ばざるに如かずである。もと／＼研究の自由は學問の生命とも言ふべきものである。學問は時の政治的傾向または時の勢力に阿附すべきものではない。寧ろ反對に政治上に惡習あらば、これを矯正するために學識を傾け時の勢力に横暴なるものあらば、こ

れに對し、敢然として之を制し以て國家の進邁に寄與するの使命を有する。國家が濼刺たる元氣を保持することは學者先覺者がこの態度を把持するによる。學問が權威を失ふときは國家は進歩しない學問研究の自由は最も尊重せねばならぬ。濫に干涉してはならぬ。却つて、孰れの時代にも動もすれば跳梁する輕薄なる曲學阿世の徒が國を毒するの害は寧ろ計るべからざるものがある。

大西郷の  
名言

先覺大西郷は嘗て王を尊び民を憐むは學問の本旨なりと言つた。誠に名言である官學たると私學たるを問はず學問の研究は此義を失つてはならぬ。かくして皇道精神も無限の發展を期することが出来る。

## 第二十三 皇道と官吏道

世襲

國家は一體としての活動をなすために種々の機關が、必要である。我國の上古に於ては政務の擔任を世襲的に行つた。これは國家の權力を世襲的に獨占する意味ではなかつた。また國家の政務事務を行ふことを特權と考ふる思想もなかつた。上古は政務が簡易であり、神代からの仕來りを誤りなく遂行すれば、國事は圓滑なるを得た。國家としては天神地祇を祭祀することが尤も重大なる年中行事であつた。即ち祭政一致の時代であるから、その行事に通曉するものが任に當ることが便利であり、これを親から子に傳ふることも、不合理でなかつたのである。

適者主義

我國の政治型體をも、外國流の理論で解説せんとするものは、上古世襲政治の時代を、權力の獨占のためであつて、幼稚なる政治形式だといふが、それは大なる誤りであり。政治と

支那思想  
の悪影響

權力とを混同する觀念は征服主義争奪主義に由来する。武力を以て奪つたものを永續せしめんとすることが權力思想である。我國の政治に携はる原則は、適者選任である。選任は選舉ではない。選舉には争奪がある虚心坦懐に考察すれば適不適は自ら明で、何人が視ても可なりとする者にその任を託する。我國の氏族政治はこれに原因する。神事に明なるものが祭祀を司り、武力に優れたるものが禁衛を守護する。開拓殖産に堪能なるものが農耕池溝殖林を指導し記憶の強いものは故事來歴を暗記した。これは善政の一形式であつて、必しも幼稚なる政治ではない。然しながらこの世襲制は、韓土の文物が輸入され、それに伴つて支那の争奪思想が流入するに従つて墮落した。神武天皇建國の時代は、支那周末春秋五霸の争奪時代であつた。この悪思想の影響をうけて、我國に於ても國家の政務を私慾に濫用するの弊を生じ、物部、守屋、中臣、蘇我等の争奪時代となつた。大化の改革以後、中央の實權は藤原氏の獨占に歸したが、政

道改まらず、従つて官吏道も腐敗し、上古日本の面目を發揮する能はずして、徳川幕府の末期に及んだ。

明治維新は、過去千五百年間の弊風を一新して、神武翊業の古に回へさんとするが理想であつた。それ故維新の際には、一時祭政一致の形式をとつた。しかし時代は既に大轉回をしてゐる。政務の繁簡は二千五百年の昔と比すべきではない。内外の政務宜しきを制し、以て列國との競争に勝たねばならぬ。それには人材を各方面に配して國家の經綸を行ふことが急務である。明治の諸制度はこの方針に基づいて樹立された。國家の事務を直接に扱ふ官吏國防を擔任する武官、人民の意思を抽出する議員等の各制度が即ちそれである。我國の官吏は外國の官吏と異なる。外國の官吏は人民の公僕である。人民の便利を圖ることが第一である。我國の官吏は皇道精神を體して、國家の事務を行ふのであるから、その精神に於て重大なる意義を有する。

官吏は人  
民の公僕  
に非ず

我國の官吏が特に尊敬さるゝのはこれがためである。官吏のなすことは皇道精神の發現であるから、人民はこれに服する。滅私奉公といふ語がある。これは我國の官吏の遵奉すべき常規である。國家の事務を行ふのであるから、寸毫も私心があつてはならぬ。官吏に私心があれば國家を賤するもので、皇道の敵である。官吏にあらざる者は業務を勵み家運を興し、子孫の繁榮を圖ることは私事である。が同時に、國家に貢獻し得ることになるが、官吏が國家の事務を處理するに自己の利便を圖り、親戚懇親の便宜を先にするが如きは私心を行ふものであつて、一般國民は、平等に國家の恩恵をうくることが出来ない。これは皇道精神に反する如何なる職務にあるにしても國家の事務を行ふ地位にある場合は、私心を斷滅して公正の處置をとらねばならぬ。公私を混同してはならぬ。

官吏のみならず、總て公の事務に従事するものは、責任の觀念を重んずることが尤も重大で

官吏の責任

ある。私事と公事の區別はこゝに存する。殊に國政の大綱を管掌する國務大臣の責任は尤も重いものである。憲法には國務大臣輔弼の責任が特に規定されてあるが、最高政事に參與する大臣の責任は我國古來尤も重視せられたもので、憲法によつて始めて定められたのではない。従つてまた責任を有せざるものは濫りに國政に容喙してはならぬ、大に注意を要する。聖徳太子の憲法にも、

諸ノ官吏ハヨクソノ職掌ヲ知り事ヲ關クコト勿レ

とある。責任の重きを示したものである。

最近には官僚獨善主義と稱し、一部の官吏が非難されてゐる。それは誤れる權力至上主義を以つて、結果に對する責任を免れんとするにあるかもしれぬ。官吏がその地位に應ずる權力を有することは、獨善に陥らしめんがためではなくて、職責を明ならしめんがためである。責任は單

に法規的形式的違法の場合ばかりでなく、施設する方法の適否、結果の過不及等をも含むものである。官吏の責任論は我國に於て尤も發達したのであつたが、最近却て逆行の形勢にあるは、大に反省すべき點で責任の根本觀念を涵養することが急務である。

武官は武を以て國を護る任務を擔當する。四海不穩なる場合その任は特に重く、従つて國民の尊嚴をうくることも厚いのである。それが法規の強制でなく、自發的に國民道德となつてゐる所に、我國の武力の秀てゐる所がある。而して軍人の守るべき道に就いては、夙に明治天皇より御勅諭を賜つてある。日本の武の精神として五ヶ條に指示し寸毫の違ふことなかるべきを諭され給ふた我國は上古に於て國民皆兵であつた。中古武士と稱する階級を生じたが、これは亂世の副産物であるから、明治維新に於て、上古制に復された。従つて五ヶ條の御勅諭は國民一般もこれを奉體し服膺せねばならぬ。皇道精神は、この御勅諭に尤も強く顯れてゐる。

文武の畛域

文武官の擔任する所は、以上述ぶるが如くその畛域自ら明白である。各々その本分を盡すことによつて、皇道は隆盛となり、蒼生はその堵に安んずるを得る。我國に於ては文武格違が、不文の鐵則である。中世の武家政治は、これが亂れた結果であることは何人も知れるが如くである。政治の發達にはこの區別が必要であると言ふまでもない。我皇道の精神によれば、萬民悉くが、天業翼賛し奉らねばならぬが、就中官吏は其定められたる職務の範圍に於て、責任を分擔する。大別して文官と武官とに分つ。文官が自己の職務に全力を傾倒せずして武事に干渉し、又武官が自己の職務に専念せずして文官の領域に關與する如きは天業翼賛の本義に非ず、孰れも、「生兵法は怪我の本」と云ふ諺の如く、自己の本來の職責完遂に何等かの遺漏を生ずる虞あることは言ふ迄も無し、殊に廣義國防を曲解して文官が策戦用兵の意見を立て、武官が政治經濟の事に物知り顔をするが如きは、國家にとり大事危険此上無きことにて、文武官吏の本

旨に背反すること言ふ迄も無く、更に御勅諭并に勅令を無視すること、なる若し斯る者を生じたる場合は憂國の誠意より出でたる場合と雖孔明の如く涙を揮つて馬蹶を斬らねばなるまい。殊に廣義國防の今日は、文武の眞の協力一致を要すること益々切なるものがある。眞の協力は相互に尊重し、各々専念することによつてのみ得らるるのである。

官吏の養成と任用

文官も武官も特に拔擢されて、國家重要な任務に服するのであるから、その人格性行共に優れたものでなければならぬ。惰夫庸人が誤つてこの地位を穢すに於ては、國運は盛なるを得ない。明治以來時勢に適應する、高材逸足を養成するために、教育制度を實施して今日に及んでゐる。しかしその方法は完きを得たと言はれない憾みがあつた。官吏制度の改革も今問題となつてゐるが、改革の根本は未だ明瞭に提示されてゐない。而して改革に當つては待遇改善がいづも問題となる。官吏の給與が豊でないことは事實で、常に時の物價に順應せしむべきは當然

改革と待遇

皇道精神を基調として官吏の素質を改善する要あり

である。殊に昭和六年臨時減俸の如きは間も無く回復すべきであつた。しかし特別の地位に於て國家の事務を行ひ國民の尊敬を得てゐるのであるから、物質上の欲望に囚はれてはならぬ。更に官吏の素質に於て、考究しなければならぬことは明治の改革に於て、人材登用主義を採用し、大學を以て人材を育成せしめた。しかもその大學は、歐米の文物輸入の大勢に押されて法制經濟の學問も外國の説を習得するに専念し、我皇道の精華を研究することを怠つた。今日批難さるゝ所の功利主義思想は官界にも害毒を及ぼし、性格剛直、節義を固守するが如き人物はいつの間にか排斥さるゝが如き状態にあると言はる。果して然らば、容易ならざることである。この類勢を挽回することは、官界刷新、綱規振肅の根本的方策でなければならぬ。官吏がその地位を利用し、權力を濫用し、國民を苦しむるが如きに至れば、道義萎靡し、民はその歸趨を誤り、延いて國力の衰退を來たすを免れず、思想上にも由々しき問題を生ずるのである。今や

我國は空前の大事變に遭遇し、前途幾多の難關を打開せねばならぬ。眞に皇國盛衰の岐るゝ所である。この時局に對し克く皇威を發揚し光輝ある史跡を貽すには、所謂國家總力の實現を遺憾なからしむることを要する。それには先づ官民一致、文武借調の努力に俟つ所が多い。舉國一致は斷じて空名であつてはならぬ。この大業達成には、我國の官吏が眞の皇道精神を體得することを要する。それには我國史及び古典に含蓄する日本精神を修得するは勿論我國の道德發達に寄與すること多かつた一部の漢籍をも玩味し、高潔なる人格を養ひ、國民の師表たるの資格を備へねばならぬ。上のなす所に對し、國民が信を置くにあらざれば、幾多の施設も徒勞に歸することが多い。この精神的改革は速に實行すべきである。

## 第二十四 皇道と勞資問題

勞資問題  
の重大性

資本家と勞働者との對立紛争は、近世歐米各國に於ける、重大なる社會問題政治問題である。單に國內問題たるに止まらず、國境を横斷して波瀾を起す場合が尠くない。今日諸國の内政問題は、要するに如何にして資本と勞働との圓滑を圖るかにあると斷じても過言でない程である。各國が勞働省または社會省を設けてその對策實施に汲々とし、國際聯盟には勞働會議が附隨してゐるが如き、この實狀を物語るもので歐洲現時國際危機の裏面にも、勞働問題が伏在してゐることは想像に餘りある。

歐洲に於ける勞資紛糾の素因は、由來する所實に遠く、かつ深刻である。それは單に資本家と勞働者との對立紛争及びその解決にいふ個々の問題だけでなく、これに關する學問上の理論

發展も驚くべきがある。然るにも拘らず、この問題は依然として、解決の緒につかない。偶々解決されたるが如き觀を呈するのは實力の壓迫による一時的現象に過ぎない。現在の西洋文明は、恐らくはこの問題の紛糾によつて、潰滅したるかもしれない、と考へらるゝ程の重大性を有してゐる。

産業革命の結果としての經濟現象

歐米の勞資問題が現在の如き體型をとるに至つたのは、十八世紀に至つて所謂産業革命と稱する、經濟上の變革が行はれてからである。産業革命とは、自然科学發達の結果機械が發明せられ、それまで家庭手工によつて行はれてゐた仕事が、工場に於て機械によつて營まるゝに至つたことである。大設備を有する工場に多數労働者が集つて、生産に従事する組織が各種産業に實現するに及び、資本家と労働者との地位の區別が截然となり兩者の利害相反する場合を生じ、多數集團の労働者は同一の利害問題に達着するの機會尠からざるにより、團結して自己の

利益を獲得せんとするに至るは、寧ろ人情の自然といふべきである。

歐米産業の機械化は、科學の進歩と共に、底止する所なく、従つて勞資の對立は益深刻となるの趨勢はこれを如何ともすることは出来ない。而して勞資の對立は、永久の共存性を持たない。協調は一時的である。これが歐米に於ける社會不安の重大原因をなすもので、この原因を除く方法は未だ發見されないのである。對立共存が結局不能なれば、この拮抗狀態は如何にして解決するか。それも現在に於ては不明である。各國はたゞ時の狀態に應じ彌縫策を講じてゐるに過ぎない。

政治的  
重大性に  
發展す

歐洲の労働運動が經濟上の領域を脱して、更に政治的に重大性を有するに至つたのは、マルクスの共産黨宣言以來である。これ以後労働運動は、政治革命に干與することになつた。共産黨は労働者の專制社會を打開して勞資對立關係より生ずる矛盾と不安とを消滅し得るといふ。



この理論は大なる誤りを有し、かつ實現不可能であるが、勞働運動を革命運動に利用するには至極都合がよい。そのため共產思想の宣傳は歐洲到る所に盛に行はれ、資本主義攻撃は經濟理論の全班を掩ふに至つた。それが實際の經濟上、及び民心に及ぼしたる悪影響は頗る大なるもので、歐米の社會は現にこの禍流の中に激動してゐる。

英國

英國は最も早く工業が発達し、勞働爭議を繰返したことも多くその調停方法も研究せられた試験せられた勞働者は組合を組織し、その數三百萬人以上に達したため、國內に於て大なる勢力を有することは勿論で、政治的には優勢なる勞働黨を結成し、かつては勞働黨内閣を作つた位である。今現に下院の第二黨として、保守黨の次自由黨の上に位置を占めてゐる。英國にては革命亂行には陥らない。歐洲各國が慘澹たる革命の悲劇を演じたにも拘らず、超然として今尙千二百十二年のマグナチャーターを基本としてやつてゐる。蓋、それはデモクラシーの徹

底、憲政の發達の御蔭だと云ひ得るしかしまたそこに英國の長所と短所とが共に伏在してゐる譯である。形ばかりの徵兵令も最近の險惡なる情況に刺戟されて今春漸く實施した位だ。

獨、伊、米、露

獨逸及び伊太利は階級鬭争絶滅の方針によつて、現在では勞資一體となり對立解消を永遠に持續せんとし、ロシヤはプロレタリア獨裁で財産の私有を認めざるが故に、對立は存在しない。しかし何れも強制力による解消である。米國は勞働者の數が割合に尠く、また他國に比して賃銀が昂いため勞働運動は遙に上品である。數年前の不況には、多數の失業者を生じたため、これが對策に國庫から多大の費用を支出した。

日本

我日本は獨特の勞働對策を樹立し、國家及び國民に必要な經濟發展を無限に持續し得るやうに努力することが肝要である。然るに我國にも外國の勞働運動、勞働思想が無批判的に流入し、勞働問題が産業界を脅したことがある。現在は滿洲事變以來、國事多難のため、各方面に

自肅じしゆくが行はれまた低級なるマルキシズム宣傳が嚴禁され、社會主義者の大部分が轉向したため、勞資の衝突は減少してゐるが、歐米の社會主義思想は種々に變裝へんさうして舶來するから決して油斷すべきではない。

勞資問題  
に關する  
歐米と我  
國の根本  
相違

歐米に於ける勞資闘争が解消不可能の運命うんめいにあるは、上古より繼續せる勞資の對立關係にある。機械工業に至らざる純農業時代に於ても勞働階級と資本階級とは劃然くわくぜんと分れ、資本階級は掠奪者りやくだつしやであつた。それはギリシヤ、ローマから近世の國家時代に至るまで、多少形が變つただけで連續して存在してゐた。これが清算を要求さるゝに至ることは怪しむことはない。勞資問題の激化はその過程くわつていである。

我國の勞  
資問題

我國はもともと勞資の對立といふことはない。我國民はみな一樣に陛下せきしの赤子である。この意味に於て人格じんかくは平等である。能力を異にし職務を異にするも國民としては差別はない。我國

は古來農業國であるしかもその間に歐米に於けるか如き農奴のうにゆうといふ制度は一度も發生したことはない。明治開國以來漸次勞働問題も生ずることとなり、歐米に見るやうな同盟罷業どうめいひやく、その他の勞働爭議も頻繁ひんぱんになつたが、それは多く外國の姿を眞似たもので、我國に於ける勞資關係の本來の姿すがたではない。

デモクラ  
シー

日本の勞働問題が近代的體形の下に、吾々の眼まなこに現れてきたのは、歐洲大戰即二十四五年前頃からのことであつて、今日まで數個の段階だんがいを経て來た。先づ第一はデモクラシーの影響である。大正三年頃から大正八、九年頃までは、その全盛時代ぜんせいじだいであつて勞働階級は勿論、智識階級の殆ど全部は、この思想の抱持者ほうぢしやであつた。やがて政治及び社會の動因となり、普通選舉陪審制度及各種社會施設の思想的根據こんきよとなつた。

第三イン  
ターナシ  
ヨナル

然るに大正六年にロシヤ革命を皮切りに、七年獨逸帝政崩壞の革命起り、思想上影響を蒙かうせ

ことが多かつた。大正八年には第三インタナショナルからの社會革命思想が侵入して來た。これは直に勞働問題に結びつき、大正八年に勞働總同盟結成され、共產主義の本據をなした。爾來各地に、工場勞働爭議小作爭議等頻々として發生し、昭和の初めに至る約十年間は内政上の中心問題であつた。

關東大震  
災

大正十二年秋の關東大震災は社會主義の革命運動家にとりては、千載一遇の好機會であつた。何となれば一週間以上の交通、通信、瓦斯、電氣等の停止、一ヶ月以上の極て不整なる状態を現出したが、事實は彼等の惡陰謀の豫想に反し階級と職業の如何を問はず、自警團を結成して、猛然社會主義者共產主義者の不逞を排して、一指だに染めしめなかつた。かくて我國民殊に勞働者の眞の正體を見せつけられた彼等は國內的に深く考へざるを得ざるに至ると共に、國外に於ても、マルクスの「勞働者に國境なし」の宣言は到底國際的に實現不可能のこととなり、

と感ずるに至り、我國に於てはマルクス主義革命主義の全然效なきことを自覺した結果、勞働者の現状改善に轉向するに至つた。即勞働組合を基礎として、社會民主主義無産黨を結成するに至つた。

## 滿洲事變

米國を始め各國勞働者の日本勞働者排斥氣運は漸く著しく勞働者團結に暗影を與へたのみならず、昭和六年の滿洲事變は、國民一般の思想に重大なるショックを與へた。即ち、國家主義、國體明徴皇道精神高調の時代となつた。社會民主主義も國家主義に結びつかざるを得なくなつた。即ち國家社會主義となつたのである。一般勞働者のうちにも、皇道精神に自覺するもの輩出した。就中職工神野信一の如きもと強烈なる左翼指導者であつたが、石川島造船所に於て、松村中將と相計り皇道勞働主義組合を結成し、堂々皇道主義勞働運動の主張宣傳を始むるあり、勞働問題の面目こゝに一新せるの觀を呈した。

日支事變

昭和十二年の日支事變は、更に人心に影響した。蓋し我國空前の大問題であることが漸次國民全部に徹底した。さきに國家社會主義に轉向した彼等は、更めて愛國主義者の看板を掲げるに至つた。世上見渡す限り社會主義、無産黨等は全く影を没して了つたのが現今の姿である。

社會主義  
共產主義  
地下に入る

社會主義共產主義が地上から一切影を没したことは、以上の通りであるが、しかしこれから安心出来るかどうかといふ問題である。昭和十年ロシアに開かれたコミンテルン大會決議事項を吾々は見逃してはならない。それはコミンテルン赤化大策の思ひ切つた轉改である。即ち、赤色を表面飾り巧に變色して各國の内部に潜り入り、攪亂または崩壊を促すべく、而して對敵目標を獨逸、ポーランド及び日本に現實に集結すべしといふにあることである。吾等は常に眉に唾し、戒心以て皇國を思想的に護らねばならぬことを切實に感ずる。

大正八年に生れた勞資協調會は、各國の勞働運動思想の推移を研究、勞資兩者の協調和合に

勞資協調會の運動と産業報國運動

盡力し、勞働運動の動向を見護りつゝ、今日に至つたその勞多とすべきものありと思ふ。今や我國の勞資問題は時勢を背景として、厚生省及び協調會が後援する産業報國運動が勞資運動の主張となりつゝあるを目撃する。かつて石川島で松村、神野、が創つた如き各工場個別的の縦斷的勞資一團體一色にならんとしてゐる。しかし要はその精神である。魂である。もし眞の皇道の大精神を缺くものあらば、やがて全く意味なきものに化し終るであらう。

勞資問題は飽迄道徳的に所理せねばならぬ

勞資の關係も人と人との問題である。人と人との問題の解決は道徳的でなければならぬ。道徳によつて決することは是非によつて決すること、鬭争によつては何等の解決も齎らすことは出来ない。人類の本性たる道徳性を發揮することは皇道精神の根本である。國民の能力國民の生活を充分に伸張せしむることが道徳の最高なるもので皇道の眞髓である、かつまた均しく陛下の赤子であつて、何等階級的差別の觀念を容れざるが故に勞働者も、資本家も經營者も、

その職分を異にするに過ぎない。それ故に相互に人格と能力とを尊敬し、責任を重んじ一致協力して皇國の富の増進に精進すべきである。

勞働を卑  
むべから  
ず

我國に於て一部に勞働を卑しむの弊風が存する。この風は中世に始り、封建時代に發達し、明治になつては虚榮心と密着した。地方青年が郷里を出て、勞働を離るゝの風を馴致した。これは質實剛健の思想に反する。世界的の經濟競争に打勝つには、勞働の意義を理解することが必要で、單に損得の問題にのみ執着してはいけない。

飽迄皇道  
主義なれ

今日我勞働問題の歸結は、大震災の時に於ると同じく、忘れられし本來日本人の姿を顯現したるに過ぎない。自今勞働運動の指導原理は、飽くまで皇道の大精神一天張でなければならぬ。共產主義社會主義の不可なるは勿論、皇道主義に似て非なる全體主義國家社會主義、また茲に一步も入れてはならぬ。

我國の勞  
働問題は  
政治化せ  
しめては  
ならぬ

更に注意すべきことは、我國に於ては勞働問題は飽くまで經濟問題として終始せしめ、政治化せしめざることが肝要である。我國の政治は萬民が一君を輔翼するにある。その輔翼は萬民己を空うして輔翼するにある。従つて職業代表的政黨の如きは、輔翼の大道に反する。農民黨、勞働黨、商工黨の如き外國に於ては適するも、我皇道には副はないことを明言する。

## 第二十五 皇道と臣民の道

臣民道は  
即ち奉仕  
道なり

日本臣民の道は、これを約言すれば、日本臣民が皇室に奉仕する道であり、天業翼賛の道である。國民中特に官吏として奉仕する者の道は、前章に於てこれを説いたから、こゝには吾等萬民共通の道を記そう。

一、我大和民族は先天的に皇室に奉仕すべき使命を以て運命づけられてゐる。

これは日本臣民道の源泉であり基本であるから永遠に變るべきものではない、日本の建國精神であると共に、臣民の進むべき大道を指示するものである、即ち天孫降臨の際に於ける御神勅によれば、その第一に

豐葦原ノ瑞穂國ハ朕ガ子孫ノ主タルヘキ地ナリ

臣民道の  
源泉

と仰せられてあるが、これは日本臣民たるの運命が定められたことを明にしその第二には

コノ寶境ヲ視ルコト吾ヲ視ルカ如クニスヘシ

また、

高天原ニシラス所ノ齋庭ノ穗ヲ以テ吾兒ニシラスベシ

と仰せられた、これによつて精神と物質と生存の基をなす資財が授與せられ、國民はその惠澤によつて、子々孫々まで繁榮を續け得るのである、その第三には

天津神籬ヲ持チ葦原中國ニ降り亦皇孫ノタメニ齋キ奉ルヘシ

神籬は皇位を現すものである、この御神勅によつて葦原中國は皇威の霑被する地となり、皇室と國土と臣民とが不二一體となつたのである、日本臣民が先天的に皇室に奉仕する運命にあることはこれを以て明瞭である。

歴代皇室  
の御仁恵

二、敍上の御神勅は、皇道の根本であつて歴代の皇室はこの御勅旨に遵ひ民を憐れみ、仁恵限りなく大八洲の民草を霑ほし、臣民は忠誠克く君に仕へ、その先天的使命を後天的に於て洗練濃密にし、以て三千年國體の精華を發揮し今日に及んでゐるのである。

歴代の皇室が如何に臣民を慈しみ給ひしかその二三の例を奉記すれば、

仁徳天皇は民の炊煙の貧しきを以て三年間賦課を免じ給ひしが如き、

光明皇后は御躬ら病者を治癒せさせ給ひしが如き、

醍醐天皇が寒夜に御衣を脱きて民の疾苦を察し給ひしが如き

龜山天皇が元の來襲に際し御身を以て國難に當らせ給ふことを伊勢の大廟に御祈願あらせられしが如き、枚擧するに違はないのである。

皇室と國民とが一體としての美德が固く保持せられ、更に海外に國威を輝かすを得るのは、

我國の地が大陸を離れて島國で、外來の禍を避くることを得たにもよる、國內天孫人種以外の多くの民族がいつの間にか同化して渾然たる一民族となつたのは、皇室の厚き仁恵が求心力たる作用をなし以て抗爭的遠心力に打ち勝つたため、他國に類例なき眞の統一が實現されたのである。

明治天皇  
の教育勅  
語

三、明治天皇の教育勅語は最も明快に臣民たるの道を説示し給ひしもので臣民の固く遵守すべきことは論を俟たぬ即ち

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無躬ノ皇運ヲ扶翼ス

ヘシ

父母兄弟夫婦は我國家族主義の基本である、孝悌和樂は家族生活をして意義あらしむるものである、朋友は信義を以て交はり他衆に對しては博愛を旨とする。

自己の修養としては恭儉節制を第一とし、苟も驕慢傲恣があつてはならぬ、學業を習得し、徳性を養ひ、依つて社會公益に貢献し、如何なる場合に於ても、國の憲法を尊重し、國の法律を遵守し、以て忠良の民たるを期せねばならぬ、而も一朝事ある時は、忠勇義烈一身一家を忘れて皇室に奉仕せねばならぬのである。明治維新に於ては長い間の武家政治を廢して皇政の復古をなすを得たが、思想上には尙武家封建時代の遺風あり、一方には急激なる西洋思想あり、學の復古が行はれなかつた、明治天皇深くこれを御軫念遊ばされて勅語を賜ひしものであるから、國民は日夜奉戴して違はざらんことを恐れねばならぬ。

明治天皇  
の軍人勅諭

前に掲げたる軍人に賜りたる勅諭は、教育勅語よりも八年餘前の明治十五年に下賜せられたものである、徳川の末期まで數百年の間封建武士の制度であつた、明治の兵制は上古の國民皆兵制を復活して新編制を行ひこれを皇室に隸屬せしめた、軍民一致の體制が確立されたのであるから、この御勅諭は國民全體が拜誦すべきことは前に述べた通りである、而して特に忠節、禮儀、武勇、信義、質素五項目に分ち軍務に従事するもの、守るべき道を、懇ろに諭され給ひしこと、實に感涙に咽ぶばかりである。

聖徳太子  
の十七條  
憲法

四、我國に於て臣民の道として公文に示されたのは聖徳太子の憲法十七條が最も早いのである、今より千三百餘年前のことであるから規定する所は簡單であるが、臣民の服膺すべき道は明に示されてゐる、即ち

一、和ヲ以テ貴シトナス忤フコトナキヲ宗トセヨ



- 二、篤ク三寶（佛法僧）ヲ敬セヨ
- 三、詔ヲ承ケテハ必ス謹シメ君臣ノ分定マルコト天地ノ別アルカ如シ
- 四、群卿百僚ハ禮ヲ以テ本トセヨ
- 五、餐ヲ絶チ欲ヲ棄テ明ニ訴訟ヲ辨ヘヨ
- 六、人ノ善ヲ匿スナクマタ惡ヲ見テハ必ス匡セ
- 七、人各任掌アリヨロシク濫レサルヘシ
- 八、群卿百僚早ク朝シ晏ク退ケ
- 九、信ハコレ義ノ本ナリ事毎ニ信アルヘシ
- 十、忿ヲ絶チ人ノ違フヲ怒ル勿レ
- 十一、功過ヲ明ニ察シ賞罰ハ必ス當テヨ

十二、國司國造ハ百姓ヨリ斂ムルコト勿レ國ニ二君ナク民ニ兩主ナシ國民ハ王ヲ以テ主トス  
ヘシ

- 十三、諸ノ官吏ハヨクソノ職掌ヲ知り事ヲ闕クコト勿レ
- 十四、群臣百僚嫉妬アルコト勿レ
- 十五、私ニ背イテ公ニ向フハ臣ノ道ナリ
- 十六、民ヲ使フニ時ヲ以テセヨ
- 十七、事ハ獨リ斷ム可ラス必ス衆ト與ニ論スヘシ

主として群臣百僚に對する訓示に類するものであるが、そのうちに一貫したる皇室奉仕の念あるを察するを得る。

明治天皇  
欽定の帝  
國憲法

明治二十二年に發布せられたる帝國憲法は、皇祖皇宗の遺詔に基き、最新の文化を採用して

欽定せられたる所であつて、我國政の規矩となすと共に、また臣民の道を明にしてゐる。その第二章には臣民の權利義務を規定し、法律の範圍内に於ける居住移轉言論著作印行集會結社の自由か認められ、また一定の條件の下に信教の自由が認められ、法律に依るにあらずして逮捕監禁審問處罰をうくることなく、住所侵入信書の秘密が犯さるゝことはない。

法律命令の定むる資格に應じ文武官に任用せられ、一定の規程の下に請願をなすことが出来る。

殊にその所有權の不可侵が認められ、法律と雖も公益のため必要なる處分を定むるを得るに過ぎなく。

臣民は國家に對し、兵役に服し、納税をなす二大義務を有する、しかしこの義務の限度は法律によつて定むることを要する。

かくの如く臣民の權利義務が明定せられたのは國民が自發的に國家のために奮勵努力するを期待するためで、封建時代の民は依らしむべし知らしむべからずでは民力の發達が阻害さるゝため、その弊害を未然に防がんとする大御心に出づると拜察する。憲法は道德ではなく、絶對に背戾することを許さざる最高法であるから、これに反することは大罪惡である。

竹内式部の奉公心得書

五、竹内式部の奉公心得書には臣民の道が要領を盡して述べられてゐる参考のため左に摘記する。

「夫れ大君は上古伊弉册尊天日を請ひ受け天照大神を生み給此國の君とし給しより天地海山よく治まりて民の衣食住に不足なく人の人たる道も明となれり其後代々の帝より今の太君に至るまで人間の種ならず天照大神の御末なれば直に神種と拜し奉り御位に即かせ給ふも、天の日を繼ぐといふことにて天津日繼といひ、又宮仕へし給ふ人を雲の上人といひ、都を天と

いひて四方の國、東國よりも西國よりも京へは登るといへり、譬へば今床の下の生ぜざるに見れば天日の光及ばぬ所には一向草木さへ生ぜぬ然れば凡そ萬物天日の御蔭を蒙らざるものなければ、その御子孫の大君は君なり父なり天なり地なればこの國に生きとしいけるもの人間は勿論鳥獸草木に至るまでみな此君を敬ひ尊び各品物の才能を盡して御用に立て二心なき奉公し奉ることなり。

故にこの君に背くものあれば、親兄弟たりといへども則之を誅して君に歸すること我國の大義なり、況や官録をいたゞく人々は世にいふ三代相傳の主人などいふ類にあらず、神代より先祖代々の臣下にして、父母兄弟に至るまで大恩を蒙る人なれば、其身は勿論紙一枚糸一筋みな大君のたまものなり誤りて我が物と思ひ給ふべからずわけて御側近く奉公し給ふ人々は、天照大神に冥加にかなひ先祖神靈の御恵みに預り給ふ御身なれば、愈々敬ひかしづき奉

る心暫も忘れ給ふべからず」

註「親兄弟たりといへども則之を誅す」といふは親兄弟の存在が直に君への危害となる唯一の場合而もこれを諫止する餘裕なきほど切迫した事態を豫想しての論であらうと思はれるよし如何なる理由あるにしても親を誅したものは其後に於て自決すべきは言ふまでもあるまい

忠と孝

六、忠と孝とは我臣民道の中核をなすものである、それは日本の國家觀念と家族主義とに由来する當然の歸結である、忠孝は全く相一致し、別々に成立することのないのが、我國民道徳の眞髓である、支那は家族があつて然る後に國家があり、西洋では個人があつて國家を結成する、それ故に忠と孝とは一致しない、革命の起ることも怪しまない、我國は君主あつて國家があり家族が発生したのである、この點が國體の異なる根本である、忠孝一致の道徳は日本の國體の特徵であり世界萬邦に秀でた所である。

男と女

七、國民には男女の性別があり、性の異なることは道德上の使命を異にする、男子は外に活動し女は家を守る、賢婦才媛も内助に努め功を外に求めんとしない、西洋には男女同權同職の論もある、それは不自然であるから、我國では行はれない、支那では女性の姑息なる判断で重大事に容喙せんとする惡習があり傾國傾城の語もある、また女子と小人は養ひ難しとも言つた、我國では貞烈以て内助に盡すを習とする。

官と民

八、又我國に於ては國民中の或一部のみが天皇に仕ふると言ふ觀念がない。一君萬民の大義により萬民が天皇に奉仕し天業を翼賛すべきものとなす、其點官と民とを問はない、外國に於ては唯官吏のみが君王に奉仕するのである、我國に於ては然らず官吏は朝に立ち民は野に在つて共に共に天皇を輔翼する、官吏は定まれる職分に應じて親しく奉仕し、民はそれ／＼の業務に精進することに依て同じく奉仕の義を全うするのである、従つて文武の官吏のみなら

ず、農、工、商に従事する者も其業に勵むことは即ち、天業を翼賛し天皇に奉仕して居る譯であつて又之等の業に努むこと自體が天業を翼賛して居ることであり、天皇に奉仕する所以なることを深く自覺して精進せねばならぬのである。

九、我國の臣民の道は大要以上述ぶるが如くであるから、西洋及び支那に於けるやうな英雄は日本には必要はない、寧ろ大害である、誤れる英雄崇拜心は嚴にこれを戒しめねばならぬ、臣民たるの分を超ゆることは不臣の罪を免れぬ、西洋や支那の英雄傳を讀む場合には、この點をよく辨へねばならぬ、我國でも元龜天正時代の信長秀吉家康等は英雄と考へられてゐる、この時代は亂世であつて、我國の歴史に於て最も悲しむべき時であつた、皇威振はずして、全國麻の如く亂れた、それがため群雄が起つた、國民はかくの如き時代を再現せしめな

西洋及び  
支那流の  
英雄は我  
臣民道に  
副はず

いやうに臣民の道を確守せねばならぬ。

我臣民道の所謂偉人

我國に崇拜さるゝ偉人は、臣民の道を實踐して模範たる者である、臣民の道は既に述ぶるが如く、忠義が第一である、我國家は國民の忠義の念によつて支へられ、繁榮する、忠義はその任務に於て最善を盡すことである、楠公の如き最善を盡し一死を捧げて湊川に戦死したが、尙七度も生れ代つて忠義を盡さんとする大忠義心があつた、今に國民から崇拜される所以で、西洋や支那の英雄のやうに功名榮華を謳はるゝのと全く異なる、東郷大將乃木大將の如き忠義の熱血を以て外敵を掃つた、軍人の模範たるのみならず國民の儀表と仰がれる。

清麿

歴史上に於ても和氣清麿の如き、大偉人として崇拜される清麿には外國の英雄のやうな事績は全然ない、たゞ國體の大事に際會して、勇氣と聰明とを以て忠義を盡したに過ぎぬ、しかし清麿の忠烈は、我歴史を萬代不易に保つた、その功績は眞に偉なりと言はねばならぬ、多くの凡骨は時の勢に左右さるゝが普通であり、中にはこれに迎合して馬を鹿といふものさへ絶無で

はない、かゝる場合には一人の清麿が絶対に必要である、北畠親房、頼山陽、吉田松蔭、西郷隆盛、木戸孝允、その他國民崇敬をうくるものは多數あるが、皆忠義のために、その才能を發揮し全力を傾注して努力した人々である、その成否は問ふ所ではない、外國流の功利思想ではない。

明治維新の大業

徳川の幕末王政復古は我國の歴史轉回の重大事業であつた、この大業成就までには、勤王志士の名狀すべからざる努力が拂はれしかも志士の末路は悲惨を極めた、その慘狀を目撃しつゝ、尙且つ忠義を叫んだのは、止むに止まれぬ大和魂の發露であつた、明治維新はこれ等の偉大な志士達に依つて成し遂げられたので、生き残つた所謂維新元勳の多くは其餘徳を蒙つた者である。

昭和十四年十二月廿六日印  
昭和十五年一月二日發行

皇道の眞意義  
定價壹圓五拾錢

不許  
複製

著者 中野邦一

發行者 百武泰彦

印刷所 株式會社 文成社  
前田宗松

東京市目黒區上目黒五ノ二四五〇

發行所

固本盛國社

振替東京一三五五九九番  
電話澁谷(46)一七七七番

# 國 盛 本 固

## 目的

御神勅、御勅諭並に御誓文、宣揚  
皇道の眞意義攻究

## 綱領

一、國體の尊嚴を體認し、帝國憲法の成規を恪守し、國本を鞏固ならしめんことを期す。二、土地人口産業の適切なる整調を圖り、國民生活の根幹を培養す。三、我國固有の道徳を鼓吹し、廉恥禮節を摩礪して、民風を質實醇美ならしむるを期す。四、純正なる輿論を喚起して政黨の改善を圖り庶政の刷新を期す。五、外交を刷新し、國防を充實し、以て國際間の摩擦を緩和して永久の平和を期す。六、國民經濟の跛行的傾向を矯正し、民力進展の機會を均等ならしめんことを期す。七、マルクス主義、フアツシヨ主義其他民主革命の思想に根帶する狂燥なる言動を排す。

月刊 年額 三圓

## 役員

今泉、眞崎、水野各顧問 松井、尾佐竹、大島各評議員(以下略)  
中野主宰、渡邊、殖田、夏秋、下村各監修

御希望の方は住所職業氏名を明記し本社宛書面にて入會御申込を請ふ。

固 本 盛 國 社

東京市目黒區上目黒五ノ二四五〇  
振替東京一三五五九九番  
電話澁谷(四六)一七七七番

終

